

日本放送協会令和3年度業務報告書

目 次

第1章	事業の概況	1
第2章	放送番組の概況	8
第3章	放送番組に関する世論調査及び研究	29
第4章	営業及び受信関係業務の概況	33
第5章	視聴者関係業務の概況	37
第6章	放送設備の建設改修及び運用の概況	41
第7章	放送技術の研究	43
第8章	業務組織の概要及び職員の状況	47
第9章	内部統制に関する体制等及びその運用状況	53
第10章	財政の状況	59
第11章	子会社等の概要	63
第12章	その他	65
資	料	69

(注)

- ・日本放送協会の事業年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。本報告書に記載している4月から12月までの日付については、特に断りのないかぎり、令和3年の当該日付を指している。
- ・第1章及び第10章に記載の金額については、単位未満の端数を切り捨てて表示している。

第1章 事業の概況

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として、放送法に基づき設立された法人である。

（協会の沿革 資料1）

令和3年度は、スリムで強靱な「新しいNHK」となることを目指した「NHK経営計画（2021－2023年度）」に基づき、会長直属のプロジェクトを設置するなどして業務を遂行した。放送・サービスについては、ジャンル管理により価値の最大化を図った。地域情報については、新年度改定にあたってローカル番組の充実など発信強化に取り組んだ。営業経費については、訪問要員に係る経費等を大幅に削減し、4年度収支予算では受信料収入に対する割合を前年度比で1.1ポイント減の9.3%とした。設備投資については、設備のシンプル化・集約化・クラウド化等設備のあり方の見直しを進めた。組織については、その機能を最大化するため、人事制度改革や業務体制の整備を推進した。また、中間持株会社の設立や財団の統合を視野にガバナンスを強化するなどグループ経営改革を進めた。

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定公共機関として、会長を本部長とする対策本部のもと、新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づき、感染防止対策を徹底し業務の継続を図った。国内放送では、特設ニュースの編成やニュース時間の延長、関連番組の編成等を実施した。インターネットでは、特設サイトで関連情報を提供したほか、在宅学習を支援するコンテンツ等を提供した。受信料については、支払いを延滞した場合であっても延滞利息が発生しない措置を継続した。公開番組や、放送と連動したイベント等については、感染防止策を講じた上で一部のイベントを除き実施した。

東京オリンピック・パラリンピックについては、新型コロナウイルスの影響により、ほとんどの会場で無観客となる中、視聴者の関心に応えるため、放送を通じて多くの競技を中継した。インターネットでは、特設サイトを設けてリアルタイムで放送しない競技・試合の映像・音声を提供した。また、放送及びインターネットで、字幕や手話等ユニバーサル・サービスの取り組みを進めた。

ウクライナ情勢に関しては、BS1の報道番組を総合テレビジョンでも放送したほか、総合テレビジョンのニュースの放送時間を延長するなどの措置を実施した。

本年度における協会の業務運営の状況について次章以下に記述するが、これらを概観すれば、次のとおりである。

(1) 国内放送（第2章）

テレビジョンにおいて、地上放送で、デジタル方式により総合テレビジョン及び教育テレビジョンの放送を実施した。衛星放送では、デジタル方式により高精細度テレビジョン放送としてBS1及びBSプレミアムの放送を実施するとともに、超高精細度テレビジョン放送としてBS4K及びBS8Kの放送を実施した。ラジオにおいて、アナログ方式により第1放送、第2放送、FM放送を実施した。

放送番組の実施にあたっては、視聴者の意向を積極的に受け止め、公共放送の使命に徹し、公正な報道と多様で質の高い放送番組を提供することを基本とした。

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンでは、新たな視聴者を獲得するため、平日・土曜夜間にターゲットを明確にした番組を編成したほか、放送センターのバックアップ機能を担う大阪拠点放送局制作の番組を金曜の日中に多数編成した。教育テレビジョンでは、幅広い世代の知的好奇心や学習意欲に応える番組の充実を図るとともに、インターネットサービスとの連携を強化した。このほか、東日本大震災関連番組、戦争と平和を考えるさまざまな番組を編成するなど、特別編成を随時実施した。BS1ではスポーツ番組や地域関連番組を充実し、BSプレミアムでは曜日時間帯ごとのターゲットをより明確にした。BS4Kでは超高精細映像と機動力を生かした幅広いジャンルの番組を編成し、BS8Kでは土曜・日曜を中心に新作の大型番組を編成した。

地上放送及び衛星放送において、ステレオ放送、2か国語放送、解説放送、字幕放送、データ放送を実施した。地上放送では、主に携帯型受信機に向けたサービス「ワンセグ」を実施した。

ラジオにおいては、第1放送で平日夜間帯に幅広い世代が楽しめる番組を強化し、第2放送で語学番組の拡充を図った。FM放送では、幅広い世代に訴求する番組を強化した。このほか、東日本大震災関連番組等、特別編成を随時実施した。

放送番組の編集にあたっては、国内番組基準に準拠するとともに、放送番組審議会での意見等を踏まえて実施した。放送番組の考査については、部外のモニターによる番組評価

等を参考にして、厳正に行った。

12月に放送したBS1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」で誤った内容の字幕をつけたシーンが放送されたことについて、原因の究明を行い調査報告書を公表するとともに、再発防止策を導入した。

(2) 国際放送（第2章）

テレビジョンによる協会国際衛星放送（テレビジョン国際放送）については、放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、衛星を使用して、邦人向け放送及び外国人向け放送を実施した。世界全域に向けた同一の番組編成による放送を実施するとともに、邦人向け放送については、北米向け及び欧州向けに、受信が容易で現地の生活時間にあわせた番組編成の放送を実施した。放送番組については、邦人向け放送において日本の最新状況・課題や海外の日本人の安全・安心を支える情報の提供に取り組むとともに、外国人向け放送において危機解決の手がかりとなる番組の充実を図った。

国際放送及びラジオによる協会国際衛星放送（ラジオ国際放送）については、放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、短波・中波・超短波放送を世界の15の放送区域に向けて17の言語により実施するとともに、衛星を使用した放送を世界全域に向けて18の言語により実施した。放送番組については、邦人向け放送において海外安全情報を編成するとともに、外国人向け放送において日本の情報の発信やインターネットとの連動の強化を図った。

放送番組の編集にあたっては、国際番組基準に準拠するとともに、放送番組審議会での意見等を踏まえて実施した。放送番組の考査については、部外のモニターによる番組評価等を参考にして、厳正に行った。

このほか、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を放送と同時に国内の放送事業者に対し無償で提供した。

(3) 放送番組の国際交流（第2章）

放送番組の国際交流を積極的に推進し、海外への番組提供のほか、放送番組の共同制作や交換を行った。

衛星伝送による番組提供を実施し、世界各地の放送事業者等に対して提供を行った。

(4) インターネット活用業務（第2章）

総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、インターネットを活用して放送番組等（放送番組及び理解増進情報）を提供した。放送番組等を一般の利用に供する業務のうち、専ら受信料を財源とするものとして、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信「NHKプラス」のサービスを実施したほか、既放送番組や放送番組を解説・補足する番組関連情報等を提供した。利用者負担によるものとして、「NHKオンデマンド」のサービスを実施した。このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う事業者
に放送番組を提供した。

(5) 調査研究（第3章及び第7章）

放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を推進した。放送番組については、各種世論調査を行ったほか、デジタル時代のメディアに関する調査研究等を実施した。放送技術については、イマーシブメディアの研究、ユニバーサルサービスの研究、フロンティアサイエンスの研究を進めた。

調査研究の成果は、放送の実施等にあたって活用したほか、研究発表等により、広く一般に公表した。また、外部に対して各種の技術協力を行った。

(6) 営業及び受信関係業務（第4章）

受信料の支払率の維持と確実な収納、営業経費の削減に取り組んだ。訪問によらない効率的な営業活動への業務モデルの転換を進め、受信契約の自主申し出につなげる取り組みを行った。小規模な一定地域において契約・収納業務全般を委託する法人委託は9月末に終了し、より広範な地域を対象とした包括的な業務委託は順次縮小した。

受信料未払いの契約者に対する裁判所への支払督促の申立てを実施するとともに、受信契約未締結者に対する民事訴訟を提起した。

年度末における放送受信契約件数は、地上契約2,190万（うち有料の受信契約は1,952万）、衛星契約等（衛星契約及び特別契約）2,271万（同2,203万）、契約総数4,461万（同4,155万）であった。年度内の増減は、契約総数において16万（同14万）の減少、衛星契約等において3万（同4万）の減少であった。

全国の放送局で受信に関する技術相談に応じるなど、放送の受信環境の維持・改善のための諸活動を実施した。

(7) 視聴者関係諸活動（第5章）

視聴者との結びつきを一層強化するため、視聴者関係業務を総合的に推進した。

事業運営や放送番組等に関する広報活動を実施したほか、公共放送として視聴者に対する説明責務を果たす観点から、NHK情報公開基準に基づく情報公開を推進した。視聴者からの問い合わせに対して情報提供を行うとともに、放送、インターネット等の活用により、事業活動や財務内容等に関する情報を積極的に提供した。視聴者からの文書開示の求めに対しては、NHK情報公開規程に基づいて適切に対応した。業務に関して視聴者から寄せられた苦情その他の意見は311万件であり、これらに対しては適切かつ迅速に対応するとともに、分析結果を業務改善につなげた。このほか、視聴者との交流活動、公開番組等を新型コロナウイルスへの感染防止策を講じた上で実施した。

(8) 放送設備の建設及び運用（第6章）

地上放送網の整備については、ラジオで、第1放送5局を開設した。

衛星テレビジョン放送については、株式会社放送衛星システムの基幹放送局を用いて実施するとともに、同社に対して、放送衛星の運用に関する技術協力を行った。

また、良質な放送を確保するため、放送設備の改善及び老朽設備の更新整備を実施するとともに、災害に備えた機能強化を進めた。

放送センター建替について、第Ⅰ期工事を進めた。大津及び札幌の放送会館の整備を完了したほか、富山、松江、佐賀の各放送会館の建設工事を取り進めるとともに、和歌山、津、函館、高知の各放送会館及び川口施設（仮称）の整備のための諸準備を進めた。

放送設備の運用については、年度末において、テレビジョンで、総合テレビジョン2,214局、教育テレビジョン2,185局、ラジオで、第1放送280局、第2放送146局、FM放送532局を運用した。

(9) 業務組織・職員（第8章）

経営委員会は23回開催され、法定議決事項について審議し、決定するとともに、その他の基本的事項についても審議、検討を行った。審議状況については、議事録の公表や委員長の報道機関への説明等により、情報を公開した。

監査委員会は23回開催され、監査実施方針の決定等を行ったほか、年度を通じて、監査の円滑な実施に資するよう、会長との定期的な情報交換や執行組織及び子会社等からの聴取を実施した。

理事会は26回開催され、協会の業務執行に関する重要事項について審議した。

組織・業務体制の見直し、子会社等への業務の委託等業務全般にわたる合理的、効率的な運営に努め、要員については、訪問によらない効率的な営業活動の推進等に向けた配置の見直しを行った。

このほか、環境に配慮した経営を推進した。

(10) 内部統制に関する体制整備・運用（第9章）

経営委員会、監査委員会、会長・副会長・理事はそれぞれの職務にあたり、放送法第29条第1項第1号ロ及び放送法施行規則第17条に規定する事項の経営委員会議決（監査委員会の職務の執行のため必要な事項についての経営委員会議決）、放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決（協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての経営委員会議決）、放送法第29条第1項第1号オに規定する事項の経営委員会議決を遵守し、必要な体制を整備するとともにその体制を運用した。

(11) 財政の状況（第10章）

収支（一般勘定）については、事業収入は7,009億円で、受信契約件数が想定を上回ったことに伴う受信料の増加等により、予算に対し109億円の超過となった。事業支出は6,609億円で、新型コロナウイルス感染症の影響による番組制作・取材活動の縮小や、営業活動における訪問要員体制の縮小に伴う支出の減等により、521億円の予算残となった。事業収支差金は400億円となり、この全額を翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。資本収支差金は240億円となり、この全額を翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。翌年度以降の財政安定のための繰越金は、年度末において2,231億円となった。

(12) 子会社等の概要（第11章）

子会社等は、年度末において、24団体であった。子会社等からの配当の受取額は15億9千万円、副次収入は45億円であった。

子会社等の事業活動の適正性や、適正性確保に向けた協会の取り組みについて、外部の有識者の意見を受け、その対応策と実施状況を監査委員会に報告するとともにウェブサイト公表した。

一般財団法人NHKサービスセンター等5つの財団が統合に向けた協議を開始した。

4年度の事業運営において対処すべき重点課題は、次のとおりである。

＜5つの重点項目＞

（1）安全・安心を支える

- ・「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靱なネットワークを構築

（2）新時代へのチャレンジ

- ・最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供

（3）あまねく伝える

- ・確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ

（4）社会への貢献

- ・地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献

（5）人事制度改革

- ・組織の機能を最大限発揮するための“人財”改革を推進

＜構造改革による経費削減＞

（1）スリムで強靱なNHKに向けた番組経費などの見直し

（2）設備投資など固定的経費への斬り込み

（3）営業経費の構造改革

（4）管理間接業務のスリム化・高度化

（5）経常的経費の削減

第2章 放送番組の概況

1 国内放送

(1) 番組の編成

ア 重点事項

放送番組の編集にあたっては、公共放送としての使命に徹し、信頼性あるジャーナリズム機能と文化創造機能を一層向上させ、公正な報道と多様で質の高い放送番組を提供することを基本とし、国内番組基準にのっとり実施した。視聴者の信頼と多様な要望に応えるため、次の項目を年度重点事項として、放送番組の編集を行った。

- ① 命を守り、安全で安心できる暮らしに貢献する番組を強化
- ② 持続可能な社会を目指し、日本と世界の課題を多角的かつ正確に発信
- ③ 幅広い視聴者の期待と関心に応える多彩で質の高いコンテンツを提供
- ④ 地域で制作したニュース・番組の全国発信を強化し、各地域の発展に貢献
- ⑤ 多様な価値を認め合い、ともに生きる社会を目指した放送・サービスを充実
- ⑥ 青少年や子どもの教育と健全な育成をサポートする放送・サービスを提供
- ⑦ 日本と世界の相互理解を促進する発信を強化
- ⑧ 東京オリンピック・パラリンピック大会の放送の実施

イ テレビジョン

(7) 地上放送

総合テレビジョンでは、広く一般を対象に、国民の生活・視聴態様に対応して、報道、教育、教養、娯楽の各分野にわたり調和ある編成を行った。教育テレビジョンでは、教育番組を中心とし、教養番組を効果的に編成するとともに、報道番組若干を編成した。地域向けの放送としては、地域に密着したニュース・情報番組を中心に編成するとともに、地域の実情に応じた特集番組を随時編成した。視聴者の多様な要望に応えるため、時間帯によってチャンネルを2つに分割して放送するマルチ編成を行った。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、総合テレビジョンでは、新たな視聴者を獲得するため、平日・土曜夜間にターゲットを明確にした番組を編成したほか、放送センターのバックアップ機能を担う大阪拠点放送局制作の番組を金曜の日中に多数編成した。教育テレビジョンでは、幅広い世代の知的好奇心や学習意欲に応える番組の充実を図るとともに、インターネットサービスとの連携を強化した。9月、番組改定を行い、総合テレビジョン

の編成の一部刷新等を行った。このほか、東日本大震災関連番組、夏期特集として戦争と平和を考えるさまざまな番組を編成するなど、年間を通じて特別編成を随時実施した。また、ウクライナ情勢に関しては、BS1の報道番組を総合テレビジョンでも放送したほか、総合テレビジョンの正午ニュースの放送時間を延長するなどの措置を実施した。

(4) 衛星放送

(a) 高精細度テレビジョン放送

高精細度テレビジョン放送による衛星放送では、それぞれの波の個性を明確にする編成を行った。BS1では、広域性や大容量性といった衛星放送の特性を生かし、内外の最新の動向を伝える番組やスポーツ番組を中心に編成し、マルチ編成を随時実施した。BSプレミアムでは、過去の優れた文化の保存や文化の育成・普及を図る番組を編成した。BSプレミアムの総放送時間のうち、外部制作事業者への委託等により制作した番組の割合は19.9%であり、企画競争等を通じ制作委託したり外部制作事業者が制作参加したりした番組の割合は46.8%であった。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、BS1では、スポーツ番組や地域関連番組を充実させた。BSプレミアムでは、曜日時間帯ごとのターゲットをより明確にした。

(b) 超高精細度テレビジョン放送

超高精細度テレビジョン放送による衛星放送では、その普及の促進に資するため、それぞれの特性を生かした放送を行った。BS4Kでは、視聴者が超高精細映像を身近に楽しめるチャンネルとして、最先端の技術を生かした独自番組や、高精細度テレビジョン放送番組との一体制作番組等を編成した。BS8Kでは、世界最高品質の映像と音響を生かした番組を編成した。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、BS4Kでは、超高精細映像と機動力を生かした幅広いジャンルの番組を編成するとともに、高精細度テレビジョン番組との一体制作や同時放送を拡充した。BS8Kでは、土曜・日曜を中心に新作の大型番組を編成した。

ウ ラジオ

第1放送では、広く一般を対象に、聴取実態に応じて、報道、教育、教養、娯楽の各分野の番組を編成し、特に、ラジオの機動性、速報性を生かした弾力的編成を行うとともに、双方向性を生かすよう努めた。第2放送では、教育番組を中心とした全国同一放送として、対象となる聴取者層を明確にして編成した。FM放送では、高音質の特性を生かした音楽番組に重点を置いて編成した。地域向けの放送としては、第1放送及びFM放送において、地域の関心に応える番組を編成した。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、第１放送では、平日夜間帯に幅広い世代が楽しめる番組を強化した。第２放送では、語学番組の拡充を図った。ＦＭ放送では、幅広い世代に訴求する番組を強化した。このほか、東日本大震災関連番組等、年間を通じて特別編成を随時実施した。

エ ステレオ放送、字幕放送等

テレビジョンにおいて、ステレオ放送、２か国語放送、解説放送を実施した。解説放送は、主として視覚障害者に向けて編成した。

テレビジョンにおいて、字幕放送、データ放送を実施した。字幕放送は、聴覚障害者・高齢者に向けて、全波で実施した。地域放送番組でも字幕の付与を実施した。データ放送については、全波で固定型受信機に向けたサービスを実施した。このほか、地上放送では、主に携帯型受信機に向けたサービス「ワンセグ」を、テレビジョン放送と同時同内容の放送を基本として実施した。

なお、このほか、テレビジョン放送各波において、番組情報を一覧できる電子番組表（ＥＰＧ）を実施した。

オ 放送時間及び放送事項別比率

放送時間については、１日平均、テレビジョンで、総合テレビジョン２３時間４７分、教育テレビジョン１９時間４７分、ＢＳ１は２４時間００分、ＢＳプレミアム２４時間００分、ＢＳ４Ｋ１８時間４０分、ＢＳ８Ｋ１２時間２０分、ラジオで、第１放送２４時間００分、第２放送１８時間３０分、ＦＭ放送２３時間４４分であった。また、字幕放送は、１週間平均、総合テレビジョン１３４時間１８分、教育テレビジョン１１０時間５７分、ＢＳ１は６５時間１２分、ＢＳプレミアム１１９時間３５分、ＢＳ４Ｋ１０１時間１２分、ＢＳ８Ｋ４９時間５１分であった。

年間の放送事項別比率については、テレビジョンで、総合テレビジョンは教養２３．９％、教育１２．３％、報道４５．９％、娯楽１７．９％、教育テレビジョンは教養１９．４％、教育７５．１％、報道５．５％、ＢＳ１は教養３４．５％、教育１５．７％、報道４２．０％、娯楽７．８％、ＢＳプレミアムは教養５４．５％、教育１０．３％、報道２．６％、娯楽３２．６％、ＢＳ４Ｋは教養４５．５％、教育１０．１％、報道１３．４％、娯楽３１．０％、ＢＳ８Ｋは教養５９．７％、教育２０．３％、報道９．３％、娯楽１０．７％、ラジオで、第１放送は教養２０．９％、教育５．６％、報道５３．８％、娯楽１９．７％、第２放送は教養１５．１％、教育７０．４％、報道１４．５％、ＦＭ放送は教養４１．２％、教育６．０％、報道１５．４％、娯楽３７．４％であった。

(テレビジョン及びラジオの放送事項別放送時間及び比率 資料 2、3)

(テレビジョンのステレオ放送、字幕放送等の放送時間 資料 4)

(地域放送番組放送時間 資料 5)

(2) 番組の実施

ア 報道部門

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンで、「ニュース きん 5 時」、「ニュース地球まるわかり」等を新設したほか、「NHKニュース 7」、「ニュースウオッチ 9」、「キャッチ！世界のトップニュース」等を放送した。BS 1 では、「国際報道 2021」等を放送した。BS 4K では、「BS ニュース 4K＋ふるさと」等を放送した。ラジオにおいて、第 1 放送で、「NHK ジャーナル」等を放送した。

ニュースの放送に際しては、迅速かつ正確で多角的な報道に努め、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故のその後の動きを継続して伝えたほか、新型コロナ、各地の記録的な大雨による災害、熱海で起きた大規模な土石流、小田急線切りつけ事件、自民党総裁選、眞子さん・小室圭さん結婚、立憲民主党代表選、大阪のビルでクリニックが放火された事件、北朝鮮の弾道ミサイル発射、奄美・トカラ・岩手の津波警報、ウクライナ情勢、宮城・福島で震度 6 強の地震等の重要ニュースについては、特設ニュースの編成やニュース時間の延長、関連番組の編成等により実施した。

報道取材にあたっては、国内外での緊急時における機動力の向上をさらに図った。

ウクライナ情勢については、安全管理を徹底した上でウクライナ国内を取材し、現地からの中継等を行った。

「NHK スペシャル」として、「緊迫ミャンマー 市民たちのデジタル・レジスタンス」、シリーズ「パンデミック 激動の世界」、シリーズ「2030 未来への分岐点」、「タモリ×山中伸弥 超人たちの人体～アスリート 限界への挑戦～」、「EV シフトの衝撃～岐路に立つ自動車大国・日本～」、シリーズ「中国新世紀」、「検証 コロナ予算 77 兆円」、「ウクライナ 深まる危機～“プーチンの戦争” 市民はいま～」等を放送した。「クローズアップ現代＋（プラス）」として、「変異株・治療法に難題が…ワクチンは誰を優先？」、「大谷翔平！歴史を作る大旋風・規格外の魅力解明」、「独自取材・韓国大統領選 鍵を握る若者・日本への影響は？」等を放送した。

解説番組については、「時論公論」、「みみより！くらし解説」、「視点・論点」等を放送した。

手話を使った番組として、「NHK手話ニュース845」、「週間手話ニュース」等を放送した。

外国語によるニュース番組として、ラジオにおいて、第2放送で、英語等9言語によるニュースを放送した。

第49回衆議院議員選挙に際し、政見・経歴放送を行うとともに、開票速報及び選挙関連番組を放送した。

このほか、「#NHK」を新設するなど、協会の番組や事業運営を紹介する広報番組を放送した。

イ 教育部門

学校教育番組については、テレビジョンにおいて、教育テレビジョンで、小学校向け番組として、「ツ克蘭カー」、「キソ英語を学んでみたら 世界とつながった。」を新設した。中学校・高校向け番組として、「アクティブ10 レキデリ」、「アクティブ10 マスと！」等を放送した。

社会教育番組については、テレビジョンにおいて、教育テレビジョンで、SDGsを学ぶための番組「ひろがれ！いろとりどり」を新設したほか、語学番組として、「もっと伝わる！即レス英会話」、「旅するためのドイツ語」等を放送した。また、趣味・実用番組として、「趣味どきっ！」等を放送した。このほか、特集番組として、「#8月31日の夜に。～2021年夏休み ぼくの日記帳～」、「新春将棋バトル！～バラエティー五番勝負～」等を放送した。BSプレミアムでは、特集番組として「ごろごろパンダ日記」等を放送した。BS4Kでは、「ニッポンの里山 ふるさとの絶景に出会う旅」等を放送した。BS8Kでは、特集番組として「第90回日本音楽コンクール 本選会」等を放送した。ラジオにおいて、第1放送で、特集番組として「夏休み！ラジオ保健室～10代の性悩み相談～」、「冬休み子ども科学電話相談」等を放送した。第2放送で、語学番組として、「中学生の基礎英語 レベル1」、「中高生の基礎英語 in English」、「ラジオビジネス英語」、「小学生の基礎英語」、「ステップアップ ハングル講座」等を新設した。FM放送では、「オペラ・ファンタスティカ」等を放送した。

ウ 教養部門

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンで、「歴史探偵」、「京コトはじめ」を新設した。「NHKスペシャル」として、シリーズ「東京リボーン」、ジェンダーサイエンス「男X女 性差の真実」、同「月経 苦しみとタブーの真実」、「この素晴（すば）らしき世界 分断と闘ったジャズの聖地」、シリーズ「新・ドキュメント太平洋戦争」、「北

の海 よみがえる絶景」、シリーズ「新・映像詩 里山」、「恐竜超世界 i n J a p a n」等を放送した。

教育テレビジョンで、「ズームバック×オチアイ」、「ターシャの森から」等を新設した。「E T V特集」として、「ドキュメント 精神科病院×新型コロナ」等を放送したほか、特集番組として、「思考ガチャ！」等を放送した。

B S 1では、「スポヂカラ！」等を新設したほか、特集番組として、B S 1スペシャル「特攻 知られざる真実」、「ドキュメントT O K Y O M E D A L」等を放送した。

B Sプレミアムでは、「プロジェクトX 挑戦者たち 4 Kリストア版」等を新設したほか、特集番組として、「カールさんとティーナさんの古民家村だより」、「美の壺 スペシャル 着物」等を放送した。

B S 4 Kでは、「ダークサイドミステリー」等を放送した。

B S 8 Kでは、特集番組として「『ゲルニカ』が来た！～“実物大” 8 K映像の衝撃～」、「国際共同制作 恋する生きものたちの挑戦」等を放送した。

ラジオにおいて、第1放送で、「らじるラボ」、「高橋源一郎の飛ぶ教室」等を放送したほか、特集番組として、「みんなでひきこもりラジオ」等を放送した。第2放送では、「カルチャーラジオ 日曜カルチャー」等を放送した。F M放送では、「ディスカバー・クイーン」を新設したほか、特集番組として、「新春謡曲狂言」等を放送した。

エ 娯楽部門

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンで、「うたコン」、「NHKのど自慢」等を放送した。連続テレビ小説「おかえりモネ」、同「カムカムエヴリバディ」、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」を新設した。「土曜時代ドラマ」として、「大江戸もののけ物語」、「小吉の女房2」等を、「ドラマ10」として、「半径5メートル」、「群青領域」等を、「土曜ドラマ」として、「正義の天秤」、「わけもん～長崎通訳異聞～」等を、海外連続ドラマとして、「アンという名の少女2」等をそれぞれ放送した。このほか、特集番組として、「ライブ・エール2021」、「太平洋戦争80年・特集ドラマ 倫敦（ロンドン）ノ山本五十六」、正月時代劇「幕末相棒伝」、「第72回NHK紅白歌合戦」等を放送した。

B Sプレミアムでは、「ザ少年倶楽部」、「新・B S日本のうた」等を放送するとともに、「プレミアムドラマ」として「ライオンのおやつ」、「生きて、ふたたび 保護司・深谷善輔」等を放送した。特集番組として、「伝説のコンサート“松山千春” リマスター版」等を放送した。また、海外ドラマとして、「花郎（ファラン） 希望の勇者たち」

等の新設した。このほか地域発ドラマとして、「この花咲くや」（鹿児島）、「君の足音に恋をした」（大分）を放送した。

BS4Kでは、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」等を放送したほか、特集番組として、「新・BS日本のうた 新春スペシャル！2022」等を放送した。

BS8Kでは、特集番組として「The Covers Presents 8KスーパーLIVEシアター スターダスト☆レビューLIVE」、特集ドラマ「風よあらしよ」等を放送した。

ラジオにおいて、第1放送で、「さくらひなたロッチの伸びしろラジオ」等を新設したほか、特集番組として、「祝日も！らじるラボ オリンピックイヤーのヒット曲」等を放送した。FM放送では、「GR e e e N HIDEの ミドリの2重スリット」を新設したほか、特集番組として、「ジャズSPアワー」等を放送した。

オ 東京オリンピック・パラリンピック放送

東京オリンピック・パラリンピックについては、新型コロナウイルスの影響により、ほとんどの会場で無観客となる中、視聴者の関心に応えるため、放送を通じて多くの競技を中継した。7月23日から17日間にわたって開催されたオリンピックでは、総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BS4K、BS8K、ラジオ第1放送において、過去最長となる合計1,475時間19分の放送を行った。8月24日から13日間にわたって開催されたパラリンピックでは、総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BS4K、BS8K、ラジオ第1放送、FM放送において、過去最長となる合計669時間50分の放送を行った。

ユニバーサル・サービスの取り組みとして、地上テレビジョン放送では両大会すべての競技中継に字幕を付与したほか、教育テレビジョンにおいてパラリンピック開会式中継等に手話と副音声解説を付与した放送を行った。パラリンピックの当日の見どころを伝える「あさナビ」では、生放送の音声と同時に字幕を表示する取り組みを行った。

カ スポーツ中継放送

北京オリンピックについては、総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BS4K、BS8K、ラジオ第1放送、FM放送において、合計764時間50分の放送を行った。北京パラリンピックでは、総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1において、合計80時間04分の放送を行った。また、高校野球、大相撲、プロ野球、サッカー、ラグビー、卓球、プロゴルフ、米大リーグ野球、駅伝、マラソン、各種ウインタースポーツ等の中継放送を行った。

キ 地域放送

全国各地で、県域又は広域に向けた地域放送を実施した。

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンで、金曜夜間の地域情報番組として、「ザ・ライフ」（九州沖縄地方）等を新設した。

また、北海道道「オホーツク海 命はぐくむ大循環の謎」、東北ココから「震災遺構・請戸小学校 同級生が語り合う10年」、首都圏情報 ネットドリ！「コロナ×東京五輪・パラ 首都圏の現場では」（関東甲信越地方）、ナビゲーション「麻酔科医が足りない～三重大学病院 汚職事件の波紋～」(中部地方)、かんさい熱視線「豪雨災害から命を守れ 関西の対策最前線」、ラウンドちゅうごく「地方の命を守れ～鳥取で始まった救命救急改革～」、四国らしんばん「どうつなぐ“戦争の記憶”～開戦80年 今やるべきことは～」、ザ・ライフ「工藤会トップ 死刑判決の内幕」（九州沖縄地方）をはじめとして、地域の課題と向き合い解決の糸口を探る番組等、多様な番組を放送した。各地域の情報や魅力を取り上げた「イッピン」等の全国放送番組や「Journeys in Japan」等の国際放送番組を活用するなど、地域放送の拡充に努めた。また、地域の関心の高いスポーツ中継を随時、放送した。

新型コロナウイルス感染症については、各地域における感染の状況や地方自治体の対応等に関するニュースや関連番組を放送した。また、各地の記録的大雨による災害の発生や宮城・福島で震度6強を観測した地震に際しては、特設ニュースの編成等により地域向けニュースを放送したほか、文字情報を挿入することにより、きめ細かな生活関連情報を提供した。

ラジオにおいて、第1放送で、「D i n o★ラジ！」（福井県）等を新設した。

なお、総合テレビジョンの「列島ニュース」等で各放送局で伝えた地域のニュースを、「NHK地域局発」等で各放送局が制作した番組を、全国に紹介した。また、ラジオ第1放送で、地域放送局から全国に向けて生放送する「につぼん列島夕方ラジオ」等を放送した。

ク テレビジョン放送のステレオ放送、字幕放送、データ放送等

地上放送及び衛星放送の各波において、ステレオ放送、2か国語放送、解説放送を実施し、このうち「海外ドラマ」等をステレオ2か国語放送で、「連続テレビ小説」等をステレオ解説放送で、「クラシック音楽館」等を5.1サラウンドステレオ放送で、それぞれ実施した。ラグビー中継等では、ルール説明を交えた実況を行う解説放送を実施した。BS4K及びBS8Kでは、22.2マルチチャンネル放送を実施した。

字幕放送については、「連続テレビ小説」、「ニュースウオッチ9」、「おかあさんといっしょ」等で実施したほか、バスケットボール中継や、第45回創作テレビドラマ大賞「家出娘」、「第72回NHK紅白歌合戦」等の特集番組でも随時実施した。

データ放送については、固定型受信機向けサービスとして、地上放送及び衛星放送において、全国及び地域のニュースや気象情報、各地域の生活関連情報等を放送した。また随時、台風・大雨・大雪情報、地震・津波情報等を放送した。「あさイチ」、「天才てれびくん hello,」等の定時番組や、「2021NHK杯フィギュア」、「第72回NHK紅白歌合戦」等の特集番組で番組と連動したサービスを実施した。

主に携帯型受信機向けのサービス「ワンセグ」では、地上テレビジョン放送と同時同内容の放送を基本として実施するとともに、総合テレビジョン及び教育テレビジョンでニュース等のデータを放送した。

ケ 緊急警報放送

4年1月16日、トンガ沖の海底火山の大規模な噴火により奄美・トカラ・岩手で津波警報が発令されたことに伴い、テレビジョン・ラジオ全波で、緊急警報放送を実施した。

コ 緊急地震速報

地震の発生直後、大きな揺れが来る前に気象庁が推定した震度等を知らせる緊急地震速報を、テレビジョン・ラジオ全波で計17回放送した。

サ 番組制作の委託

コンパクトな番組制作体制の下で、多様で質の高い放送番組を安定的に確保するため、「ダーウィンが来た!」、「おかあさんといっしょ」、「レジェンドの目撃者」、「Journeys in Japan」等の番組制作を子会社等に委託した。

また、番組の一層の多様化を図るため、番組制作会社から広く番組企画提案を募集し、番組制作を委託した。このうち、番組制作会社に対し直接委託する方式については、年度を通じてホームページで提案を募集し、のべ630社から1,482件の提案が寄せられ、ドラマ10「しもべえ」、夜ドラ「カナカナ」、レギュラー番組への道「まなぶんかい!」、「うちのパパ、出張先は宇宙です」等17の番組制作を委託した。

企画募集及び提案審査にあたっては、審査の手順をあらかじめ公表するとともに、募集のつど説明会を開催するなど、企画競争の透明性、公平性の確保に努めた。

委託にあたっては、公正性・透明性を一層高めるよう、下請法に準拠した手続きとともに、委託形態ごとに取引条件を定めた「放送番組の制作に関する番組制作会社との取引基準」に基づき運用した。委託先に対しては、公共放送番組としての質を確保するた

め、「NHK放送ガイドライン」を周知した。

(3) 放送番組審議会等

中央放送番組審議会は11回開催され、会長の諮問に応じて、令和4年度の国内放送番組編集の基本計画を審議し、答申を行ったほか、NHKスペシャル「攻撃は止められるのか～最新報告 ロシア軍事侵攻～」をはじめ放送番組全般について意見交換を行った。各地方放送番組審議会はそれぞれ11回（北海道地方、東北地方は10回）開催され、会長の諮問に応じて、令和4年度の各地方向け地域放送番組編集計画を審議し、答申を行ったほか、各地方向け地域放送番組等について意見交換を行った。各審議会の答申や議事の概要等については、全国向け又は各地方向けの放送やウェブサイトへの掲載等により公表した。

審議の充実に資するため、視聴者から寄せられた苦情その他の意見の概要、放送番組モニター報告を各審議会に毎回報告した。また、国内放送番組の種別、種別ごとの放送時間について、各審議会に報告し、公表した。（委員名 資料6）

放送番組の企画及び実施にあたっては、教育放送企画検討会議等部外委員による番組専門委員会における検討を参考にした。

(4) 放送番組の考査

人権の尊重や放送倫理の徹底等放送番組の質の向上に資するよう、国内番組基準にのっとり、放送番組の事前考査及び放送時の考査を実施した。考査結果については、速やかに放送現場への周知を行った。

考査にあたっては、部外のモニターによる番組評価等を参考にした。モニターによる番組評価は、新たな分析手法により指標化したデータを含め放送現場等に周知し、視聴者の意向が放送番組に反映されるよう努めた。

(5) 放送番組等の保存と公開

放送済みの番組等については、再利用等を効率的に行えるよう、体系的に整理して保存した。埼玉県川口市で、これらの保存、管理、活用を一元的に行うNHKアーカイブスを運用した。保存しているコンテンツについてはファイルに変換する作業を進めた。なお、保存した放送番組等は「あの日 あのとき あの番組」等の放送番組において活用し、16ミリフィルムで保存している「新日本紀行」等をデジタルリマスターしてBS4Kで

放送した。

保存した放送番組の一部については、必要な権利処理を行い、各地の放送局等で、来館者が専用端末を通じて視聴できる番組公開ライブラリーにより一般に公開した。

協会に保存されていない番組等を視聴者に呼びかけて提供してもらう取り組みを進め、提供を受けた番組等はNHKアーカイブスに保存したほか、一部は番組公開ライブラリーで一般に公開した。

大学等の研究者からの研究提案に応じてNHKアーカイブスに保存する放送番組等を研究に役立ててもらう「学術利用トライアル」や、学校の授業で放送番組を活用してもらうための「ティーチャーズ・ライブラリー」を実施した。

過去に放送した番組のタイトルや放送日等の情報については、ウェブサイトへの掲載により一般に公開した。

放送法第10条の規定に基づき、訂正・取消し放送の関係者等が内容を確認できるよう、放送番組を保存した。なお、放送法第9条の規定に基づく訂正・取消し放送の請求はなかった。

(6) 放送事業者等への放送番組の提供等

地上及び衛星放送事業者に対し、放送番組653本、放送番組の編集に必要な資料945件を提供した。放送大学学園に対し資料438件を、ケーブルテレビ事業者に対し放送番組2,140本を、それぞれ提供した。

また、公益財団法人放送番組センターに対し、同法人が行う放送番組ライブラリー事業のため放送番組192本を提供した。

さらに、聴力障害者向けの字幕付きビデオの制作に供するため、関係する団体に対し放送番組の提供を行った。このほか、番組複製頒布事業等のための放送番組二次使用申し込みに応じた。

(7) 番組の受賞

A B U（アジア太平洋放送連合）賞において、NHKスペシャル「ミラクルボディー 驚異の人体“超適応” 車いすレーサー タチアナ・マクファーデン」がテレビ・スポーツ番組部門で、FMシアター「ほぞ」がラジオ・ドラマ部門で、それぞれA B U賞（最優秀賞）を受賞した。

放送文化基金賞において、宮城発地域ドラマ「ペペロンチーノ」がテレビ・ドラマ番組

部門で最優秀賞を受賞した。

「地方の時代」映像祭において、E T V特集「“焼き場に立つ少年”をさがして」が放送局部門で優秀賞を受賞した。

文化庁芸術祭において、土曜ドラマ「今ここにある危機とぼくの好感度について」がテレビ・ドラマ部門で大賞を受賞した。

(8) その他

放送倫理・番組向上機構（B P O）の運営に協力するとともに、その活動について、放送による周知等を行った。

1 2月に放送したB S 1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」で誤った内容の字幕をつけたシーンが放送されたことについて、4年1月、調査チームを設置して原因の究明と再発防止策の検討にあたり、2月、調査報告書を公表した。これを受け、番組やコンテンツの内容の正確性やリスクの有無を放送ガイドラインに沿ってチェックする責任者を、番組制作にかかわる全ての部局に新たに配置するなどの再発防止策を導入した。2月、B P Oの放送倫理検証委員会が当該番組の審議入りを決定したことを受け、ヒアリング等に協力した。

2 国際放送

(1) テレビジョン

ア 番組の編成

テレビジョン国際放送については、世界全域に向け、デジタル方式により、邦人向け及び外国人向け放送を実施した。

(7) 邦人向け放送

世界全域に向けた同一の番組編成による放送を、3つの衛星を使用して実施した。また、北米向け及び欧州向けには、受信が容易で現地の生活時間に合わせた番組編成の放送を、それぞれ地域に向けた衛星を使用して実施した。

海外の日本人に対し、必要な情報を幅広く提供するため、次の項目を年度重点事項として、放送番組の編集を行った。

- ① 新型コロナウイルスによる影響や東京オリンピック・パラリンピックの動きなど、日本の最新状況や課題を発信
- ② 海外の日本人の安全と安心を支える情報の提供

本年度の開始に際し、番組改定を行った。

(イ) 外国人向け放送

放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、世界全域に向けた同一の番組編成による放送を3つの衛星を使用して実施した。また、各地域に向けては年度末において29の衛星を使用して実施した。実施にあたっては、株式会社日本国際放送に送信の業務を委託した。このほか、視聴の利便を図るため、世界各地の放送事業者に対して、放送番組を放送と同時に提供した。なお、外国人向け放送の実施にあたっては、株式会社日本国際放送が同一チャンネルで放送することを認めた。

(テレビジョン国際放送の使用衛星 資料7)

放送番組については、次の項目を年度重点事項として編集を行った。

- ① 新型コロナウイルス等の危機解決の手がかりとなる番組の充実
- ② 海外のスタジオ等を活用し日本やアジアの視点でニュースを発信
- ③ 文化や技術等、日本の魅力を発信
- ④ 国内放送との連携の一層の推進

本年度の開始に際し、番組改定を行い、SDGsや防災・減災に関する情報等の発信強化に取り組んだ。9月、番組改定を行った。

(ウ) 放送時間及び放送事項別比率

1日平均の放送時間は、世界全域に向けた邦人向け放送は5時間56分、外国人向け放送は23時間41分であった。このほか北米向けの邦人向け放送は5時間12分、欧州向けの邦人向け放送は5時間54分であった。

年間の放送事項別比率は、世界全域に向けた邦人向け放送が報道94.1%、インフォメーション4.6%、娯楽1.3%、外国人向け放送が報道68.4%、インフォメーション31.6%であった。

イ 番組の実施

外国人向け放送において、毎正時放送のニュース番組「NHK NEWSLINE」で日本やアジア、そして世界についての情報を伝えるとともに、日本語の多彩さや奥深さを伝える「Magical Japanese」、物を大切にする日本人の営みを取り上げる「Zero Waste Life」、日本で蓄積されてきた防災・減災に関する知識や研究を紹介する「BOSAI: Science that Can Save Your Life」、多様な生き方や価値観を描く「Five Frames for Love」等を新設した。

また、特集番組として「Fukushima Monologue」、「Satoyama Kitchen Diary」、

「Zeroing In: Carbon Neutral 2050」、「NHK WORLD-JAPAN presents SONGS OF TOKYO Festival」、「How to be Likable in a Crisis」等を放送した。

邦人向け放送及び外国人向け放送を通じて、新型コロナウイルスの国内外の感染状況やロシアによるウクライナ侵攻等について、特設ニュースの編成やニュース時間の延長等により伝えた。また、東京オリンピック・パラリンピックや北京オリンピック・パラリンピックを巡る動き、アフガニスタン情勢、岸田内閣の発足、衆議院議員選挙等の重要ニュースについては、国内放送番組の抜粋による臨機の編成、独自番組の制作、字幕ニュースにより、英語及び日本語で放送した。

(2) ラジオ

ア 番組の編成

ラジオ国際放送については、八俣送信所からの短波放送及び海外中継局からの短波・中波・超短波放送を世界の15の放送区域に向けて17の言語により実施するとともに、衛星を使用した放送を世界全域に向けて18の言語により実施した。

(7) 邦人向け放送

放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、八俣送信所及び海外中継局からの短波放送を世界の14の放送区域に向けて実施した。また、3つの衛星を使用した世界全域向けの放送を実施した。

最新のニュース・番組、安全・安心情報の提供を年度重点事項とし、「海外安全情報」を編成した。また、国内の主要ニュース、時事番組、スポーツ中継、音楽番組、ラジオドラマ等の番組を国内と同時に放送した。衛星による放送においては、短波放送と同内容の番組に衛星独自の番組を加えて実施した。

(1) 外国人向け放送

放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、八俣送信所からの短波放送及び海外中継局からの短波・中波・超短波放送を、世界の13の放送区域に向け、16言語により実施した。また、3つの衛星を使用した世界全域向けの放送及び4つの地域衛星を使用した地域向けの放送を17言語で実施した。

諸外国の日本への理解を深め、文化及び経済の国際交流の発展に貢献するため、次の項目を年度重点事項として、放送番組の編集を行った。

- ① ニュースを中心に日本の情報を広く発信
- ② インターネットとの連動を強化

本年度の開始に際し、番組改定を行った。なお、ロシアによるウクライナ侵攻に伴い、4年3月、極東ロシア向けロシア語放送、欧州向けロシア語放送及び英語放送について、臨時に放送時間を拡大した。

(ウ) 放送時間及び放送事項別比率

放送時間は1日平均64時間12分（邦人向け放送24時間00分、外国人向け放送40時間12分）であった。また、年間の放送事項別比率は、報道70.2%、インフォメーション29.5%、娯楽0.3%であった。

（ラジオ国際放送の使用言語別放送区域 資料8）（使用衛星 資料9）

（中継放送 資料10）（放送事項別放送時間及び比率 資料11）

イ 番組の実施

(ア) 報道部門及びインフォメーション部門

報道部門では、新型コロナウイルスの国内外の感染状況やロシアによるウクライナ侵攻等について、特設ニュースの編成やニュース時間の延長等により伝えた。また、東京オリンピック・パラリンピックや北京オリンピック・パラリンピックを巡る動き、アフガニスタン情勢、岸田内閣の発足、衆議院議員選挙等の内外の重要ニュースを伝えるとともに、随時、日本の立場を明らかにした見解等を放送したほか、日本の世論の動向を正しく伝えるようにした。

インフォメーション部門では、外国人向け放送において、英語放送で、聴取者との双方向番組「Friends Around the World」を放送した。

両部門にまたがる番組として、外国人向け放送において、日本で暮らす上で役立つ情報を伝える「Living in Japan」を新設したほか、「プラグイン ニッポン」等を放送した。

なお、両部門を通じて、邦人向け放送において、ラジオ第1放送との同時放送を行い、「ちきゅうラジオ」、大相撲中継等を放送した。

(イ) 娯楽部門

邦人向け放送において、ラジオ第1放送との同時放送を行い、「ひるのいこい」、「NHKのど自慢」、「第72回NHK紅白歌合戦」を放送した。

(3) 放送番組審議会

国際放送番組審議会は11回開催され、会長の諮問に応じて、令和4年度の国際放送番組編集の基本計画について審議し答申を行った。また、国際放送全般について幅広く意見交換を行った。なお、審議の充実に資するため、放送番組に関して、視聴者から寄せられ

た評価その他の意見の概要を審議会に毎回報告した。

審議会の答申や議事の概要等については、放送やウェブサイトへの掲載により公表した。

(委員名 資料 1 2)

(4) 放送番組の考査

放送番組の質の向上に資するよう、国際番組基準にのっとり、放送番組の考査を実施した。考査結果については、速やかに放送現場への周知を行った。

考査にあたっては、部外のモニターによる評価のほか、視聴者から寄せられた意見を参考にした。モニターによる番組評価は放送現場に周知し、視聴者の意向が放送番組に反映されるよう努めた。なお、ラジオ国際放送の番組モニターについては、使用言語ごとに委嘱を行った。

(5) 受信状況、反響等

ア 受信状況

ラジオ国際放送の八俣送信所からの放送については、大洋州向けは、おおむね良好な受信状態であった。アジア大陸、東南アジア、南西アジア、極東ロシア向けはおおむね良好な受信状態であったが、ばらつきもみられた。中東・北アフリカ向け、南米向けは、ばらつきが多い受信状態であった。海外の中継局からの放送は、時期等により、おおむね良好な受信状態とばらつきのある受信状態に分かれた。

イ 反 響

国際放送に関して視聴者から寄せられた意見・問い合わせは、約 1 万 9 千件であった。

テレビジョン国際放送については、「NHK NEWSLINE」及び「NEWSROOM TOKYO」等で報じたロシアによるウクライナ侵攻やミャンマー情勢について、客観性や正確性等を評価する意見が寄せられたほか、コロナ禍のもとで行われた東京オリンピック・パラリンピックに関連したニュースに、多くの意見が寄せられた。番組では、国内放送番組を英語化した「The Professionals」やドラマ番組、大相撲関連の番組等に多くの意見が寄せられた。

ラジオ国際放送については、東京オリンピックや新型コロナウイルス等の多様なニュースがバランスよく報じられているとの声が寄せられたほか、日本で暮らす外国人を取り上げた番組や災害に関する番組に、多くの意見が寄せられた。

ウ 周知及び視聴促進

外国人向け国際放送がより広く視聴されることを目指し、プロモーション活動を積極的

に展開した。

海外では、ドイツの映画祭で上映会を実施したほか、各地の在外公館と連携して、オンライン視聴のイベントを実施した。また、SDGsに関連する番組をまとめたウェブサイトについて、各地のメディアや在外公館等に周知した。

国内では、国際交流イベントに出展したほか、自治体等を通じて、在留外国人への番組内容等の周知を図った。また、留学生等を対象に、各地の大学と連携し、アプリや防災に役立つウェブサイト等を紹介するオンラインのイベントを開催した。

このほか、国際放送、ウェブサイト、SNS等や、国内外の新聞・雑誌、インターネットでの広告により、ラジオ及びテレビジョンの番組情報やアプリの周知を実施した。

(6) その他

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を放送と同時に国内の放送事業者に対し無償で提供し、提供先は年度末において41者であった。

3 放送番組の国際交流

(1) 海外への放送番組の提供等

外国放送事業者等への放送番組の提供を積極的に推進した。

このうち、衛星伝送による番組提供では、「あさイチ」、「おかあさんといっしょ」、大河ドラマ「青天を衝(つ)け」等を提供した。提供先は、年度末において世界114の国と地域の234の放送事業者等であった。

また、一般財団法人NHKインターナショナル及び一般財団法人放送番組国際交流センターが行う番組ライブラリー事業を通じて、放送番組6,424本を提供した。

(2) 放送番組の共同制作等

外国放送事業者等との放送番組の共同制作を実施し、NHKスペシャル「新・映像詩里山」、BS1スペシャル「被曝の森2021 変わりゆく大地」、「愛と異端のシルクロード」、国際共同制作ドラマ「マイスマールランド」等を放送した。

外国放送事業者等とのニュース素材・番組交換については、協力協定や協力覚書、ニュース素材交換覚書に基づき実施したほか、サーバーを介した転送によるニュース素材交換（アジアビジョン及びユーロビジョン）、ABU加盟の放送事業者と共同して行う番組交換活動に参加した。

なお、協会と協力協定や協力覚書、ニュース素材交換覚書等を締結している外国放送事業者等は、51の国と地域の78機関であった。

(3) 「日本賞」教育コンテンツ国際コンクール

11月、第48回「日本賞」教育コンテンツ国際コンクールを実施した。コンクールには、48の国と地域から267件の応募があった。

(4) A B U

A B Uの運営に協力するとともに、「A B Uロボコン」、「A B Uこどもドラマシリーズ」、「TVソングフェスティバル」等の諸活動に寄与した。

11月に開催されたA B U総会で、正籬聡副会長がA B U会長に選出された。

4 インターネット活用業務

放送を補完して、その効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた協会の目的を達成するために、「NHKインターネット活用業務実施基準」及び「2021年度（令和3年度）インターネット活用業務実施計画」に基づき、インターネット活用業務を実施した。

インターネット活用業務の実施にあたっては、利用者の便宜を図る観点から、パソコンのほか、スマートフォン、携帯電話、インターネット接続機能付きのテレビジョン受信機等多様な受信端末を対象とし、一部のサービスについては、スマートフォンやタブレット端末での利用に適した専用アプリを無償で提供した。

新型コロナウイルスの社会への影響が長期化する中、2号受信料財源業務では、特設サイトでワクチンに関する情報等の命と暮らしを守る正確な情報の提供に努めたほか、在宅学習を支援するコンテンツ等を提供した。協会のウェブサイト及びアプリの1週間の訪問者数（週次訪問ユニークブラウザ数）は、年度平均で、前年度の約3,055万から増加して約3,160万となった。

実施基準については、4年度以降に「NHKプラス」のサービス改善やインターネット活用業務についての社会実証を行うための変更について、4年1月、総務大臣の認可を得て、同年4月1日に施行した。

(1) 2号受信料財源業務

ア 放送番組の提供

(7) 常時同時配信等業務

地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信として「NHKプラス」のサービスを実施した。このうち、地上テレビ常時同時配信としては、総合テレビジョン及び教育テレビジョンの放送中番組を、一日19時間程度提供した。実施にあたっては、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を合わせた区域（南関東エリア）を対象とした放送中番組を、全国に向けて配信した。また、地上テレビ見逃し番組配信については、地上テレビ常時同時配信と一体のサービスとして、総合テレビジョン及び教育テレビジョンの既放送番組を提供した。

実施にあたっては、受信契約の有無に基づく認証を行い、地上テレビ常時同時配信において受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージを表示し、地上テレビ見逃し番組配信の利用可否の制御を行うなど、受信料制度を毀損することのないようにするための措置を講じた。なお、国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものとして、各地の大雨等の災害関連ニュース、新型コロナウイルス関連ニュース、衆議院議員選挙開票速報等を、また、東京オリンピック・パラリンピックに際し競技中継番組及び関連番組を、メッセージを表示しないで提供した。

年度末における利用者の登録数は約243万件であった。

(4) 常時同時配信等業務以外の業務

放送中番組の提供として、国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報で特に迅速に提供すべきものとして、各地の大雨等の災害関連ニュース、新型コロナウイルス関連ニュース、衆議院議員選挙開票速報等、総合テレビジョン等の放送番組を提供した。また、ラジオ第1放送、ラジオ第2放送、FM放送の放送番組を、NHKネットラジオ「らじる★らじる」として提供した。外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組を提供した。また、邦人向けテレビジョン国際放送の放送番組の提供を開始し、「NHKニュース7」等を提供した。

既放送番組の提供として、国内放送について、学校放送番組ポータルサイト「NHK for School」や「らじる★らじる」で、一部のテレビジョン・ラジオ番組を提供した。テレビジョン国際放送については、「NHKニュース おはよう日本」等の邦人向けの放送番組の提供を開始するとともに、「NEWSROOM TOKYO」等の外国人向けの放送番組を提供した。ラジオ国際放送については、18言語によるニュース及び17言語による番組を提供したほか、海外の日本人の生命・財産を守る観点から「海外安全情報」を提供した。

イ 理解増進情報の提供

放送番組を周知・広報し、又は解説・補足する番組関連情報等を提供した。

台風・大雨等の災害、火山活動、小田急線切りつけ事件等国民的関心の高いニュースに関連する現場映像・音声をリアルタイムで提供した。

協会が保有する番組や素材を再編集した動画を「東日本大震災アーカイブス」、「戦争証言アーカイブス」等として公開した。

東京オリンピック・パラリンピックに際して、特設サイトを設けてリアルタイムで放送しない競技・試合の映像・音声、手話ＣＧによる実況、ロボット実況・字幕等を提供した。また、北京オリンピック・パラリンピックに際し、リアルタイムで放送しない競技・試合の映像・音声等を提供した。

国際放送について、外国人向けテレビジョン国際放送の放送中番組の提供とあわせて、自動翻訳機能による９言語の字幕を提供した。また既放送番組の提供とあわせて１８言語の字幕を提供した。英語によるテレビジョンの日本語講座番組を多言語化し、１２言語で提供した。また文字によるものとして、１９言語のニュースや邦人向けの海外安全情報を提供した。このうち、自動翻訳機能による字幕及び文字によるニュースについては、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、４年３月、ウクライナ語での提供を開始した。

「ハイブリッドキャスト」等の放送・通信連携サービスでは、ニュース、気象情報等の常時コンテンツ及び放送中の番組に連動するコンテンツを提供した。

「ＮＨＫクリエイティブ・ライブラリー」として、既放送番組等を創作用素材として一般に提供した。

(2) 2号有料業務

利用者負担により行う業務として、ＮＨＫオンデマンド（ＮＯＤ）サービスを実施し、連続テレビ小説「おかえりモネ」、同「カムカムエヴリバディ」、大河ドラマ「青天を衝（つ）け」、「ＮＨＫスペシャル」等を多様な受信端末に向け提供し、提供本数は年度末において１万１千本であった。協会が利用者に直接提供する形態の会員の登録数は、年度末において３０９万９千人であった。外部プラットフォーム事業者を経由する提供については、年度末において、８者を通じて実施した。利用者からの問い合わせ等については、ＮＯＤコールセンターにおいて迅速かつ適切な対応に努めた。

(3) 3号受信料財源業務

公益上特に意義のある提供として、1者に対して放送番組3番組を提供した。

(4) 3号有料業務

4者に対して、放送番組約2千本を有料で提供した。

(5) 放送法第20条第14項の努力義務に係る取り組み

ア 地方向け放送番組の提供

「NHKプラス」において、南関東エリア以外の地域で放送した地方向け放送番組の見逃し番組配信を行い、5月に「ニュースほっと関西」の配信を開始するなど、段階的に拡充した。また、「らじる★らじる」において、一部の地方向け放送番組を提供した。

イ 他の放送事業者が行う配信業務への協力

2号受信料財源業務における放送番組の提供として、民間放送事業者によるテレビジョン番組の配信サービス「TVer」のウェブサイト及びアプリを通じて、一部の既放送番組を提供した。また、民間放送事業者によるラジオ番組の配信サービス「radiko」のウェブサイト及びアプリを通じて、ラジオ第1放送とFM放送の放送中番組を提供した。

「NHKプラス」等のインターネット活用業務の実施により得られた知見について、民間放送事業者等との共有を行った。

(6) その他

インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、外部の有識者で構成されるインターネット活用業務審査・評価委員会を8回開催した。委員会は、協会の諮問に応じて、2年度のインターネット活用業務実施計画の実施状況及びその評価、4年度のインターネット活用業務実施計画について審議し、答申を行った。委員会の会合では、インターネット活用業務の四半期ごとの実施状況や競争評価指標の観測状況等に関して、協会から報告を受けた。委員会の透明性の確保に資するため、議事資料及び議事概要をウェブサイトで公表した。なお、競合事業者等からの意見・苦情等の申し立てはなかった。

(委員名 資料13)

インターネット活用業務の区分経理の適正性について、有識者を交えて検証を行い、結果をウェブサイトで公表した。

第3章 放送番組に関する世論調査及び研究

1 放送番組に関する世論調査

放送番組の制作及び編成等に活用するため、各種世論調査を、質問用紙の配付回収を郵送で行う郵送法、RDD（ランダム・デジット・ダイヤリング）方式による電話法等により実施した。

(1) 個人視聴率調査

テレビジョン・ラジオ番組の全国個人視聴率調査については、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、調査を実施しなかった。

6月から7月にかけて、テレビジョン番組の幼児視聴率調査を、東京30キロ圏の幼児1,000人を対象に実施した。

(2) メディアに関する世論調査

10月、テレビやパソコン、スマートフォンなどの機器（デバイス）ごとのメディア利用の実態を把握するため「メディア利用の生活時間調査」を、4,800人を対象に実施した。

10月から12月にかけて、人々のメディア利用・意識の実態やメディア全体におけるテレビの位置づけを把握するため「全国メディア意識世論調査」を、3,600人を対象に実施した。

11月、放送事業者等が行う放送やインターネット等の各種サービスについて、「全国放送サービス接触動向調査」を、3,600人を対象に実施した。

(3) 社会や政治に関する世論調査

4月、「憲法」について約2,800人を対象に、9月から10月にかけて「東京オリンピック・パラリンピック」について3,600人を対象に、11月から12月にかけて「健康・医療」について2,400人を対象に、11月から12月にかけて「新型コロナウイルス感染症」について3,600人を対象に、それぞれ全国調査を実施した。

4年2月から3月にかけて、「復帰50年の沖縄」について沖縄県の1,800人と全国の1,800人を対象に、調査を実施した。

10月、第49回衆議院議員選挙に際し、3回にわたり、それぞれ約3,300人から5,500人を対象に、全国調査を実施した。

このほか、内閣支持率等国民の政治意識について、11回、それぞれ約2,100人から2,200人を対象に、全国調査を実施した。

2 放送に関する調査研究

(1) デジタル時代のメディアに関する調査研究

放送をめぐる最新の動向を踏まえ、リアリティーショー番組での制作者と出演者の関係性、変化する社会における受信料制度のあり方に関する議論、コロナ禍での障害者の情報接触等について調査研究を行った。

全国の小学校の教師4,200人を対象に、教育現場でのメディア利用について調査を行った。

(2) 東日本大震災と災害報道に関する調査研究

トンガで発生した火山噴火に伴う特異な潮位変化について、放送局等の情報発信を調査分析した。また、大火砕流発生から30年となった長崎県の雲仙・普賢岳噴火災害について、映像資料の整理と分析に着手したほか、昭和39年の新潟地震の報道について、放送原稿やラジオ放送を録音したソノシート等をもとに分析した。

東日本大震災に関しては、関連番組の収集と分析を続けるとともに、発生から10年間のテレビ報道の推移について、報道量やキーワード、番組ジャンルの傾向等から分析した。

(3) 「メディアと子ども」に関する調査研究

テレビやビデオ等の映像メディアの視聴実態と子どもの発達との関係について、発達心理学、社会心理学、小児科学等の研究者らと共同で行っている調査研究及び分析を、引き続き進めた。

「NHK for School」等、教育番組のデジタル展開を振り返るとともに、公共メディアにおける教育サービスのあり方について検討した。

(4) 放送番組の開発等に資する調査研究

放送内容の向上や放送番組の開発に資するため、福岡・北九州・佐賀局の地域放送番組

に関する視聴者意向調査を実施し、その結果を分析した。

東京パラリンピックに関して、共生社会の実現に向けた放送の役割について調査研究した。

(5) 放送用語・表現の調査研究

外部の学識経験者等によって構成される放送用語委員会を6回開催し、協会の放送表記のあり方や、放送番組の用語・文章構成について検討した。

(6) 日本の放送史の研究

協会や外部に保存されている放送史関連の資料の収集・整理を進めた。また、テレビドキュメンタリーの制作技法の変遷をたどる研究を継続したほか、戦時中、日本軍が東南アジアに開設した放送局に関する研究や、戦時中・占領期のラジオ放送の番組内容を分析する研究を行った。

(7) 海外のメディア事情の調査研究

メディアの信頼性という観点から、イギリスの公共放送BBCの「不偏不党」や、海外と日本のメディアの行動規範を調査分析した。また、ジェンダーバランスをめぐる海外の実践例を分析した。

また、「NHKデータブック世界の放送2022」を刊行した。

(8) ジャーナリズムに関する調査研究

新型コロナウイルスをめぐって、ワクチン接種に対する社会心理や、報道のあり方を分析したほか、ワクチンに関する流言やデマがどのように拡散し、接種の意思決定にどの程度影響したか分析した。また、政治意識に関する月例の世論調査結果をもとに、コロナ対策にあたってきた3代の内閣に対する国民の意識の変化を分析した。また、コロナ禍のもとで開催された東京オリンピック・パラリンピックの報道の量的な推移について調査を行い分析した。

過去のニュース・番組の利活用を促進する上で課題となっている肖像権の問題の解決策について研究した。また、報道が社会や政策に影響を及ぼす場合のメカニズムについて考察した。

(9) その他

協会をはじめとする放送界の動きを記録する「NHK年鑑2021」を刊行した。

3 放送文化研究委員会

外部の学識経験者によって構成される放送文化研究委員会を2回開催し、調査研究のあり方について意見交換を行った。(委員名 資料14)

4 調査結果及び研究成果の公表

調査の結果及び研究の成果は、「放送研究と調査」、「NHK放送文化研究所年報」を通じて公表し、新聞社、通信社、民間放送事業者、図書館、大学、調査研究機関、関係官庁等に送付したほか、ウェブサイトにも主要論文を掲載し、広く利用に供した。また、放送文化研究所の調査研究のあゆみをまとめた「放送メディア研究」を刊行した。

4年3月、「文研フォーラム2022 メディアは変わるか?～問われる未来像～」をオンラインで開催した。

「NHK文研セミナー」をオンラインで開催したほか、関係の学会において研究成果の発表を行った。

放送博物館（東京都港区）においては、放送の発展の歴史や現状に関する資料の展示を行った。

第4章 営業及び受信関係業務の概況

1 営業活動の実施状況

単身世帯等の面接困難世帯が継続的に増加するなど、営業活動を取り巻く環境は厳しい状況にあったが、3か年経営計画の初年度として契約・収納活動の抜本的な構造改革に着手するなど、受信料の支払率の維持と確実な収納、営業経費の削減に取り組んだ。

従来の巡回訪問を中心とした営業活動から、訪問によらない効率的な営業活動への業務モデルの転換を進め、受信契約の締結や住所変更の届け出を依頼する「特別あて所配達郵便」の試行を実施するとともに、地域や年代等の対象を指定した配信が可能なデジタル広告等を活用し、受信契約の自主申し出につなげる取り組みを開始した。また、契約取次業務について、電器店・家電量販店、不動産会社、引越し会社、ホテル・旅館の事業者団体、病院向けのテレビリース事業者の団体等への委託を実施した。小規模な一定地域において契約・収納業務全般を委託する法人委託は、9月末に終了した。また、より広範な地域を対象とした包括的な業務委託は、契約終了をもって順次縮小し、実施地区は年度末で115であった。

受信料未払いの契約者に対する簡易裁判所への支払督促の申立てについては、全国で合計191件実施し、これまでの累計で11,534件となった。また、支払督促等が確定してもなお支払いに応じなかった受信料未払いの契約者に対し、強制執行の申立てを119件実施した。このほか、受信契約未締結者に対し放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を93件（世帯93件、事業所0件）提起し、これまでの累計で599件（世帯559件、事業所40件）となった。

（放送受信契約の種別及び受信料額 資料15）

都道府県別の世帯支払率については、6月、2年度末の推計値を公表した。

受信料の支払率（令和2年国勢調査等に基づく）は80%（前年度末80%）となった。

（支払率の推移 資料16）

新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済への影響が長期化する中、契約者の負担を軽減するため、支払いを延滞した場合であっても延滞利息が発生しない措置を4年3月末まで継続した。なお、4年3月、当該措置の対象とする期間について、総務大臣の承認を受け、さらに4年9月末まで延長することとした。また、受信料の支払いについて専用窓口で相談を受け付けるとともに、事業所割引及び多数一括割引の適用要件の緩和を継続

した。

受信契約に関する手続き等の利便性向上を図るため、受信契約時等における電話番号及び電子メールアドレスの届け出に関する放送受信規約の変更に向けた諸準備を取り進めた。

2 放送受信契約の状況

放送受信契約件数は、地上契約において、年度当初2,203万に対し、年度中の新規契約件数186万、契約変更等による解約件数199万、差し引き13万減少して、年度末には2,190万であった。衛星契約等においては、年度当初2,274万に対し、年度中の新規契約件数134万、解約件数137万、差し引き3万減少して、年度末には2,271万となった。契約総数は、年度当初4,477万に対し16万減少して、年度末には4,461万となった。

(都道府県別放送受信契約件数 資料17)

放送受信契約のうち、受信料を全額免除しているものの件数は、年度末、地上契約において238万、衛星契約等において68万であった。このほか、原子力発電所の事故や地震災害、水害等の被災者に対し期間を定めて受信料を免除した件数は、年間で、地上契約において0.4万、衛星契約等において0.9万であった。

(種類別免除契約件数 資料18)

年度末における有料の契約件数(半額免除を含む)は、地上契約において1,952万、衛星契約等において2,203万、契約総数において4,155万であった。なお、年度内の有料契約件数の増減は、契約総数において25万の減少計画に対し14万の減少、衛星契約等において10万の増加計画に対し4万の減少であった。

(放送受信契約件数(有料)の推移 資料19)

口座振替・クレジットカード等継続払・継続振込の利用件数は、地上契約において、年度当初1,887万に対し、13万減少して、年度末に1,874万となった。衛星契約等においては、年度当初2,172万に対し、7万減少して、年度末には2,165万となった。利用件数の総数は、年度当初4,059万に対し、20万減少して、年度末には4,039万(利用率97.2%)となった。

(支払区分別放送受信契約件数の推移 資料20)

前払制度利用件数は、地上契約において、年度当初1,023万に対し、4万減少して、年度末には1,019万(6か月前払252万、12か月前払767万)となった。衛星契約等においては、年度当初1,368万に対し、3万増加して、年度末には1,371万

（６か月前払３５６万、１２か月前払１，０１５万）となった。利用件数の総数は、年度当初２，３９１万に対し、１万減少して、年度末には２，３９０万（利用率５７．５％）となった。

（毎期・前払別放送受信契約件数の推移 資料２１）（特例の利用件数 資料２２）

３年度受信料の年度末における収納率（当年度収納額／受信料）は９８．０６％（前年度末９８．０６％）であった。

２年度受信料の年度末における２年間通算収納率は９８．５８％となった。

３ 受信普及と改善

（１）受信相談及び普及促進等

全国の放送局に受信に関する技術相談窓口を設けて電話による約４万１千件の相談に応じ、訪問による約１万１千件の技術的助言を行った。

左旋円偏波による８Ｋ放送に対応する受信設備の普及を促進するため、電器店、工事業者、不動産事業者等に対応方法に関するセミナー等を行った。受信設備の改修が困難な一部の既築マンション等への導入を想定し、周波数変換による方法や光ファイバーを用いる方法等に関して受信設備メーカーに技術支援を行うなどして、対応手法の多様化を図った。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示が解除された区域において、地上アナログ放送は受信可能だったが地上デジタル放送は受信困難となった「新たな難視地区」における恒久受信対策への支援措置として、一定の要件を満たす１９世帯について、高性能アンテナの設置等に対する経費助成を行うとともに、地元の視聴者が自主的に設置したテレビジョン共同受信施設（自主共聴）への地上デジタル放送の導入の支援措置として、一定の要件を満たす１施設（加入者数２０世帯）の組合に対し、設備整備に対する経費助成を行った。

地上デジタル放送の建造物による受信障害について、関係官庁及び関係団体で構成する受信環境クリーン協議会等と連携し、障害予測手法の周知活動を行った。

また、電気機器から発する雑音電波による受信障害については、受信環境クリーン協議会と連携して、その防止や対処方法の周知活動を行った。

（２）ＮＨＫ共聴の運用

難視聴地区において地元視聴者の組合と共同で設置したテレビジョン共同受信施設（ＮＨＫ共聴）の保全、管理を行った。

年度末における施設数は5,287施設（加入者数約31万世帯）であった。

第5章 視聴者関係業務の概況

1 広報活動及び情報公開

(1) 事業運営や放送番組に関する広報

視聴者の信頼を高め、協会の活動に対する理解と支持を得るとともに、放送番組の視聴等を促進するため、事業運営や放送・サービスに関する広報活動を行った。

協会の事業運営や地域放送局の取り組み等を紹介する「#NHK」、「どーも、NHK」、番組の見どころを紹介する「土曜スタジオパーク」、「BSコンシェルジュ」等の広報番組を放送した。また、受信料制度や技術開発の取り組み等を紹介する番組を随時放送した。このほか、「NHK令和4年度予算審議～衆議院総務委員会～」、「NHK令和4年度予算審議～参議院総務委員会～」等の特別番組を放送した。

注目番組を紹介するウェブサイト番組発表の記者会見や制作風景の動画等を掲載するとともに、SNSを活用し積極的に番組の情報発信を行った。

BS4K及びBS8Kについて視聴者への普及に努め、8Kの大画面に番組を上映するイベントを、新型コロナウイルスの感染防止策を講じた上で実施した。

報道機関に対しては、会長や放送総局長等の記者会見、放送番組の記者発表等を実施するとともに、経営や放送に関する取材に対応した。

(2) 経営・事業内容に関する情報の公開

受信料によって運営されている公共放送として、事業活動や財務内容等に関して透明性を確保し、視聴者に対する説明責務を果たす観点から、NHK情報公開基準に基づく情報公開を推進した。

ア 情報の提供

視聴者からの電話やメール等による問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応に努め、情報提供を行った。

事業活動や財務内容等に関する情報については、放送、インターネット、パンフレット等を活用して積極的に提供した。放送法で提供が義務付けられた文書は、自主的に提供する文書とともに、一覧できる形でウェブサイトで公開し、各放送局でも閲覧可能とした。決算については、官報に公告した。（放送法に基づき提供している文書 資料23）

番組制作費については、テレビジョン放送番組を10のジャンルに分け、予算公表時に

は、ジャンル別に番組名を示しつつ、1本あたりの制作費の目安を公開した。決算公表時には、ジャンル別の制作費の決算額の直接制作費、人件費等を合わせたトータルコストを、ジャンル別の編成比率とともに公開した。

イ 情報の開示

NHK情報公開規程にのっとり、視聴者からの「開示の求め」に応じて、協会が保有している文書（電磁的に記録されたものを含む）を公開した。

年度内に受け付けた「開示の求め」は92件で、このうち85件について検討を終えた。検討結果の内訳は、開示・一部開示が51件、不開示が26件、対象外が8件であった。

「再検討の求め」については、外部の有識者で構成するNHK情報公開・個人情報保護審議委員会に28件の諮問を行った。同委員会は16回開催され、審議の結果、26件について答申を行った。25件については協会の当初判断が妥当とされ、1件については協会の当初判断の一部開示の範囲を広げることが妥当とされた。協会は、前年度に答申されたものを含め、諮問した全ての案件について同委員会の答申どおりの最終判断を行った。情報開示の実施状況については、四半期ごとに取りまとめ、ウェブサイトで公表した。

（委員名 資料24）（情報開示の状況 資料25）

なお、情報開示の求めの対象とならない分野の文書についても、可能な範囲で情報を提供した。

2 理解促進活動、視聴者意向の集約

（1）視聴者との交流活動

各地の放送会館を一般公開して行うイベント等については、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた政府の緊急事態宣言等を踏まえ、感染防止策を講じた上で一部のイベントを除き実施した。一部の放送会館においては、ロビーを地域のサークル等の展示の場として開放した。全国の放送会館の来館者数は年間54万人であった。このほか、視聴者との交流スペース「NHKプラスクロスSHIBUYA」を活用したイベントや展示を行った。

各地の小・中学生に向けてNHK交響楽団との共催による「NHKこども音楽クラブ」を、小学5・6年生に向けて「つながる！NHKメディア・リテラシー教室」をそれぞれ開催した。このほか、視聴者とのコミュニケーションを深めるさまざまな催しを全国各地で実施した。

（2）視聴者対応業務

視聴者の満足度を向上させる観点から、視聴者の多様な意向を収集し、業務に迅速、的確に反映させるよう努めた。「NHKふれあいセンター」や、各放送局及び一部の支局の視聴者対応窓口「NHKハートプラザ」等に電話やメール等で寄せられた視聴者の苦情その他の意見は年間311万件であった。これらに対しては適切かつ迅速に対応するとともに、分析結果を放送現場等に提供し、業務改善につなげた。また、これらの意見や対応状況については、概要を経営委員会に報告するとともに、放送やウェブサイト等で紹介した。

(業務に関して寄せられた意見の件数 資料26)

なお、7月、前年度の視聴者対応業務の概要を「NHK視聴者ふれあい報告書」として取りまとめ、公表した。

3 公開番組の実施、番組の利用促進等

(1) 公開番組、催物等

公開番組や、放送と連動したイベント等については、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた政府の緊急事態宣言等を踏まえ、感染防止策を講じた上で一部のイベントを除き実施した。

放送番組に対する視聴者の理解と関心を高めるため「NHKのど自慢」、「新・BS日本のうた」、「みんなDEどーもくん!」、「真打ち競演」等の公開番組を実施した。

「NHK紅白歌合戦」等、一部の公開番組において、受信料支払者限定の観覧募集を実施した。

放送と連動したイベントとして、特別展「国宝 鳥獣戯画のすべて」、同「植物 地球を支える仲間たち」、「民藝の100年」展、「NHK音楽祭2021～未来へ～」、「第65回NHKニューイヤーオペラコンサート」等を開催した。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催に際しては、特別展「超人たちの人体」、「『東京2020オリンピック・パラリンピック』聖火リレートーチ展示」、「パラリンピアンがやってきた!」等を開催した。このほか、社会的に関心の高い課題への取り組みとして、「NHK明日をまもるナビ防災展」等、防災や福祉をテーマにしたキャンペーンイベントや、SDGsをテーマにした「未来へ17action～渋谷ではじめよう～」を実施した。学校単位で参加する教育イベント「NHK杯全国高校放送コンテスト」、「NHK全国学校音楽コンクール」、「アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト2021」は、その一部をオンラインで行うなどして実施した。

このほか、「トンガ大洋州噴火津波救援金」等4件の災害たすけあいと、NHK歳末た

すけあい・NHK海外たすけあいを、社会福祉法人NHK厚生文化事業団等と共催し、放送を通じた周知を行った。

(2) 放送番組の利用促進

学校放送番組及びこれに関連するポータルサイト「NHK for School」の利用促進を図るため、「GIGAサポ 考える授業やるキット」のサイトを開設するなどポータルサイトを充実させるとともに、放送教育研究会等と連携して、放送教育の全国・地方研究大会及び研修会を実施した。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休校や分散登校等の状況を受けて、「NHK for School」の活用方法を紹介するウェブサイトを紹介するとともに、活用講座等を実施した。このほか、「NHK for School 2021番組&WEBガイド」をウェブサイトへの掲載等により周知した。

なお、高等学校講座番組の充実とその利用促進に協力する学校法人NHK学園に対し、助成金を交付した。

第6章 放送設備の建設改修及び運用の概況

1 放送設備の建設改修

(1) 地上放送網の整備

ラジオについて、夜間に外国波が混信する状況を改善するため、第1放送において、能登柳田局（石川）、上之牧局（鹿児島）、栗生局（鹿児島）を、それぞれFM波で開設した。また、中波ラジオ放送所の津波災害への対策として、第1放送において、尾道局（広島）、大崎局（広島）を、FM波で開設した。

ラジオの放送区域は、年度末で、第1放送が全国世帯の99.9%、第2放送が99.9%、FM放送が98%であった。

(2) 衛星テレビジョン放送の安定的実施

BS1、BSプレミアム、BS4K及びBS8Kについて、株式会社放送衛星システムの基幹放送局を用いて放送した。

株式会社放送衛星システムに対して、放送衛星BSAT-3及び4の運用を支援する技術協力を行った。

(3) 放送設備の整備

良質な放送を確保するため、放送設備の改善及び老朽設備の更新整備を進めた。

取材・制作設備については、放送センターの中継車1台及びスタジオ5か所、大阪拠点放送局のスタジオ1か所の設備更新を実施した。緊急報道に備えて、全国のロボットカメラについて、15か所の更新及び1か所の新規整備を行うとともに、FPU基地局について、6か所の更新を行った。送出設備については、16局の運行装置について、ファイルベースに対応した設備への更新を行った。

電源設備については、放送センターや地域放送会館の無停電電源装置等を更新した。

テレビジョン放送所設備については、北九州で総合放送及び教育放送の送信機を更新した。

ラジオ放送所設備については、高知で第1放送及び第2放送の送信機を、富山、徳島でFM放送の送信機を、それぞれ更新した。

また、災害に備えた機能強化を図るため、金沢、秋田での放送所における自家用発電装

置更新にあわせ、燃料貯蔵用タンクの増量を行った。

(4) 放送会館の整備等

放送センター建替について、第Ⅰ期工事を進めた。

大津放送会館、札幌放送会館の整備を完了し、それぞれ運用を開始した。富山放送会館、松江放送会館、佐賀放送会館の建設工事を取り進めるとともに、和歌山放送会館、津放送会館、函館放送会館、高知放送会館、大型スタジオ等を備えた映像制作拠点となる川口施設（仮称）の整備のための諸準備を進めた。

2 放送設備の運用

(1) 国内放送

年度末において、テレビジョンで、総合テレビジョン 2,214 局、教育テレビジョン 2,185 局、ラジオで、第 1 放送 280 局、第 2 放送 146 局、FM 放送 532 局を運用した。
(放送局の概要及び運用局数の推移 資料 27、28)

このほか、固定局 749 局、基地局 5 局、携帯基地局 184 局、陸上移動局 4,217 局、携帯局 4,765 局、地球局 4 局を運用し、取材、連絡、番組中継等に活用した。

(2) ラジオ国際放送

年度末において、KDDI 八俣送信所の送信機 300kW 5 台、100kW 1 台、計 6 台を運用した。

送信出力は、東南アジア向け、南西アジア向け、アジア大陸向け、中東・北アフリカ向け、極東ロシア向け、南米向け、大洋州向けのいずれも 300kW であった。ただし、アジア大陸向け送信は、アンテナ更新工事に伴い、9 月から 4 年 1 月にかけて 1 日あたり 2 時間、送信出力を 100kW に減力した。

なお、KDDI 八俣送信所の送信設備については、協会業務に支障がない範囲で、KDDI 株式会社が特定失踪者問題調査会に一部使用させることを承諾した。

3 放送技術審議会

会長の諮問機関である放送技術審議会は 4 回開催され、放送技術の大綱について審議を行った。
(委員名 資料 29)

第7章 放送技術の研究

1 主な研究とその成果

(1) イマーシブメディアの研究

より臨場感・没入感が得られる新たな視聴体験の提供を目指して、広視野・高精細な映像提示システム、映像に連動した音響空間の再現技術、仮想空間共有技術、3次元空間情報の取得技術、地上放送の高度化技術等の研究を進めた。

ア コンテンツ体感技術

3次元テレビの表示については、視域角10度以下であるがフルハイビジョン解像度を表示できる映像装置を試作した。また、視点移動に伴う輝度変動を抑えつつ視域を拡大できる視点追従型のディスプレイ表示装置を試作した。

拡張現実（AR）及び仮想現実（VR）については、離れた場所にいる人と対話しながら一緒にコンテンツを視聴・体験できる空間共有コンテンツ視聴システムの開発を進めた。360度映像と3Dオブジェクト等複数の構成要素の合成方法を規定するシーン記述手法を用いて、視聴デバイスにあわせて3次元オブジェクトや360度映像をレンダリング・提示する技術の開発を進めた。

音響については、受信機側で番組音声を要素ごとにカスタマイズできるオブジェクトベース音響技術、映像の方向や距離に応じた3次元音響提示を目指した音源情報生成技術、音場再現技術の研究を進めた。

イ コンテンツ制作技術

複数の撮影映像やセンサー情報を利用し、被写体の形状や表面質感等の3次元情報を効率的に取得するメタスタジオ基盤技術の研究開発を進め、AIも活用してフォトリアルで質感豊かな自由視点映像を生成する方法を実証した。

コンテンツ制作の過程において3次元映像、AR・VR等の様々な情報を伝送するために、ミリ波帯を活用して大容量無線伝送を行う技術の研究開発を進めた。

効率的な映像コンテンツ制作の研究として、自律的に動作するロボットカメラの実現に向けて、サッカー中継のカメラワークをAIで推定して撮影するロボットカメラの実証を行った。

ウ 伝送技術

映像方式については、映像符号化方式の国際標準規格VVC（Versatile Video Coding）

において、解像度の異なる映像を同時に符号化する空間スケーラブル符号化技術等のマルチレイヤー符号化を用いた手法の研究を進めた。

伝送方式については、実験試験局を使って固定受信向けのパラメーター特性や電波観測データを取得し、地上放送高度化方式の性能を検証した。

(2) ユニバーサルサービスの研究

いつでも、どこでも、誰もが、必要なサービスを享受できることを目指して、高品質な自動解説技術、視聴環境に応じたコンテンツ配信・提示技術、パーソナルデータを管理・利活用するための技術の研究を進めた。

ア 人にやさしい放送

C Gを用いた手話アニメーションを自動生成する技術の研究では、日本語文を元に手話C Gを生成するための翻訳技術と手話特有の表現を制作できる手話C Gシステムの開発を進めた。

なお、地域放送局の字幕サービス拡充に向けて、音声認識で自動生成した字幕サービスの利用意向調査を実施し、現在の技術で実現できる字幕内容と表示方法の検討を行った。

イ コンテンツ配信・サービス提供技術

放送・通信連携サービス「ハイブリッドキャスト」については、より快適なサービスを実現するため、民間放送事業者や受信機メーカー等と協力し、放送サービスを軸としつつインターネットコンテンツとのシームレスな連携を実現する新たなシステムを試作・検証し、一般社団法人IPTVフォーラムでのセキュリティや動画配信技術の標準化に寄与した。また、家電等のIoT機器をテレビ放送と連携させることにより新しい視聴形態を実現するシステムの開発を進めた。

パーソナルデータを活用したサービスの研究では、プライバシーを保護しつつ利便性を向上させるため、視聴者が保有・管理する視聴履歴等のデータを放送事業者が行うサービスに活用するための技術開発を進めた。

インターネット配信技術の研究では、受信端末への配信レートをネットワーク帯域の状況や利用者の体感予測等をもとに統合的に制御することにより、安定的な視聴を可能とする技術の開発を進めた。

(3) フロンティアサイエンスの研究

イマーシブメディアやユニバーサルサービスを支える基礎研究として、A Iを使った高

度な画像・音声認識技術、感覚が心理に与える影響、ホログラフィー撮像、次世代映像表示システムや高速・大容量ストレージのデバイスの研究を進めた。

ア コンピューターサイエンス

取材現場等から送られる音声をリアルタイムに認識して文字に書き起こすシステムの性能向上を目指し、品質の低い音声の認識精度向上やユーザーインターフェースの改善を進めた。また、画像の特徴やカメラの動きに基づいて番組を自動で要約する技術を開発した。

イ コグニティブサイエンス

多様な視聴形態を想定し、視聴者が自然に感じる3次元空間オブジェクトの表現方法を心理実験により明らかにした。また、視聴覚に加えて触覚等の多感覚でコンテンツを提示する実験装置の開発を進めた。

ウ マテリアルサイエンス

次世代撮像技術の研究では、コンピューショナルフォトグラフィーの研究を進め、被写体の3次元情報を得るために必要なホログラムを一括で撮影する技術を開発した。

次世代記録デバイスの研究では、高い信頼性と高速記録を両立可能な磁性細線メモリーの開発を進め、基本動作を実証した。

次世代表示デバイスの研究では、フレキシブルディスプレイの高性能化に向け、酸素や水分の影響を受けにくく効率的に電子を供給できる新たな材料を開発し、有機ELデバイスに適用できることを実証した。

空間像再生型表示システム用のデバイスの研究では、3次元映像を動画ホログラフィーにより実現するため、狭画素ピッチ液晶の開発を進め、3次元静止画ホログラムが再生できることを実証した。

エ ソーシャルサイエンス

学際的な研究課題について社会科学的アプローチで解決を図るため、放送研究におけるビッグデータ分析手法の活用に向けた取り組みや、ユニバーサルサービスのための技術の社会実装を進める際の倫理的・法的・社会的課題の整理を進めた。

2 技術協力等

外部に対する技術協力及び受託研究は、前年度から継続したもの2件、新たに実施したもの14件、合計16件について行った。これらのうち主なものは、放送衛星技術、音声認識技術に関するものであった。

3 特許権等の取得、外部への実施許諾

新たに特許権を239件取得し、年度末における特許権等の保有総数は1,864件となった。

外部に対する実施許諾については、前年度から継続したもの309件、新たに許諾したもの14件、合計323件について行った。これらのうち主なものは、音声認識技術、白黒映像カラー化技術に関するものであった。

4 放送技術研究委員会等

外部の学識経験者によって構成される放送技術研究委員会を2回開催し、重要な研究課題について審議した。 (委員名 資料30)

また、研究アドバイザーとして委嘱した外部研究者から、研究テーマについての助言・指導を受けた。

5 研究成果の活用及び公表

研究成果の活用については、放送や番組制作への活用を進めるとともに、放送技術及び電子産業技術の向上に資するよう、外部に対する技術移転を積極的に行った。また、国内外の標準化機関の活動に積極的に参加し、技術基準の策定に貢献するとともに、日本の地上デジタルテレビジョン放送方式（ISDB-T）の海外普及に向けて、一般社団法人電波産業会（ARIB）の活動に参加した。

研究成果の公表については、6月に放送技術研究所の最新研究内容をウェブサイトで一般に公開した。また、関係学会の会誌や専門技術誌への寄稿、研究会での発表、各種団体や専門委員会への参画、「NHK技研R&D」、「BROADCAST TECHNOLOGY」等の発行、ウェブサイトでの研究内容の紹介等を行い、広く周知を図った。そのほか、欧州の放送機器展IBC2021 オンライン（10月～4年3月）、南米の放送機器展SET eXPerience オンライン（10月～12月）、国内の放送機器展 InterBEE 2021（11月）において、空間共有コンテンツ視聴システムや没入型VRディスプレイ等の展示を行った。

第8章 業務組織の概要及び職員の状況

1 経営委員会

(1) 構成

年度末における経営委員会の構成は次のとおりであり、異動はなかった。なお、委員は衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命し、定員は12人で、任期は3年であり、委員長は委員の互選によって定める。(経歴 資料31)

委員長	もり 森	した 下	しゅん 俊	ぞう 三	〔平成27年 3月 1日就任 令和 元年12月24日委員長就任 関西情報センター会長〕
委員 (委員長職務 代行)	むら 村	た 田	こう 晃	じ 嗣	〔平成30年 3月 1日就任 令和 元年12月24日委員長職務代行就任 同志社大学法学部教授〕
委員	あか 明	し 石	のぶ 伸	こ 子	〔令和 元年 6月20日就任 NPO法人日本マナー・プロトコール協会 理事長〕
委員	い 井	い 伊	まさ 雅	こ 子	〔平成27年 3月 1日就任 一橋大学国際・公共政策大学院教授〕
委員	いそ 磯	やま 山	せい 誠	じ 二	〔令和 元年12月11日就任 九州リースサービス代表取締役社長〕
委員	お 尾	ざき 崎	ひろし 裕		〔令和 3年 3月 1日就任 大阪瓦斯相談役〕
委員	せき 堰	はち 八	よし 義	ひろ 博	〔平成28年 6月20日就任 北海道銀行特別顧問〕
委員 (常勤)	たか 高	はし 橋	まさ 正	み 美	〔平成29年 2月16日就任 元損害保険ジャパン日本興亜代表取締役副社長 執行役員〕
委員	は 長	せがわ 谷川	みち 三	ちこ 子	〔平成25年12月11日就任 埼玉大学名誉教授〕

委員	ふ	わ	やすし	泰	〔 令和 3 年 3 月 1 日就任 信州大学理事・副学長 〕
委員	みず	お	え	り	〔 令和 元年 1 2 月 1 1 日就任 名城大学人間学部教授 〕
委員	わた	なべ	ひろ	み	〔 平成 2 8 年 6 月 2 0 日就任 福島ヤクルト販売代表取締役会長 〕

(2) 会議等

合議機関である経営委員会の会議は23回開催され、法定議決事項について審議し、決定するとともに、その他の基本的事項についても審議、検討を行った。審議にあたっては、執行部から詳細な説明を聴取するとともに、特に重要な案件については数次にわたって審議を重ねた。会長から、四半期ごとの職務の執行状況等について報告を受けた。選定監査委員からは、「経営委員会委員の服務に関する準則」の遵守状況等役員の職務の執行状況について、監査結果の報告を受けた。執行部に対する業績評価を行うにあたっては、評価・報酬部会が経営委員会内の作業部会として事前準備作業を行った。

インターネット活用業務実施基準、日本放送協会放送受信規約の変更の認可申請の議決にあたっては、放送法及び放送法施行規則にのっとり、広く一般の意見を求めた。

また、経営委員会が受信者から直接意見を聴取する「視聴者のみなさまと語る会」を計6回実施した。そのうち前橋、学生ミーティング（大阪・京都・兵庫・和歌山・奈良・滋賀在住の学生を対象）、金沢、保護者ミーティング（東京・神奈川・埼玉・千葉在住の小・中学生の子どもを持つ保護者対象）、北海道の5回をオンラインで、山口はオンラインと参集の組み合わせで実施した。その結果は、経営委員会事務局から報告を受けた。

協会の事業運営について、本年度議決した事項は次のとおりであった。

- ① 令和4年度収支予算の編成にあたり、編成の基本方針及び基本的事項について審議を重ね、令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画について決定した。
- ② 令和2年度業務報告書及び令和2年度財務諸表について審議し、決定した。また、これらに監査委員会及び会計監査人の意見書を添えて総務大臣に提出することを決定した。
- ③ ラジオ中継放送局の設置計画について審議し、決定した。
- ④ 令和4年度の国内放送番組編集の基本計画及び国際放送番組編集の基本計画について審議し、決定した。

- ⑤ 日本放送協会放送受信規約の認可申請について審議し、決定した。
- ⑥ インターネット活用業務実施基準の認可申請について審議し、決定した。
- ⑦ 令和４年度インターネット活用業務実施計画について審議し、決定した。
- ⑧ 職員の給与等の支給の基準の改正について審議し、決定した。
- ⑨ 令和３年度の会長、副会長、専務理事、理事の報酬について審議し、決定した。
- ⑩ 令和３年度の役員交際費の支出限度額について審議し、決定した。
- ⑪ 退任役員の退職金について審議し、決定した。
- ⑫ 令和３年度の経営委員会委員の報酬について審議し、決定した。
- ⑬ 令和２年度決算にあたり、令和２年度予算総則の適用について審議し、決定した。
- ⑭ 非現用不動産の売却について審議し、決定した。
- ⑮ 公益財団法人放送番組センターへの出捐の認可申請について審議し、決定した。
- ⑯ NHK情報公開・個人情報保護審議委員会委員の委嘱について審議し、決定した。
- ⑰ 令和３年度の会計監査人の任命について審議し、決定した。
- ⑱ 児玉圭司、伊藤浩を理事に任命することに同意した。
- ⑲ 理事板野裕爾を再任することに同意した。
- ⑳ 中央放送番組審議会委員及び国際放送番組審議会委員の委嘱に同意した。

会議における審議状況等については、原則として毎回の会議終了後に委員長等が報道機関への説明を行うことにより、その内容が広く迅速に公開されるよう努めるとともに、会議の議事録を、各放送局への備え置き及びウェブサイトへの掲載により公表した。あわせて、経営委員会活動の最新情報等をウェブサイトに掲載した。

２ 監査委員会

(1) 構成

監査委員高橋正美、水尾衣里、渡邊博美は、それぞれ放送法第３９条第６項、第４４条第１項、第２項、第４６条の２第１項第２号、第７７条第５項の選定監査委員であった。

年度末における監査委員会の構成は次のとおりであった。なお、監査委員は、経営委員会委員の中から経営委員会が３人以上を任命する。このうち少なくとも１人以上を常勤とする。

監査委員（常勤）	高 橋 正 美	（平成２９年 ２月１６日就任）
監査委員	水 尾 衣 里	（令和 ３年 ２月２４日就任）
監査委員	渡 邊 博 美	（平成３０年 ３月１３日就任）

(2) 会議等

合議機関である監査委員会の会議は23回開催され、監査委員会の職務の執行に必要な事項について審議し、議決を行った。6月、令和2年度業務報告書及び令和2年度財務諸表に添える監査委員会の意見を決定した。4年3月、令和4年度の監査実施方針を決定した。このほか、年度を通じて、監査の円滑な実施に資するよう、会長との定期的な情報交換や、内部監査室等執行部組織及び子会社・関連公益法人等からの聴取を実施した。

放送法第39条第6項の選定監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況について、協会の業務報告書及び財務諸表に添える意見書や協会の四半期業務報告に基づく活動結果報告として、経営委員会に報告した。監査実施方針・実施計画について、経営委員会に報告した。これらについては、監査委員会のウェブサイトへの掲載により公表した。

3 会長、副会長、理事

4月24日、専務理事・技師長児野昭彦、専務理事中田裕之が任期満了となり退任した。4月25日、理事板野裕爾が再任され、新たに、児玉圭司、伊藤浩が理事に任命された。また同日、再び理事板野裕爾が、新たに理事角英夫が専務理事に指名され、理事児玉圭司が技師長に指名された。

年度末における会長、副会長、理事は次のとおりであった。なお、会長は経営委員会が任命し、副会長及び理事は経営委員会の同意を得て会長が任命する。会長は理事のうち若干人を専務理事に指名することがある。会長及び副会長の定員は各1人で、任期は3年、専務理事及び理事の定員は7人以上10人以内で、任期は2年である。

(経歴 資料32)

会	長	まえ	だ	てる	のぶ	(令和 2年1月25日就任)
副	会 長	まさ	がき		さとる	(令和 2年2月12日就任)
専	務 理 事	まつ	ざか	ち	ひろ	(令和 2年4月25日再任)
専	務 理 事	いた	の	ゆう	じ	(令和 3年4月25日再任)
専	務 理 事	かど		ひで	お	(令和 2年4月25日就任)
理	事	わか	いずみ	ひさ	あき	(令和 2年4月25日就任)
理	事	まつ	ざき	かず	よし	(令和 2年4月25日就任)
理	事	こ	いけ	ひで	お	(令和 2年4月25日就任)
理	事	た	なか	ひろ	あき	(令和 2年4月25日就任)

理	事	林	理 恵	(令和 2 年 4 月 2 5 日就任)
理 事 ・ 技 師 長		こ だ ま	けい じ	(令和 3 年 4 月 2 5 日就任)
理	事	伊 藤	ひろし 浩	(令和 3 年 4 月 2 5 日就任)

理事会は26回開催され、協会の業務執行に関する重要事項について審議した。また、会長以下の役員で構成する諸会議を随時開催し、重要な経営課題について検討を行った。

なお、理事会議事録については、ウェブサイトへの掲載により公表した。

4 規程、組織及びその他の業務管理

事業運営の基本をなす規程類については、職場秩序の維持や適正かつ効率的な業務の遂行に資するよう、適切な管理に努めた。

「NHK経営計画（2021－2023年度）」に基づき、視聴者のニーズに応えたNHKならではの質の高いコンテンツ発信を持続可能とするため、会長直属のプロジェクト等で業務の諸改革を進めた。放送・サービスの価値最大化に向けたジャンル別管理の徹底、マーケティング機能の強化、組織の機能別再編、各事業領域におけるデジタルシフト、新放送センター情報棟の機能最適化等を推進するとともに、部局目標の新たな管理手法と指標を開発した。また、組織の機能を最大化するための人事制度改革を推進した。

地域改革の取り組みとして、拠点放送局を中心とするブロック経営を強化し、限りある経営資源を生かして各地域向けの放送・サービスをさらに充実させるための施策を実施した。

組織・業務体制については、4月、本部代替機能及びブロック経営等の強化に向けた大阪拠点放送局の体制の整備等を、7月、訪問によらない効率的な営業活動の推進に向けた体制の整備を、11月、地域コンテンツの発信強化に向けた体制の整備を、4年1月、制作要員の一体運用に向けた体制の整備を実施した。

(組織図 資料33) (放送局等所在地 資料34)

平成29年12月に公表した「NHKグループ 働き方改革宣言」の実現に向けて、長時間労働に頼らない組織風土づくりを一層進め、休暇の取得を推進するとともに、リモートワークの就業場所の制限を緩和するなど多様な働き方の支援に取り組んだ。

効率的な業務運営を図る観点から、業務委託基準等にのっとり、子会社等に対し、番組制作、技術等の業務の一部を委託した。また、子会社及び関連会社との連結決算を実施し、中間連結財務諸表及び連結財務諸表として取りまとめ、ウェブサイトへの掲載により公表

した。

子会社等を含む外部との取引については、競争性と透明性を高い水準で確保するため、6月、競争契約と随意契約の比率等の契約全体の状況を取りまとめ、公表した。

環境に配慮した経営の一環として、CO₂削減目標を定めた「NHK環境経営アクションプラン（2021－2023年度）」に基づき、放送センターのオフィス照明のLED化工事を完了したほか、全局的な取り組みとしてコピー用紙や印刷物、プラスチックごみ等の削減を進めた。また、再生可能エネルギーの導入を進め、放送センターで使用を拡大した。4年3月、「NHK環境報告書2021」を公表した。

5 職 員

要員については、「NHK経営計画（2021－2023年度）」に基づき、既存業務体制の見直しや、番組技術業務における子会社の活用等の施策により、合計130人の削減を行う一方、訪問によらない効率的な営業活動の推進やデジタル技術を活用したコンテンツ制作等の体制強化に向け130人の増員配置を行った。年度末の人員は10,175人であった。男女別構成比は男性78.9%、女性21.1%であった。平均年齢は41.4歳、平均勤続年数は17.6年であった。また、障害者の雇用率は2.40%であった。給与については、協会の財政状況も踏まえつつ、適正な水準を維持するよう決定した。

（要員数の推移 資料35）

「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」に基づき、専門コンサルタントによる面談を実施するなど、女性のキャリア形成のための施策や環境整備を進めた。3年度の女性管理職の割合は11.5%であった。

職員の研修については、公共メディアの使命、コンプライアンス、職員倫理・公金意識を徹底する研修を継続して実施するとともに、自律的なキャリア形成やマネジメント力の向上に資する研修を強化した。

第9章 内部統制に関する体制等及びその運用状況

協会の経営に関する基本的な事項の議決及び役員の職務の執行の監督を行う経営委員会、役員の職務の執行を監査する監査委員会、放送法第20条に定められた業務を執行する会長、副会長及び理事（以下「会長等」という。）は、放送法第29条に定められた協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての経営委員会議決、監査委員会の職務の執行のため必要な事項についての経営委員会議決及び当該議決に基づく定めを遵守してそれぞれの職務にあたった。

（内部統制関係議決 資料36）

1 コンプライアンス等に関する体制等及びその運用状況

（1）コンプライアンス及びリスクマネジメント体制

経営委員会は、役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、「経営委員会委員の服務に関する準則」、「会長、副会長および理事の服務に関する準則」、「職員の服務に関する準則」を決定している。

コンプライアンス及びリスクマネジメントの最高責任者である会長を委員長とするリスクマネジメント委員会は、NHKグループのコンプライアンスの維持運営及び推進に関する方針やリスクマネジメント推進の活動方針を策定し、それらを踏まえた施策の計画及び実施状況の確認を行った。リスク管理室は、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する業務を専門的に遂行した。リスク管理室が中心となり、各職場で自律的にコンプライアンスの徹底やリスクマネジメントに取り組む体制の定着に努めた。また、会長等及び職員に「NHK倫理・行動憲章」及び「行動指針」を遵守させるため、研修等による意識啓発を図った。9月から11月までをコンプライアンス推進強化月間とし、ハラスメント防止に向けたコミュニケーションの重要性についての各職場での討議を軸に、「倫理・行動憲章eラーニング」、「ITリスク診断」、業務プロセスのリスク抽出と評価・改善を行う「業務リスクの見える化」等を連携させた取り組みを実施した。あわせて、想定される業務上のリスクを適切に管理しているか点検し、必要な改善提案や改善状況の確認等を行った。

IT関係のリスクについては、IT関係の計画・開発及びリスクマネジメントを統括するITマネジメント委員会において策定した活動方針にのっとり、協会及び子会社のシス

テム担当者向けの研修や役職員等へのeラーニング、標的型攻撃メールへの対応訓練等によりリテラシー向上を図るなど、NHKグループ全体のIT管理レベル向上に努めた。

会長は、職務の執行状況等を四半期ごとに経営委員会に報告した。

「NHKグループ コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する規程」に基づく内部通報制度を整備・運用し、問題の早期発見に努めるとともに、内部通報等を行った職員及び子会社の使用人等が、当該通報をしたことにより不利益な取り扱いを受けない旨を周知徹底した。また、内部通報の内容について監査委員会に報告した。

協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等が確認された場合は、直ちに監査委員に報告する体制をとった。

監査委員会は、定期的な会長等へのヒアリング、内部監査室からの内部監査結果の報告、リスク管理室からのリスクマネジメント活動状況の報告等により、役員の職務の執行状況を把握した。

(2) 会長等の職務の執行に係る情報の保存及び管理

会長等の職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」に基づき、理事会等の資料を保存・管理するとともに、文書一覧表の更新を行った。

(3) 会長等の職務の執行が効率的に行われることの確保

経営委員会は、「令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画」を議決した。

会長は、副会長及び理事の職務分掌を定め、業務執行の決定権限を副会長及び理事に委譲した。副会長及び理事は、各部門、各職員の具体的目標、役割を設定し、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて協会全体としての経営目標の達成に努めた。会長は、業務の遂行状況を確認するとともに、目標の達成度評価を行い、職務の執行状況等を四半期ごとに経営委員会に報告した。なお、経営上重要な事項のうち経営委員会及び理事会での審議を経ないものの決定にあたっては、関係する理事等の審査を経て会長が決裁する稟議を行うことにより、意思決定過程の一層の明確化と適正性の確保を図った。

(4) 協会及びその子会社から成る集団の業務の適正の確保

ア 業務の適正を確保するための体制の構築、実施、運用等

協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制の構築、実施、運用等を内容とする子会社の運営に関する共通の基準として策定した「関連団体運営基準」

の確実な運用を図っている。各子会社との間で、関連団体運営基準の遵守その他子会社との基本的関係等を定めた「基本契約」を締結している。会長は、次の①から⑩の事項を含め、子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等（取締役等）及び使用人の職務の執行に係る事項の協会への報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制を運用した。

- ① 会長は、子会社の管理にあたり、協会の経営に関する基本方針と、それに基づく業務運営の方針を子会社に対し周知徹底するため、会長と子会社の代表者が参加する連絡協議会を実施し、各子会社の代表者と意見・情報の交換及び協議を行った。
- ② 会長は、子会社の損失の危険の管理に関する体制並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、協会における体制と同水準のものとするようコンプライアンスの徹底と各子会社の内部規程の整備を指示するとともに、関連団体運営基準を遵守させた。
- ③ 会長は、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、その概要を把握し必要に応じて改善を指導するため、各子会社から四半期ごとの報告を行わせた。
- ④ 内部監査室は、「内部監査・関連団体調査規程」等に基づき、子会社の業務が法令、定款その他諸規程に基づき適正に実施されているかという観点から、子会社の調査を実施した。
- ⑤ 子会社全般に関する事項を所掌する関連事業局は、子会社に関する基本的事項の決定や子会社に対する管理、子会社の業務の適正を確保するために管理を実施した。
- ⑥ 会長は、子会社ごとに事業を所管する協会の部局等を指定し、当該部局長と子会社役員によるマネジメント連絡会を実施するなど、子会社業務の適正を確保するための指導・監督を実施した。
- ⑦ 会長は、協会の職員をすべての子会社の非常勤取締役にかかせた。
- ⑧ 会長は、協会の職員をすべての子会社の非常勤監査役にかせた。「関連団体運営基準」に基づき、子会社3社の常勤監査役に所要の知見を有する外部の者をかせた。
- ⑨ 会長は、選定監査委員に対して、子会社の管理の状況等を四半期ごとに報告した。
- ⑩ 会長等は、子会社の業務に関して、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、「関連団体運営基準」等に基づき、選定監査委員に直ちに報告する体制をとった。

- ⑪ 会長は、「NHKグループ コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する規程」に基づく内部通報制度を整備・運用し、その運用状況について監査委員会に定期的に報告した。
- ⑫ 会長は、放送法第22条の規定により出資した子会社の業務範囲について、放送法施行令第2条を踏まえて「関連団体運営基準」に定めこれを各子会社に遵守させるとともに、子会社の定款とその運用状況について監査法人による業務運営状況の調査を行い、業務範囲を逸脱しないよう指導する体制をとった。
- ⑬ 会長は、協会から子会社への業務委託について、放送法第23条の規定に基づく「業務委託基準」を定めるとともに、その適用範囲外の業務委託についても同様の基準を定め、それらに基づいて実施した。
- ⑭ 会長は、子会社の配当について、「関連団体運営基準」で各子会社の財務状況、事業計画、株主構成等を勘案したうえで実施するよう定めた配当方針に基づき、株主としての権利を行使した。
- ⑮ 会長は、子会社の組織、業務、財務に関する基礎的な情報について、「関連団体運営基準」等に定めるところにより広く一般に提供した。各子会社の取締役等に対する報酬の基準、事業計画、事業報告等、組織、業務、財務に関する基礎的な情報を協会のウェブサイトに掲載した。

イ 協会と子会社との取引

協会と子会社との取引の適正性の評価について、「関連団体運営基準」に基づき、協会と子会社との一定規模を超える取引の内訳・評価等をウェブサイトに掲載して公表した。

ウ 監査委員会による監査

監査委員会は、子会社の事業運営に関する会長等の職務執行の監査に際して、関係法令や定款、内部統制関係議決等に沿って適正に行われているかについて監査を実施した。監査にあたっては、子会社の代表者からの聴取を実施するなど、会長等の職務執行状況をより正確に把握するよう努めた。また、子会社の管理の状況等について、会長等から四半期ごとに報告を受け、そのつどその内容を経営委員会に報告した。

エ 経営委員会による監督

経営委員会は、子会社の事業運営についての会長等の職務執行に関して、関係法令や定款、内部統制関係議決等に沿って適正に行われるよう監督を実施した。

(5) 経営委員会事務局等

経営委員会事務局は、経営委員会の職務を補佐する機能として、会議の審議等に資する情報の収集、各委員への迅速な情報伝達、会長等からの付議事項の調査、インターネット活用業務実施基準及び日本放送協会放送受信規約の認可申請の議決にあたっての意見募集の事務、「視聴者のみなさまと語る会」の開催準備等、経営委員会の事務を実施した。

会長は、経営委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、経営委員会の事前同意を得て実施した。

(6) 関連会社及び関連公益法人等への準用

協会の関連会社及び関連公益法人等について、コンプライアンス等に関する内部統制関係議決の一部を準用して体制を整備・運用した。

2 監査委員会等に関する体制等及びその運用状況

(1) 監査委員会への報告等

「監査委員会規程」に基づき、会長等又は職員が協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき等の監査委員会への報告については、確実かつ迅速に報告する体制をとった。

監査委員は、理事会・役員会、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、又は資料等を査閲した。

「関連団体運営基準」及び「監査委員会規程」等に基づき、子会社の取締役又は使用人等が協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに監査委員会に確実かつ迅速に報告する体制をとった。

「NHKグループ コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する規程」等に基づき、協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等の内部通報を行った職員及び子会社の使用人等が、当該通報をしたことを理由に一切の不利益な取り扱いを受けない内部通報制度を整備・運用し、通報をしたことを理由に一切の不利益な取り扱いを受けない旨を、協会及び子会社の役職員に対し研修等を通じて周知徹底した。あわせて、「内部監査・関連団体調査規程」に基づき、内部監査や監査委員会への報告等に携わったこと等を理由として不利益な取り扱いを受けない体制を整備・運用するとともに、報告等を行ったことを理由に不利益な取り扱いを受けない旨を周知徹底した。

(2) 監査委員の職務の執行に係る費用等

会長は、監査委員の職務の執行について生じた放送法第43条第2項に基づく費用等の請求に対しては、当該請求に係る費用等が監査委員の職務の執行に必要なことを協会が証明した場合を除き、これに応じる体制をとった。

(3) 監査委員会の監査の実効性確保

監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、会長は監査委員会と定期的に情報交換を行った。内部監査室長は、内部監査の方針及び内部監査計画等の策定にあたって監査委員会と事前協議を行ったほか、「内部監査・関連団体調査規程」に基づき、協会の各部局や子会社の業務が法令、定款その他諸規程等に基づき適正に実施されているかという観点から内部監査及び子会社の調査を行い、その結果を監査委員会につど報告した。

放送法第77条第5項の選定監査委員は、会計監査計画、会計監査の状況、会計監査の結果等について、会計監査人からつど説明、報告を受けた。

「監査委員会規程」に定める内部監査室への指揮についての議決は無かった。

(4) 監査委員会事務局等

監査委員会事務局は、監査委員会の職務執行を補佐する機能として必要な専門的知識及び能力を有する職員を配置し、監査委員会の指揮命令に従い、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、各委員への連絡等、監査委員会の事務の実施にあたった。

監査委員会は、専門的知識を有する外部の専門家の知見を活用するため、顧問弁護士等との間で定期的に意見交換を実施した。

監査委員会事務局の所属職員の人事異動・評価にあたり、会長は、監査委員会の事前同意を得て実施した。監査委員会事務局の所属職員は、監査委員会又は監査委員から指揮命令された業務に関して、会長等の指揮命令を受けることなく業務を行った。

第10章 財政の状況

1 資産、負債及び純資産

年度末における協会全体の資産総額は1兆2,720億4,712万円であり、負債総額は4,141億256万円、純資産総額は8,579億4,456万円であった。

一般勘定では、資産総額は1兆2,743億5,085万円で、前年度末1兆2,725億2,352万円に比し、18億2,733万円の増加であった。このうち流動資産は5,248億6,428万円で、資産総額の41.2%を占め、前年度末4,995億481万円に比し、253億5,947万円の増加であった。これは、現金及び預金の増加等によるものである。固定資産は5,801億6,734万円で、資産総額の45.5%を占め、前年度末6,036億9,947万円に比し、235億3,213万円の減少であった。これは、有形固定資産の減少等によるものである。特定資産は1,693億1,923万円で、資産総額の13.3%を占め、前年度末からの増減はなく同額のままであった。

負債総額は4,134億1,098万円で、前年度末4,516億1,765万円に比し、382億666万円の減少であった。このうち流動負債は2,427億386万円で、負債総額の58.7%を占め、前年度末2,728億6,209万円に比し、301億5,822万円の減少であった。これは、東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の減少等によるものである。固定負債は1,707億712万円で、負債総額の41.3%を占め、前年度末1,787億5,555万円に比し、80億4,843万円の減少であった。これは、国際催事放送権料引当金の減少等によるものである。

純資産総額は8,609億3,987万円で、前年度末の8,209億586万円に比し、400億3,400万円の増加となった。これは、当期事業収支差金の発生によるものである。

有料インターネット活用業務勘定では、資産総額は6億3,085万円であり、その内容は流動資産である。負債総額は36億2,615万円であり、その内容は流動負債である。純資産総額は△29億9,530万円である。

受託業務等勘定では、資産総額は3,298万円であり、その内容は流動資産である。負債総額は3,298万円であり、その内容は流動負債である。

(資産、負債及び純資産(資本)の推移 資料37)

2 損益及びキャッシュ・フロー

(1) 損 益

協会全体の経常事業収入は7,048億5,709万円、経常事業支出は6,664億6,085万円、経常事業収支差金は383億9,624万円であった。経常事業外収入は56億362万円、経常事業外支出は4,918万円、経常事業外収支差金は55億5,443万円であった。経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金は439億5,068万円であった。これに、特別収入46億6,366万円、特別支出65億1,311万円を加減した当期事業収支差金は421億123万円であり、当期事業収支差金は事業収支剰余金である。

一般勘定では、経常事業収入は7,001億8,302万円、前年度7,099億1,007万円に比し、97億2,705万円の減少であった。これは、受信料収入の減少等によるものである。経常事業収入の内容は、受信料6,896億7,571万円、交付金収入38億6,037万円、副次収入66億4,692万円である。経常事業支出は6,638億4,384万円、前年度6,917億5,764万円に比し、279億1,379万円の減少であり、これは、国内放送費の減少等によるものである。経常事業支出の内容は、国内放送費2,967億2,093万円、国際放送費205億3,075万円、国内放送番組等配信費97億9,879万円、国際放送番組等配信費20億9,627万円、契約収納費486億903万円、受信対策費6億6,227万円、広報費55億5,052万円、調査研究費72億1,513万円、給与1,114億924万円、退職手当・厚生費517億773万円、共通管理費162億3,207万円、減価償却費838億852万円、未収受信料欠損償却費95億253万円である。以上により、経常事業収支差金は363億3,917万円であった。

経常事業外収入は55億9,346万円、前年度63億7,378万円に比し、7億8,032万円の減少であり、これは、雑収入の減少等によるものである。経常事業外収入の内容は、財務収入21億2,967万円及び雑収入34億6,378万円である。経常事業外支出は4,918万円、これは財務費である。以上により、経常事業外収支差金は55億4,427万円であった。

経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金は418億8,345万円であった。

これに、固定資産売却益等の特別収入46億6,366万円、固定資産除却損等の特別支出65億1,311万円を加減した当期事業収支差金は400億3,400万円である。

この当期事業収支差金は事業収支剰余金であり、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越す。

有料インターネット活用業務勘定では、経常事業収入は46億1,196万円、経常事業支出は25億5,488万円、経常事業収支差金は20億5,707万円であった。経常事業外収入は1,016万円であり、経常事業外収支差金は1,016万円であった。経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金は20億6,723万円であり、当期事業収支差金も同額の20億6,723万円である。この当期事業収支差金によって、欠損金は同額減少した。

受託業務等勘定では、経常事業収入は10億3,385万円、経常事業支出は8億6,990万円、経常事業収支差金は1億6,395万円であった。当期事業収支差金は、経常事業収支差金と同額の1億6,395万円であり、この当期事業収支差金は一般勘定に繰り入れた。
(損益の推移 資料38)

(2) キャッシュ・フロー

協会全体の事業活動によるキャッシュ・フローは987億7,287万円であり、これは、当期事業収支差金及び減価償却費の発生等により生じたものである。投資活動によるキャッシュ・フローは△971億7,880万円であり、これは、有価証券の取得等により生じたものである。財務活動によるキャッシュ・フローは△12億7,709万円であり、これは、リース債務返済により生じたものである。

現金及び現金同等物の残高は、年度当初の119億9,727万円に比し、3億1,698万円増加し、年度末では123億1,425万円となった。

(キャッシュ・フロー 資料39)

3 収 支

一般勘定では、事業収入は7,009億3,761万円で、予算に対し、109億3,363万円の超過となった。これは、受信契約件数が想定を上回ったことに伴う受信料の増加等によるものである。事業支出は6,609億361万円で、521億1,012万円の予算残となった。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による番組制作・取材活動の縮小や、営業活動における訪問要員体制の縮小に伴う支出の減等によるものである。事業収支差金は400億3,400万円となり、この全額を翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。

減価償却資金受入れ等の資本収入は８９７億５，５５４万円、建設費による資本支出は６５６億６，３５２万円であった。資本収支差金は２４０億９，２０１万円となり、この全額を翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。

これにより、翌年度以降の財政安定のための繰越金は、前年度末１，５９０億４，４０８万円に当年度の事業収支差金４００億３，４００万円と資本収支差金２４０億９，２０１万円を加え、年度末において２，２３１億７，００９万円となった。

有料インターネット活用業務勘定では、事業収入は４６億２，２１２万円で、予算に対し、６億４，５７９万円の超過となった。事業支出は２５億５，４８８万円で、６１３万円の予算残となった。事業収支差金は２０億６，７２３万円となり、欠損金が同額減少した。

受託業務等勘定では、事業収入は１０億３，３８５万円で、予算に対し、１万円の超過となった。事業支出は８億６，９９０万円で、１０万円の予算残となった。

（収入支出決算表 資料４０）（衛星放送に係る収入と経費の推移 資料４１）
（受信料、交付金収入等の推移 資料４２～４４）（業務別事業経費の推移 資料４５）

第 1 1 章 子会社等の概要

1 子会社等の概況

子会社等は、協会の業務を補完・支援することを基本とし、協会の業務の効率的推進、協会の資産・ノウハウの社会還元、これらを通じた協会財政への寄与を目的として、事業活動を行った。

年度末において、放送法第 2 1 条に定める子会社は 1 1 社、同法施行規則第 3 0 条第 1 1 号に定める関連会社は 4 社、関連公益法人等は 9 団体（健康保険組合を含む。）で、合わせて 2 4 団体であった。（子会社等系統図 資料 4 6）

子会社及び関連会社の 2 年度決算に基づく 3 年度配当総額は 2 2 億 1 千万円となった。このうち協会の受取額は 1 5 億 9 千万円であった。また、子会社等からの副次収入は 4 5 億円であった。（子会社等の概要 資料 4 7）

2 子会社等の管理

中期経営計画の実現に向けた体制構築とガバナンス強化のため、グループ経営改革を進めた。

一般財団法人 NHK サービスセンター、一般財団法人 NHK インターナショナル、一般財団法人 NHK エンジニアリングシステム、一般財団法人 NHK 放送研修センター、公益財団法人 NHK 交響楽団の 5 つの財団が 4 年 1 月、統合についての基本合意書を締結し、5 年 4 月 1 日の統合実現に向けた協議を開始した。

放送法及び総務省の「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」等を踏まえて、子会社等の事業活動の適正性や、適正性確保に向けた協会の取り組みについて、関連団体事業活動審査委員会が出された外部の有識者の意見を受け、その対応策と実施状況を監査委員会に報告するとともにウェブサイト公表した。関連団体事業活動審査委員会への意見、苦情等の申し立ては無かった。

このほか、外部監査法人による子会社等の業務運営状況調査を行った。また、子会社等が行う取引について、協会との取引、協会以外との取引の経理区分を確認するとともに協会との取引の適正性を検証する取り組みを行った。業務運営状況調査の結果と、協会と子会社等との一定規模を超える取引の内訳・評価等をウェブサイトに掲載して公表した。

（子会社、関連会社からの出資先 資料 4 8）

3 出資、出捐

子会社等への出資は行わなかった。

なお、放送番組を収集・保管し公衆に視聴させる事業等を行う公益財団法人放送番組センターに対し、5,659万5千円の出捐を行った。

(子会社等以外への出資 資料49)

第 12 章 そ の 他

1 新型コロナウイルス感染症対策に関する取り組み

新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定公共機関として、会長を本部長とする対策本部のもと、「日本放送協会 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づき、感染防止対策を徹底し、ニュース取材・番組制作、イベント・来館者対応、受信料の契約・収納業務等の事業を継続した。政府の緊急事態宣言（4月～9月）、まん延防止等重点措置（4月～9月、4年1月～3月）が発出された期間は、政府や自治体の方針を踏まえ、一部業務の制限等の措置を行い、感染防止対策を更に強化した。また、新型コロナウイルスワクチンについて、職員等を対象に職域接種を実施した。

（ガイドライン 資料50）

2 NHK受信料制度等検討委員会

会長の諮問機関であるNHK受信料制度等検討委員会は5回開催され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた放送受信規約の一部変更及び受信契約時等の届出事項に関する放送受信規約の一部変更について審議・検討を行い、諮問に対する答申を行ったほか、受信料制度の運用状況について意見交換を行った。また、10月、同委員会の定めるところにより「次世代NHKに関する専門小委員会（第2次）」を設置し、インターネット時代の公共性やアクセス機会の確保のあり方について検討を開始した。

議事概要や会合資料はウェブサイトへの掲載により公表した。

（構成員名 資料51）

3 個人情報保護の取り組み

全国各部局及び子会社等の担当管理職を対象とした研修会等を実施し、個人情報の適切な取り扱いの徹底を図った。

4年4月の改正個人情報保護法の施行に向けて、3月、NHK個人情報保護規程及び報道・著述分野に係る個人情報保護規程を改正した。また、同月、個人を特定できない情報も含めて保護する協会の姿勢を明確化するため、NHK個人情報保護方針に代わるNHKパーソナルデータ憲章を制定し公表した。

年度内に受け付けた、協会が保有する個人情報の「開示等の求め」は26件で、そのす

べてについて検討を終えた。「再検討の求め」については、外部の有識者で構成するNHK情報公開・個人情報保護審議委員会で、前年度からの継続審議の1件について、協会の判断が妥当とされた。開示等の求めへの対応状況については、四半期ごとに取りまとめ、ウェブサイトで公表した。

（個人情報の開示等の状況 資料52）

4 非常災害対策

災害対策基本法等による指定公共機関として、災害に際して放送の送出及び受信の確保を図るため、日本放送協会防災業務計画等に基づき、災害時の動員計画及び連絡系統を確認し、防災設備の整備に当たるとともに、緊急初動体制や広域支援体制の確立に資する訓練を実施した。日本放送協会防災業務計画については、国の防災基本計画の変更に対応して、6月、一部を改正した。

5 武力攻撃事態等における国民の保護に関する取り組み

武力攻撃事態対処法等による指定公共機関として、日本放送協会国民保護業務計画に基づき、迅速な情報提供に資する緊急初動対応や連絡系統の確認、機器の点検を行った。

6 新型インフルエンザ等対策に関する取り組み

新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定公共機関として、日本放送協会新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき、体制の整備、連絡系統の確認を行った。日本放送協会新型インフルエンザ等対策業務計画については、同法の改正に対応して、6月、一部を改正した。

7 放送文化賞の贈呈

放送事業の発展に寄与し、放送文化の向上に著しい功績のあった方に贈る日本放送協会放送文化賞（第73回）を、次の6氏に贈呈した。

つ 都 竹 愛一郎（名城大学理工学部電気電子工学科教授）

は 花 柳 糸 之（舞踊振付家）

ピーター・バラカン（ブロードキャスター）

ふ 藤 井 克 徳（NPO法人日本障害者協議会代表）

ます 増 田 明 美（スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学教授）

み 美 輪 明 宏（歌手、俳優、演出家）

8 放送法第20条第3項の業務の実施

協会の保有する施設・設備等の有効活用を図るとともに、副次収入の確保に資するため、放送法第20条第3項第1号の業務としてスタジオ・会議室の供用等を、第2号の業務として東京オリンピックの国際信号制作業務等を行った。

9 受託研修

独立行政法人国際協力機構からの委託により15か国30人に対し、一般社団法人日本民間放送連盟からの委託により国内の放送事業者41社58人に対し、研修（オンライン）を行った。

資 料 目 次

1	日本放送協会の沿革	7 1
2	テレビジョンの放送事項別放送時間及び比率（本部）	7 2
3	ラジオの放送事項別放送時間及び比率（本部）	7 4
4	テレビジョンのステレオ放送、字幕放送等の放送時間（本部）	7 5
5	地域放送番組放送時間	7 7
6	中央・地方放送番組審議会委員	7 8
7	テレビジョン国際放送の使用衛星	8 2
8	ラジオ国際放送の使用言語別放送区域（短波・中波・超短波）	8 3
9	ラジオ国際放送の使用衛星	8 4
10	ラジオ国際放送の中継放送	8 5
11	ラジオ国際放送の放送事項別放送時間及び比率	8 7
12	国際放送番組審議会委員	8 8
13	インターネット活用業務審査・評価委員会委員	8 9
14	放送文化研究委員会委員	9 0
15	放送受信契約の種別及び受信料額	9 1
16	支払率の推移	9 2
17	都道府県別放送受信契約件数	9 3
18	種類別免除契約件数	9 4
19	放送受信契約件数（有料）の推移	9 5
20	支払区分別放送受信契約件数の推移	9 6
21	每期・前払別放送受信契約件数の推移	9 7
22	特例の利用件数	9 8
23	放送法に基づき提供している文書	9 9
24	NHK情報公開・個人情報保護審議委員会委員	10 1
25	情報開示の状況（令和3年度）	10 2
26	業務に関して寄せられた意見の件数	10 3
27	放送局（地上放送）の概要	10 4
28	放送局（地上放送）運用局数の推移	10 5
29	放送技術審議会委員	10 6

3 0	放送技術研究委員会委員	1 0 7
3 1	経営委員会委員の経歴	1 0 8
3 2	会長、副会長、理事の経歴	1 1 0
3 3	組織図	1 1 2
3 4	放送局等所在地	1 1 3
3 5	要員数の推移	1 1 5
3 6	内部統制関係議決	1 1 6
3 7	資産、負債及び純資産（資本）の推移	1 2 2
3 8	損益の推移	1 2 6
3 9	キャッシュ・フロー	1 3 0
4 0	収入支出決算表	1 3 1
4 1	衛星放送に係る収入と経費の推移	1 3 4
4 2	受信料、収納率等の推移	1 3 4
4 3	交付金収入の推移	1 3 5
4 4	副次収入の推移	1 3 6
4 5	業務別事業経費の推移	1 3 7
4 6	子会社等系統図	1 3 8
4 7	子会社等の概要	1 3 9
4 8	子会社、関連会社からの出資先（議決権保有割合 3 % 以上）	1 4 3
4 9	子会社等以外への出資	1 4 4
5 0	新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン	1 4 5
5 1	N H K 受信料制度等検討委員会構成員	1 4 7
5 2	個人情報の開示等の状況（令和 3 年度）	1 4 8

（注） 資料 3 7 から資料 4 5 に記載の金額については、単位未満の端数を切り捨てて表示している。

(資料 1)

日 本 放 送 協 会 の 沿 革

大正14年	社団法人東京放送局（3月）、同大阪放送局（6月）、同名古屋放送局（7月）がラジオ放送開始
大正15年 8 月	3放送局が合併し、社団法人日本放送協会発足
昭和 6 年 4 月	ラジオ第 2 放送開始
昭和10年 6 月	海外放送（ラジオ国際放送）開始
昭和25年 6 月	放送法に基づく日本放送協会設立 〔 社団法人日本放送協会は解散し、その一切の権利義務、財産を承継。 設立に際し、国の出資は受けていない。 〕
昭和27年 2 月	ラジオ国際放送再開
昭和28年 2 月	総合テレビジョン開始
昭和34年 1 月	教育テレビジョン開始
昭和35年 9 月	テレビジョン放送カラー化開始
昭和44年 3 月	F M放送開始
昭和47年10月	東京都渋谷区に放送センター本館完成（48年 7 月、千代田区から移転完了）
昭和57年12月	テレビジョン音声多重放送開始
昭和60年11月	テレビジョン文字多重放送開始
平成元年 6 月	衛星第 1 テレビジョン、第 2 テレビジョン開始
平成 6 年11月	ハイビジョン実用化試験放送開始
平成 7 年 4 月	テレビジョン国際放送開始
平成 8 年 3 月	F M文字多重放送開始
平成12年12月	衛星デジタルテレビジョン（衛星ハイビジョン放送、衛星第 1 放送、衛星第 2 放送）、アナログ衛星ハイビジョン放送開始
平成15年12月	地上デジタルテレビジョン放送開始（デジタル総合放送、デジタル教育放送）
平成19年 3 月	F M文字多重放送終了
平成19年10月	アナログ衛星ハイビジョン放送終了
平成23年 4 月	衛星放送 2 波化（B S 1、B S プレミアム）
平成23年 7 月	衛星アナログテレビジョン放送終了 地上アナログテレビジョン放送終了（岩手県、宮城県、福島県を除く）
平成24年 3 月	地上アナログテレビジョン放送終了（岩手県、宮城県、福島県）
平成30年12月	B S 4 K、B S 8 K放送開始

〔 設立根拠法：放送法 〕
〔 主 管 省：総務省 〕

(資料 2)

テレビジョンの放送事項別放送時間及び比率 (本部)

(総合テレビジョン)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 2,070・49	時間 分 1,068・22	時間 分 3,984・41	時間 分 1,554・20	時間 分 8,678・12
1 週間平均	39・43	20・29	76・25	29・49	166・26
比 率	23.9%	12.3%	45.9%	17.9%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 2 3 時間 1 1 分 1 日平均放送時間 2 3 時間 4 7 分
(マルチ編成を年間 9 9 時間 3 8 分実施)

(教育テレビジョン)

放送事項	教 養	教 育	報 道	合 計
年間放送時間	時間 分 1,397・37	時間 分 5,421・45	時間 分 398・49	時間 分 7,218・11
1 週間平均	26・48	103・59	7・39	138・26
比 率	19.4%	75.1%	5.5%	100.0%

1 か月平均放送時間 6 0 1 時間 3 1 分 1 日平均放送時間 1 9 時間 4 7 分
(マルチ編成を年間 2 6 2 時間 3 7 分実施)

(BS 1)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 3,020・42	時間 分 1,377・48	時間 分 3,675・14	時間 分 685・17	時間 分 8,759・01
1 週間平均	57・56	26・25	70・29	13・09	167・59
比 率	34.5%	15.7%	42.0%	7.8%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 2 9 時間 5 5 分 1 日平均放送時間 2 4 時間 0 0 分
(マルチ編成を年間 6 1 1 時間 4 0 分実施)

(BS プレミアム)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 4,781・42	時間 分 898・26	時間 分 224・57	時間 分 2,851・57	時間 分 8,757・02
1 週間平均	91・42	17・14	4・19	54・42	167・57
比 率	54.5%	10.3%	2.6%	32.6%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 2 9 時間 4 5 分 1 日平均放送時間 2 4 時間 0 0 分

(B S 4 K)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 3,105・20	時間 分 685・40	時間 分 911・40	時間 分 2,111・48	時間 分 6,814・28
1 週間平均	59・33	13・09	17・29	40・30	130・41
比 率	45.5%	10.1%	13.4%	31.0%	100.0%

1 か月平均放送時間 5 6 7 時間 5 2 分 1 日平均放送時間 1 8 時間 4 0 分

(B S 8 K)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 2,688・41	時間 分 913・42	時間 分 417・40	時間 分 482・57	時間 分 4,503・00
1 週間平均	51・34	17・31	8・01	9・16	86・22
比 率	59.7%	20.3%	9.3%	10.7%	100.0%

1 か月平均放送時間 3 7 5 時間 1 5 分 1 日平均放送時間 1 2 時間 2 0 分

(資料 3)

ラジオの放送事項別放送時間及び比率（本部）

(第 1 放送)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 1,833・03	時間 分 489・29	時間 分 4,711・43	時間 分 1,725・45	時間 分 8,760・00
1 週間平均	35・09	9・23	90・22	33・06	168・00
比 率	20.9%	5.6%	53.8%	19.7%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 3 0 時間 0 0 分 1 日平均放送時間 2 4 時間 0 0 分

(第 2 放送)

放送事項	教 養	教 育	報 道	合 計
年間放送時間	時間 分 1,023・16	時間 分 4,749・41	時間 分 981・32	時間 分 6,754・29
1 週間平均	19・38	91・05	18・49	129・32
比 率	15.1%	70.4%	14.5%	100.0%

1 か月平均放送時間 5 6 2 時間 5 2 分 1 日平均放送時間 1 8 時間 3 0 分

(F M 放送)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 3,572・41	時間 分 521・50	時間 分 1,331・01	時間 分 3,238・52	時間 分 8,664・24
1 週間平均	68・31	10・00	25・32	62・07	166・10
比 率	41.2%	6.0%	15.4%	37.4%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 2 2 時間 0 2 分 1 日平均放送時間 2 3 時間 4 4 分

(資料 4)

テレビジョンのステレオ放送、字幕放送等の放送時間（本部）

1 ステレオ放送、2 か国語放送、解説放送

		ステレオ放送	2 か国語放送	解説放送
総合 テレビジョン	年間放送時間	時間 分 5,429・11 (注 1～3)	時間 分 880・16 (注 2)	時間 分 1,189・07 (注 3)
	1 週 間 平 均	104・07	16・53	22・48
教育 テレビジョン	年間放送時間	7,064・09 (注 4～6)	350・53 (注 5)	1,309・21 (注 6)
	1 週 間 平 均	135・29	6・44	25・07
B S 1	年間放送時間	6,490・27 (注 7～9)	2,697・09 (注 8)	160・24 (注 9)
	1 週 間 平 均	124・28	51・44	3・05
B S プレミアム	年間放送時間	8,288・59 (注10～12)	329・00 (注 11)	724・54 (注 12)
	1 週 間 平 均	158・58	6・19	13・54
B S 4 K	年間放送時間	6,809・02 (注13～15)	1,091・58 (注 14)	473・25 (注 15)
	1 週 間 平 均	130・35	20・57	9・05
B S 8 K	年間放送時間	4,497・34 (注16～18)	23・07 (注 17)	356・21 (注 18)
	1 週 間 平 均	86・15	0・27	6・50

(注 1) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は192時間03分。

(注 2) このうち、ステレオ2 か国語放送は338時間40分。

(注 3) このうち、ステレオ解説放送は1,189時間07分。

(注 4) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は173時間31分。

(注 5) このうち、ステレオ2 か国語放送は337時間22分。

(注 6) このうち、ステレオ解説放送は1,309時間21分。

(注 7) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は42時間39分、5.1サラウンドステレオステレオ放送は69時間52分。

(注 8) このうち、ステレオ2 か国語放送は1,496時間22分。

(注 9) このうち、ステレオ解説放送は160時間24分。

(注10) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は287時間33分。

(注11) このうち、ステレオ2 か国語放送は274時間26分。

(注12) このうち、ステレオ解説放送は646時間10分、5.1サラウンドステレオ解説放送は1時間29分。

(注13) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は1,055時間11分、22.2マルチチャンネル放送は180時間13分。

(注14) このうち、ステレオ2 か国語放送は1,066時間38分、5.1サラウンドステレオ2 か国語放送は19時間54分。

(注15) このうち、ステレオ解説放送は390時間36分、5.1サラウンドステレオ解説放送は78時間53分、22.2マルチチャンネル解説放送は3時間56分。

(注16) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は1,495時間10分、22.2マルチチャンネル放送は2,155時間19分。

(注17) このうち、ステレオ2 か国語放送は7時間41分、5.1サラウンドステレオ2 か国語放送は10時間00分。

(注18) このうち、ステレオ解説放送は52時間34分、5.1サラウンドステレオ解説放送は243時間08分、22.2マルチチャンネル解説放送は60時間39分。

2 字幕放送

	年間放送時間	1 週間平均
総合テレビジョン	時間 分 7,003・09	時間 分 134・18
教育テレビジョン	5,785・28	110・57
B S 1	3,399・59	65・12
B S プレミアム	6,235・09	119・35
B S 4 K	5,276・36	101・12
B S 8 K	2,599・08	49・51

3 データ放送

		年間放送時間	1 週間平均
総合テレビジョン	独立型	時間 分 8,678・12	時間 分 166・26
	連動型	152・14	2・55
教育テレビジョン	独立型	7,218・11	138・26
	連動型	566・48	10・52
B S 1	独立型	8,759・01	167・59
	連動型	56・24	1・05
B S プレミアム	独立型	8,757・02	167・57
	連動型	43・35	0・50
B S 4 K	独立型	6,814・28	130・41
	連動型	5・10	0・06
B S 8 K	独立型	4,503・00	86・22
	連動型	4・10	0・05

(参考) 字幕放送番組放送時間の推移

年 度		平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
系 統		時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
	年間放送時間	6,763・27	6,832・18	6,851・11	6,859・00	7,003・09
総合 テレビジョン	1 週間平均	129・43	131・02	131・02	131・33	134・18
	年間放送時間	5,168・24	5,301・00	5,411・31	5,585・45	5,785・28
教育 テレビジョン	1 週間平均	99・07	101・40	103・30	107・07	110・57
	年間放送時間	1,720・09	1,727・16	2,739・36	3,114・52	3,399・59
B S 1	1 週間平均	32・59	33・08	52・24	59・44	65・12
	年間放送時間	5,427・58	5,778・29	5,896・02	5,898・04	6,235・09
B S プレミアム	1 週間平均	104・06	110・49	112・46	113・07	119・35
	年間放送時間	—	1,677・08	5,147・20	5,116・37	5,276・36
B S 4 K	1 週間平均	—	97・01	98・27	98・08	101・12
	年間放送時間	—	974・25	2,624・22	2,767・23	2,599・08
B S 8 K	1 週間平均	—	56・22	50・12	53・04	49・51
	年間放送時間	806・30	296・56	—	—	—
4K・8Kスーパー ハイビジョン試験放送	1 週間平均	15・28	18・14	—	—	—

(資料 5)

地 域 放 送 番 組 放 送 時 間

(テレビジョン) (注)

局 名	年間放送時間	1 日平均
	時間 分	時間 分
本部(東京)	917・46	2・31
大 阪	990・28	2・43
名 古 屋	910・53	2・30
広 島	900・46	2・28
福 岡	860・08	2・21
仙 台	890・08	2・26
札 幌	960・27	2・38
松 山	836・44	2・18
全国平均 (51局)	896・21	2・27

(注) 総合テレビジョンと教育テレビジョンの合計時間。

(ラジオ第 1 放送)

局 名	年間放送時間	1 日平均
	時間 分	時間 分
本部(東京)	880・06	2・25
大 阪	1,074・43	2・57
名 古 屋	761・50	2・05
広 島	765・32	2・06
福 岡	719・50	1・58
仙 台	751・59	2・04
札 幌	723・08	1・59
松 山	756・29	2・04
全国平均 (42局)	751・36	2・04

(FM放送)

局 名	年間放送時間	1 日平均
	時間 分	時間 分
本部(東京)	478・36	1・19
大 阪	456・13	1・15
名 古 屋	453・31	1・15
広 島	456・25	1・15
福 岡	494・01	1・21
仙 台	485・35	1・20
札 幌	463・14	1・16
松 山	473・11	1・18
全国平均 (54局)	478・19	1・19

中央・地方放送番組審議会委員

(令和4年3月31日現在)

◎ 委員長

○ 副委員長

中央放送番組審議会

秋 田 正 紀	(松屋代表取締役社長執行役員)
秋 本 可 愛	(B l a n k e t 代表取締役)
磯 崎 功 典	(キリンホールディングス代表取締役社長)
小 沢 秀 行	(朝日新聞社論説副主幹)
尾 上 紫	(日本舞踊家、女優)
木 村 たま代	(主婦連合会事務局長)
栗 原 友	(料理家)
◎ 國 土 典 宏	(国立国際医療研究センター理事長)
○ 佐 倉 統	(東京大学大学院情報学環教授、 理化学研究所革新知能統合研究センターチームリーダー)
椎 木 里 佳	(AMF 代表取締役社長)
柴 田 岳	(読売新聞大阪本社代表取締役社長)
仲 條 亮 子	(グーグル執行役員、Y o u T u b e 日本代表)
花 岡 伸 和	(日本パラ陸上競技連盟副理事長)
馬 場 利 彦	(全国農業協同組合中央会専務理事)
福 井 烈	(日本テニス協会専務理事)
安河内 賢 弘	(J A M 会長)

関東甲信越地方放送番組審議会

石 塚 愛	(横浜市立大学附属病院チャイルド・ライフ・スペシャリスト)
泉 田 佑 子	(書家)
今 村 久 美	(カタリバ代表理事)
尾 形 玲 子	(養蜂家・ひふみ養蜂園代表取締役)
◎ 小 野 訓 啓	(めぶきフィナンシャルグループ取締役)
片 桐 幹 雄	(野沢温泉代表取締役社長)
○ 杉 山 弘 子	(アサヤ食品代表取締役社長)

田 中 裕 子 (さいたま市岩槻人形博物館館長)
仁 衡 琢 磨 (ペンギンシステム代表取締役社長)
宮 田 麻一美 (万座温泉日進館女将)

近畿地方放送番組審議会

安 達 え み (榎代表)
井 上 信太郎 (善兵衛代表取締役)
○ 帯 野 久美子 (関西経済同友会常任幹事)
黒 木 麻 実 (全国消費生活相談員協会常務理事)
佐 伯 順 子 (同志社大学社会学部教授)
笹 岡 隆 甫 (華道末生流笹岡三代家元)
◎ 篠 雅 廣 (大阪市立美術館館長)
藤 本 真 一 (阪神淡路大震災1.17希望の灯り代表理事)
堀 江 尚 子 (くさつ未来プロジェクト代表)
前 川 卓 也 (大阪大学大学院情報科学研究科准教授)
矢 崎 和 彦 (フェリシモ代表取締役社長)

中部地方放送番組審議会

稲 垣 貴 彦 (若鶴酒造取締役)
遠 藤 英 俊 (名城大学特任教授)
岡 安 大 助 (中日新聞社取締役)
榊 原 陽 子 (マザーリーフ代表取締役)
○ 坂 田 守 史 (デザインスタジオ・ビネン代表取締役)
玉 井 博 祐 (能楽師・玉井屋本舗社長)
成 島 洋 子 (静岡県舞台芸術センター芸術局長)
平 本 督太郎 (金沢工業大学SDGs推進センター長)
廣 田 憲 吾 (愛知県農業協同組合中央会常務理事)
◎ 松 田 裕 子 (三重大学学長補佐)
安 井 香 一 (東邦ガス相談役)

中国地方放送番組審議会

- 安 彦 恵里香 (S o c i a l B o o k C a f e ハチドリ舎店主)
- 伊 澤 大 介 (森の国代表取締役社長)
- 笠 原 浩 (広島市立大学芸術学部デザイン工芸学科教授)
- 河 本 清 順 (シネマ尾道代表理事)
- ◎ 小 嶋 ひろみ (夢二郷土美術館館長代理)
- 原 田 尚 美 (やまぐちシードル代表)
- 平 野 真里香 (平野屋営業本部長)
- 福 安 佳 子 (鳥取大学非常勤講師)
- 松 浦 奈津子 (A r c h i s 代表取締役社長)
- 松 本 協 一 (双湖事業化計画代表社員)
- 宮 崎 智 三 (中国新聞社論説主幹)
- 薬師寺 明 子 (美作大学生生活科学部社会福祉学科准教授)

九州沖縄地方放送番組審議会

- 乾 眞 寛 (福岡大学スポーツ科学部教授)
- いのうえ ちず (雑誌モモト編集長)
- 岡 野 涼 子 (N I N A U 代表理事)
- 楠 田 喜 隆 (雲仙きのこ本舗常務取締役)
- 久保田 正 廣 (西日本新聞社論説委員長)
- 関 西 剛 康 (南九州大学環境園芸学部教授)
- 西 野 友季子 (ニュー西野ビル代表取締役)
- ◎ 古 莊 貴 敏 (古莊本店代表取締役社長)
- 吉 島 夕莉子 (吉島伸一鍋島緞通5代目技術継承者 デザイナー)
- 吉 水 請 子 (極東ファディ取締役商品経営本部本部長)

東北地方放送番組審議会

- 丑 田 香 澄 (ドゥーラ協会理事)
- 佐々木 裕 司 (東北電力常務執行役員)
- ◎ 佐 藤 勘三郎 (ホテル佐勘代表取締役社長)
- 佐 藤 多 恵 (シンガーソングライター)
- 武 田 靖 子 (ジョイン専務取締役)

- 永 井 温 子 (R i d u n 代表取締役)
- 南 條 和 恵 (仙台大学柔道部女子監督)
- 前 川 直 哉 (福島大学教育推進機構高等教育企画室特任准教授)
- 松 沢 卓 生 (浄法寺漆産業代表取締役)
- 宮 川 宏 (河北新報社論説委員会委員長)

北 海 道 地 方 放 送 番 組 審 議 会

- ◎ 今 村 江 穂 (子どもと文化のひろば ふれいおん・とかち理事長)
- 金 山 準 (北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院准教授)
- 桐 生 宇 優 (北雄ラッキー代表取締役社長)
- 倉 本 ひと恵 (オホーツクベーグル代表)
- 佐々木 良 榮 (デザイナー、良栄・P L A N 代表取締役)
- 笹 森 琴 絵 (酪農学園大学農食環境学群特任准教授)
- 成 田 正 夫 (ながぬま農業協同組合代表理事組合長)
- 西 田 一 博 (厚岸清掃社代表取締役)
- 西 村 卓 也 (北海道新聞社論説主幹)
- 船 山 大 介 (N o L i m i t s 理事長)

四 国 地 方 放 送 番 組 審 議 会

- 阿 部 和 孝 (松山市農業協同組合代表理事組合長)
- 上 月 康 則 (徳島大学環境防災研究センター長)
- 小 松 圭 子 (はたやま夢楽代表取締役社長)
- 田 井 ノエル (小説家)
- ◎ 半 井 真 司 (四国旅客鉄道代表取締役会長)
- 前 本 千 恵 (三浦工業ミウラート・ヴィレッジ(三浦美術館)学芸員)
- 三 木 千佳子 (徳島県邦楽協会会長)
- 皆 見 信 博 (パラ卓球選手)
- 三 好 賢 治 (伊予銀行代表取締役頭取)
- 村 上 健太郎 (砂浜美術館理事長)

(資料 7)

テレビジョン国際放送の使用衛星

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

	衛 星	対象地域
邦人 向け 放送	インテルサット 1 9、2 0、2 1 号機	世界全域
	ティー 1 0 号機	北米
	ユーテルサット ホットバード 1 3 C 号機	欧州・中東・北アフリカ
外国人 向け 放送	インテルサット 1 9、2 0、2 1 号機	世界全域
	オプタス 1 0 号機	オーストラリア
	ナイルサット 2 0 1 号機	中東・北アフリカ
	アストラ 1 K R 号機	北欧・東欧
	アストラ 2 G 号機	イギリス及びアイルランド
	ユーテルサット ホットバード 1 3 C 号機	欧州・中東・北アフリカ
	トルコサット 4 A 号機	トルコ
	エスイーエス 3 号機	アメリカ合衆国
	アジアサット 7 号機	アジア全域
	ユーテルサット 3 6 C 号機	ロシア（ウラル以西）
	ビナサット 1 号機	ベトナム
	アプスター 7 号機	ミャンマー
	エスイーエス 4 号機	アフリカ（南アフリカを除くサハラ以南）
	エスイーエス 5 号機	アフリカ（サハラ以南）
	コリアサット 5 A 号機	モンゴル
	ヘラスサット 3 号機	ザンビア
	エスイーエス 7 号機	インドネシア及び東ティモール フィリピン
	エスイーエス 9 号機	フィリピン
	バンガバンドゥサテライト 1 号機	バングラデシュ
	エイビーエス 2 A 号機	インドネシア
	テルスター 1 8 号機バンテージ	モンゴル
	ホライゾンズ 2 号機	タイ
	ビナサット 2 号機	ベトナム
	ラオサット 1 号機	カンボジア
	タイコム 6 号機	ミャンマー
	ティー 1 0 号機	北米
	ユーテルサット 3 6 B 号機	アフリカ（南アフリカを除くサハラ以南）
	ユーテルサット 7 C 号機	アフリカ東部、ガーナ、シエラレオネ
	ユーテルサット 6 5 ウエスト A 号機	ブラジル
	ブルガリアサット 1 号機	ブルガリア

(資料 8)

ラジオ国際放送の使用言語別放送区域（短波・中波・超短波）

邦人向け（1 言語 1 4 区域）

使用言語	放送区域
日本語	中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、 朝鮮半島、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、東アジア、 アジア大陸（南部）、フィリピン・インドネシア、 東南アジア、南西アジア、豪州・ニュージーランド

外国人向け（1 6 言語 1 3 区域）

使用言語	放送区域
英語	欧州、アフリカ、アジア大陸（南部）、 フィリピン・インドネシア、東南アジア、南西アジア
中国語 朝鮮語	朝鮮半島、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、東アジア
ロシア語	欧州、極東ロシア
インドネシア語 タイ語 ベトナム語 ビルマ語	アジア大陸（南部）、フィリピン・インドネシア、 東南アジア
ベンガル語 ヒンディー語 ウルドゥー語	南西アジア
フランス語	アフリカ
ペルシャ語 アラビア語	中東・北アフリカ
スワヒリ語	アフリカ
スペイン語	中米

(資料9)

ラジオ国際放送の使用衛星

(令和4年3月31日現在)

	衛 星	対象地域	言語
邦人 向け 放送	インテルサット 19、20、21号機	世界全域	日本語
外国人 向け 放送	インテルサット 19、20、21号機	世界全域	英語 中国語 朝鮮語 ロシア語 インドネシア語 タイ語 ベトナム語 ビルマ語 ベンガル語 ヒンディー語 ウルドゥー語 フランス語 ペルシャ語 アラビア語 スワヒリ語 スペイン語 ポルトガル語
	バドル4号機	中東・北アフリカ	英語 中国語 朝鮮語 ロシア語 インドネシア語 タイ語 ベトナム語 ビルマ語 ベンガル語 ヒンディー語 ウルドゥー語 フランス語 ペルシャ語 アラビア語 スワヒリ語 スペイン語 ポルトガル語
	ナイルサット201号機	北アフリカ	アラビア語
	ユーテルサット ホットバード13B号機	欧州 (中東・北アフリカ の一部地域を含む)	ペルシャ語 アラビア語
	アプスター5C号機	極東ロシア アジア大陸 東南アジア 南西アジア	英語 中国語 朝鮮語 ロシア語 タイ語 ベトナム語 ビルマ語 ベンガル語 ヒンディー語 ウルドゥー語

(資料 10)

ラジオ国際放送の中継放送

(単位 時間：分)

海外中継	放送時間※	備考
ダバヤ中継 (短波)	2:30	南西アジア向けは後期 30 分減
東南アジア	1:30	
南西アジア	1:00	
フランス中継 (短波)	10:00	
中米	2:00	
中東・北アフリカ	1:00	
アフリカ (中部)	2:00	
アフリカ (西部)	2:30	
アフリカ (南部)	2:30	
ドイツ中継 (短波)	4:30	
欧州	0:30	
中東・北アフリカ	4:00	
ウズベキスタン中継 (短波)	1:50	南西アジア向けは後期 30 分増
中東・北アフリカ	0:30	
南西アジア	1:20	
マダガスカル中継 (短波)	2:30	
アフリカ (東部)	1:00	
アフリカ (中部)	0:30	
アフリカ (西部)	0:30	
南西アジア	0:30	
バチカン中継 (短波)	0:30	
アフリカ (西部)	0:30	
アメリカ中継 (短波)	0:30	
中米	0:30	
インドネシア中継 (超短波)	0:30	
東南アジア (インドネシア)	0:30	
ヨルダン川西岸中継 (超短波)	0:30	
中東・北アフリカ (ヨルダン川西岸)	0:30	
アフガニスタン中継 (超短波)	0:30	
中東・北アフリカ (アフガニスタン)	0:30	
バングラデシュ中継 (超短波)	0:30	
南西アジア (バングラデシュ)	0:30	
タンザニア中継 (超短波)	0:30	
アフリカ (東部・タンザニア)	0:30	
イラク中継 (超短波)	0:30	
中東・北アフリカ (イラク)	0:30	

海外中継	放送時間※	備考
リトアニア中継（中波）	1:00	4年3月14日より30分増
欧州	1:00	
タジキスタン中継（中波）	1:30	欧州向けは前期で廃止
欧州	0:30	
中東・北アフリカ	0:30	
南西アジア	0:30	

※「放送時間」の対象期間は、前期：令和3年3月28日午前10時～令和3年10月31日午前10時、後期：令和3年10月31日午前10時～令和4年3月27日午前10時（いずれも日本時間）。

(資料 1 1)

ラジオ国際放送の放送事項別放送時間及び比率

年間放送事項 放送時間 使用言語	報 道	インフォメーション	娛 楽	計	1 日平均 放送時間
日 本 語	時間 分 5,607・18	時間 分 3,087・53	時間 分 64・51	時間 分 8,760・02	時間 分 24・00
英 語	952・11	317・22	－	1,269・33	3・28
中 国 語	785・40	248・30	－	1,034・10	2・50
朝 鮮 語	785・43	248・32	－	1,034・15	2・50
ロ シ ア 語	945・04	324・06	－	1,269・10	3・28
インドネシア語	703・44	248・26	－	952・10	2・36
タ イ 語	500・16	159・47	－	660・04	1・48
ベ ト ナ ム 語	497・06	158・17	－	655・24	1・47
ビ ル マ 語	427・36	119・54	－	547・30	1・30
ベ ン ガ ル 語	710・42	199・18	－	910・00	2・29
ヒ ン デ ィ ー 語	610・57	234・11	－	845・09	2・18
ウ ル ド ウ ー 語	538・18	185・45	－	724・04	1・59
フ ラ ン ス 語	486・51	238・00	－	724・52	1・59
ペ ル シ ャ 語	548・49	236・03	－	784・53	2・09
ア ラ ビ ア 語	1,024・53	423・42	－	1,448・36	3・58
ス ワ ヒ リ 語	506・50	222・00	－	728・50	1・59
ス ペ イ ン 語	426・00	119・30	－	545・30	1・29
ポ ル ト ガ ル 語	402・31	138・31	－	541・03	1・28
計	16,460・33	6,909・51	64・51	23,435・15	64・12
比 率 (%)	70.2%	29.5%	0.3%	100%	

(1 分未満切り捨て)

国際放送番組審議会委員

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

◎ 委員長

○ 副委員長

- ◎ 岡 田 重 弥 (名古屋大学大学院国際開発研究科教授)
- 河 野 雅 治 (三井住友フィナンシャルグループ取締役、元駐イタリア大使)
- 阪 田 恭 代 (神田外語大学グローバル・リベラルアーツ学部教授)
- 佐 藤 たまき (古生物学者、東京学芸大学教育学部准教授)
- 田 中 浩一郎 (慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授、
日本エネルギー経済研究所参与)
- 永 井 均 (歴史学者、広島市立大学広島平和研究所教授)
- 中 曾 宏 (大和総研理事長)
- 中 村 勇 吾 (インターフェースデザイナー、t h a l t d. 代表)
- 仲 本 千 津 (社会起業家、R I C C I E V E R Y D A Y 代表取締役 C O O)
- 平 子 裕 志 (全日本空輸代表取締役社長)
- 村 上 由美子 (M P o w e r P a r t n e r s ゼネラル・パートナー)

(資料 13)

インターネット活用業務審査・評価委員会委員

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

◎ 座 長

大久保 直 樹 (学習院大学法学部教授)

黒 田 敏 史 (東京経済大学経済学部准教授)

齊 藤 愛 (千葉大学大学院社会科学研究院教授)

◎ 白 山 真 一 (公認会計士、上武大学ビジネス情報学部教授)

(資料14)

放送文化研究委員会委員

(令和4年3月31日現在)

岡 本 美津子	(東京藝術大学大学院映像研究科教授)
吉 川 徹	(大阪大学大学院人間科学研究科教授)
佐 藤 卓 己	(京都大学大学院教育学研究科教授)
宍 戸 常 寿	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
武 田 徹	(専修大学文学部教授)
藤 代 裕 之	(法政大学社会学部教授)
山 内 祐 平	(東京大学大学院情報学環教授)

放送受信契約の種別及び受信料額

1 放送受信契約の種別

- 地上契約 地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
- 衛星契約 衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
- 特別契約 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2 受信料額

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,225円	7,015円	13,650円
	継続振込等	1,275円	7,300円	14,205円
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	12,430円	24,185円
	継続振込等	2,220円	12,715円	24,740円
特別契約	口座・クレジット	955円	5,475円	10,650円
	継続振込等	1,005円	5,760円	11,205円

(沖縄県の区域)

地上契約	口座・クレジット	1,075円	6,165円	11,995円
	継続振込等	1,125円	6,450円	12,555円
衛星契約	口座・クレジット	2,020円	11,580円	22,530円
	継続振込等	2,070円	11,865円	23,090円

(1) 多数契約一括支払に関する特例

事業所等で衛星契約又は特別契約を10件以上契約したものが一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、当該のすべての契約を対象に、所定の受信料額からその契約種別に応じて1件当たり次表の月額を割り引く。ただし、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が9件である場合は、10件として受信料の額を算定する。

また、多数契約一括支払に関する特例を同一生計支払に関する特例、又は事業所契約に関する特例と重ねて適用することも可とする。その際、衛星契約又は特別契約の合計が10件未満で、衛星契約の契約件数が8件又は9件（沖縄県の区域においては、7件（6か月前払、12か月前払による場合に限る。）、8件、9件とする。）である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。また、特別契約の契約件数が9件である場合は、特

別契約の契約件数を１０件として受信料額を算定する。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に １件当たり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
１０件以上	３００円	９０円

(2) 団体一括支払に関する特例

協会が定める要件を備えた団体の構成員１５名以上が衛星契約又は特別契約を締結し、その団体の代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、当該のすべての契約件数に対し、ひと月あたり２００円を割り引く。

(3) 同一生計支払に関する特例（家族割引）

住居における放送受信料を口座振替等により支払う者又はその者と生計をともにする者が、別の住居における放送受信料を口座振替等により支払う場合、その放送受信料について、放送受信料額の半額を割り引く。

(4) 事業所契約に関する特例

事業所等住居以外の場所に設置する受信機について、同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な放送受信契約を締結し、一括して放送受信料を支払う場合、２契約目以降の放送受信料額の半額を割り引く。

(資料１６)

支払率の推移

(単位 千件)

年 度 末	平成 ２ ９	３ ０	令和 元	２	３
契約対象数（推計）※	50,706	50,614	50,842	50,878	50,756
支 払 数	40,224	40,932	41,403	40,587	40,387
支 払 率	79% (79.3%)	81% (80.9%)	81% (81.4%)	80% (79.8%)	80% (79.6%)

※令和２年国勢調査、平成２８年経済センサス等の公的調査及び協会が実施する独自調査の結果に基づき推計

(資料 1 7)

都道府県別放送受信契約件数

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

(単位 件)

契約種別 都道府県	地上契約	衛星契約等			契約総数
		衛星契約等	衛星契約	特別契約	
東京都	2,151,925	2,582,173	2,580,228	1,945	4,734,098
長野県	358,541	435,368	435,282	86	793,909
新潟県	370,457	491,470	491,387	83	861,927
山梨県	194,427	115,061	114,912	149	309,488
神奈川県	1,429,140	1,810,946	1,809,044	1,902	3,240,086
群馬県	404,290	301,194	301,175	19	705,484
茨城県	510,720	481,248	481,230	18	991,968
千葉県	1,057,429	1,124,212	1,124,197	15	2,181,641
栃木県	383,853	322,659	322,500	159	706,512
埼玉県	1,249,981	1,221,863	1,221,846	17	2,471,844
大阪府	1,457,567	1,311,063	1,308,456	2,607	2,768,630
京都府	458,714	456,048	456,021	27	914,762
兵庫県	957,761	865,206	864,674	532	1,822,967
和歌山県	196,365	148,521	148,503	18	344,886
奈良県	226,962	217,090	217,083	7	444,052
滋賀県	230,587	241,638	241,615	23	472,225
愛知県	1,341,946	1,324,026	1,323,574	452	2,665,972
石川県	214,224	216,448	216,434	14	430,672
静岡県	579,775	778,663	778,607	56	1,358,438
福井県	96,215	177,756	177,739	17	273,971
富山県	149,914	235,930	235,893	37	385,844
三重県	361,016	286,156	286,130	26	647,172
岐阜県	339,497	372,764	372,632	132	712,261
広島県	529,928	563,765	563,479	286	1,093,693
岡山県	349,330	340,576	340,481	95	689,906
島根県	91,879	173,963	173,909	54	265,842
鳥取県	83,207	127,965	127,949	16	211,172
山口県	257,519	294,250	293,992	258	551,769
福岡県	918,467	860,128	858,340	1,788	1,778,595
熊本県	315,088	288,466	288,385	81	603,554
長崎県	302,420	210,014	209,939	75	512,434
鹿児島県	350,971	280,458	280,281	177	631,429
宮崎県	188,250	205,746	205,574	172	393,996
大分県	213,338	193,714	193,571	143	407,052
佐賀県	172,940	105,800	105,772	28	278,740
沖縄県	230,099	154,850	154,792	58	384,949
宮城県	352,308	482,162	482,126	36	834,470
秋田県	144,379	246,279	246,174	105	390,658
山形県	175,883	220,912	220,811	101	396,795
岩手県	217,192	260,952	260,776	176	478,144
福島県	312,268	355,398	355,254	144	667,666
青森県	247,525	248,838	248,629	209	496,363
北海道	1,031,871	881,489	880,859	630	1,913,360
愛媛県	268,381	246,551	246,000	551	514,932
高知県	116,458	150,790	150,689	101	267,248
徳島県	113,673	143,007	142,912	95	256,680
香川県	190,705	161,790	161,722	68	352,495
全国計	21,895,385	22,715,366	22,701,578	13,788	44,610,751

(資料 18)

種 類 別 免 除 契 約 件 数

(令和 4 年 3 月 31 日現在)
(単位 件)

契約種別 種 類	地 上 契 約	衛星契約等	衛 星 契 約	特 別 契 約	契約総数	割 合 (%)
総 数	2,579,333	1,050,236	1,050,145	91	3,629,569	—
全 額 免 除 計	2,373,997	686,319	686,247	72	3,060,316	100.0
社会福祉施設等	264,548	75,460	75,457	3	340,008	11.1
児童福祉施設	50,583	3,448	3,448	0	54,031	1.8
生活保護施設	2,696	342	342	0	3,038	0.1
身体障害者 更生援護施設	13,307	4,363	4,362	1	17,670	0.6
社会福祉事業 施 設	196,590	66,819	66,817	2	263,409	8.6
更生保護事業 施 設	1,372	488	488	0	1,860	0.0
学 校	444,571	12,041	12,018	23	456,612	14.9
公的扶助受給者	977,989	152,398	152,390	8	1,130,387	36.9
市町村民税非課税の 障 害 者	478,202	346,414	346,381	33	824,616	26.9
社会福祉施設等 入 所 者	144,251	44,544	44,539	5	188,795	6.2
奨学金受給対象等の 別 住 居 の 学 生	64,436	55,462	55,462	0	119,898	4.0
(災害被災者*)	3,722	8,803	8,803	0	12,525	(-)
半 額 免 除 計	205,336	363,917	363,898	19	569,253	100.0
視覚、聴覚障害者	47,739	77,160	77,156	4	124,899	21.9
重 度 の 障 害 者	157,156	286,099	286,084	15	443,255	77.9
重度の戦傷病者	441	658	658	0	1,099	0.2

* 災害被災者の件数は年間の合計値。期間を定めて免除するため、全額免除計及び総数には含まない。

(資料 19)

放送受信契約件数（有料）の推移

(単位 千件)

契約種別 \ 年 度 末	平成 29	30	令和 元	2	3
地 上 契 約	20,107	20,069	19,885	19,619	19,521
衛 星 契 約 等	20,954	21,622	22,237	22,074	22,029
衛 星 契 約	20,942	21,608	22,223	22,061	22,015
特 別 契 約	12	14	14	13	14
契 約 総 数	41,061	41,691	42,122	41,693	41,550

(参考) 契約総数等の増加件数（有料）の推移

(単位 千件)

区 分 \ 年 度	平成 29	30	令和 元	2	3
契 約 総 数	766	630	431	△429	△143
衛 星 契 約 等	771	668	615	△163	△45

(資料 20)

支払区分別放送受信契約件数の推移

(単位 千件)

年 度 末 支払区分		平成 29		30		令和 元		2		3	
			構成 比率		構成 比率		構成 比率		構成 比率		構成 比率
契 約 総 数 (有 料)	口座振替	26,619	64.8	26,426	63.4	26,042	61.8	25,204	60.5	24,619	59.3
	継続振込	7,518	18.3	7,865	18.9	8,241	19.6	8,052	19.3	8,209	19.8
	クレジット	6,087	14.9	6,641	15.9	7,120	16.9	7,331	17.5	7,559	18.1
	そ の 他	837	2.0	759	1.8	719	1.7	1,106	2.7	1,163	2.8
地 上 契 約	口座振替	13,898	69.1	13,629	67.9	13,234	66.6	12,795	65.2	12,492	64.0
	継続振込	2,501	12.4	2,559	12.7	2,616	13.2	2,402	12.3	2,433	12.5
	クレジット	3,107	15.5	3,347	16.7	3,535	17.7	3,673	18.7	3,814	19.5
	そ の 他	601	3.0	534	2.7	500	2.5	749	3.8	782	4.0
衛星契約等	口座振替	12,721	60.7	12,797	59.2	12,808	57.6	12,409	56.2	12,127	55.0
	継続振込	5,017	24.0	5,306	24.6	5,625	25.3	5,650	25.6	5,776	26.2
	クレジット	2,980	14.2	3,294	15.2	3,585	16.1	3,658	16.6	3,745	17.1
	そ の 他	236	1.1	225	1.0	219	1.0	357	1.6	381	1.7
衛星契約	口座振替	12,713	60.7	12,789	59.2	12,800	57.6	12,401	56.2	12,118	55.0
	継続振込	5,013	24.0	5,300	24.6	5,619	25.3	5,645	25.6	5,771	26.2
	クレジット	2,980	14.2	3,294	15.2	3,585	16.1	3,658	16.6	3,745	17.1
	そ の 他	236	1.1	225	1.0	219	1.0	357	1.6	381	1.7
特別契約	口座振替	8	63.0	8	59.1	8	59.1	8	59.2	9	61.1
	継続振込	4	35.4	6	39.8	6	39.8	5	39.5	5	37.6
	クレジット	0	0.9	0	0.8	0	0.8	0	1.0	0	1.0
	そ の 他	0	0.7	0	0.3	0	0.3	0	0.3	0	0.3

(資料 2 1)

毎期・前払別放送受信契約件数の推移

(単位 千件)

区 分 \ 年 度 末		平成 2 9		3 0		令和 元		2		3	
			構成 比率		構成 比率		構成 比率		構成 比率		構成 比率
契約総数 (有料)	毎期	17,885	43.6	18,091	43.4	18,146	43.1	17,780	42.6	17,647	42.5
	前払	23,176	56.4	23,600	56.6	23,976	56.9	23,913	57.4	23,903	57.5
地 上 契 約	毎期	9,774	48.6	9,721	48.4	9,586	48.2	9,384	47.8	9,326	47.8
	前払	10,333	51.4	10,348	51.6	10,299	51.8	10,235	52.2	10,195	52.2
衛 星 契 約 等	毎期	8,111	38.7	8,370	38.7	8,560	38.5	8,396	38.0	8,321	37.8
	前払	12,843	61.3	13,252	61.3	13,677	61.5	13,678	62.0	13,708	62.2
衛 星 契 約	毎期	8,109	38.7	8,368	38.7	8,558	38.5	8,394	38.0	8,319	37.8
	前払	12,833	61.3	13,240	61.3	13,665	61.5	13,667	62.0	13,696	62.2
特 別 契 約	毎期	2	19.9	2	16.7	2	16.3	2	13.0	2	11.5
	前払	10	80.1	12	83.3	12	83.7	11	87.0	12	88.5

(資料 2 2)

特 例 の 利 用 件 数

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

1 一括支払に関する特例

(単位 件)

区 分	利 用 件 数	内 訳	
		衛 星 契 約	特 別 契 約
多数契約一括支払に関する特例	1, 279, 099	1, 269, 498	9, 601
団体一括支払に関する特例	4, 173, 701	4, 171, 666	2, 035

2 同一生計支払に関する特例

(単位 件)

利 用 件 数	内 訳		
	地上契約	衛星契約	特別契約
636, 891	312, 283	324, 565	43

3 事業所契約に関する特例

(単位 件)

利 用 件 数	内 訳		
	地上契約	衛星契約	特別契約
2, 704, 904	1, 315, 527	1, 379, 618	9, 759

放送法に基づき提供している文書

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

放送法第 8 4 条の 2 第 1 項及び放送法施行規則第 5 5 条の 2 第 2 項に基づき、下表の文書を、ウェブサイト (<https://www.nhk.or.jp/info/pr/broadcasting-law.html>) を通じて提供するとともに、各放送局でも閲覧可能としている。

協会の組織に関する情報	事業の概況 日本放送協会定款 組織図 業務組織の概要及び職員の状況 最新の経営委員の氏名・経歴等 監査委員の氏名 最新の会長・副会長・理事の氏名・経歴等 役職員の報酬・給与等の支給基準 懲戒処分の公表基準 NHK グループ働き方改革宣言 女性活躍推進法 行動計画 沿革
協会の業務に関する情報	収支予算、事業計画及び資金計画 NHK 経営計画 放送番組編集の基本計画（国内・国際） 各地方向け地域放送番組編集計画 四半期業務報告 視聴者対応報告 業務報告書 番組基準（国内・国際） 放送番組審議会・議事録（中央・国際・各地方） 放送番組審議会の答申を尊重して講じた措置（中央・国際・各地方） NHK 放送文化研究所 年報 放送研究と調査 技研 研究年報 NHK 技研 R & D NHK インターネット活用業務実施基準 インターネット活用業務実施計画 日本放送協会放送受信規約 日本放送協会放送受信料免除基準 営業及び受信関係業務の概況 放送受信契約数統計要覧 外国人向け協会国際衛星放送の業務の委託に関する基準 業務委託基準 放送法第 2 0 条第 2 項の業務の委託に関する基準 業務委託契約要領 経理規程 NHK と外部（関連団体を含む）との契約の状況について 経営委員会議事録 理事会議事録 NHK 受信料制度等検討委員会規程・議事要旨・資料 インターネット活用業務審査・評価委員会規程・議事概要・資料 放送技術審議会規程・議事概要 内部統制関係議決 NHK 倫理・行動憲章／行動指針 役職員の服務準則 文書管理規程 関連団体運営基準 内部監査・関連団体調査規程 内部統制に関する体制等及びその運用状況 文書目録 NHK 情報公開規程

	情報公開の実施状況 N H K個人情報保護規程 報道・著述・学術研究分野に係る個人情報保護規程 開示等の求めへの対応状況 N H K情報公開・個人情報保護審議委員会規程 防災業務計画（要旨） 新型インフルエンザ等対策業務計画（要旨） 国民保護業務計画
協会の財務諸表、連結財務諸表、経理に関する規程その他の協会の財務に関する基礎的な情報	財務諸表 連結財務諸表 経理規程 決算概要
協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報	インターネット活用業務実施計画の実施状況とその評価 インターネット活用業務の実施状況の3か年評価 四半期業務報告 業務報告書に添える監査委員会の意見書 財務諸表に添える監査委員会の意見書 独立監査人の監査報告書（単体・連結） 監査委員会の活動結果報告 会計検査院による決算検査報告 監査実施方針・計画
放送法第84条の2第1項第3号に規定する法人に関する情報	関連団体の資本金・売上高等 関連団体の役員一覧と報酬基準 関連団体の役員数・従業員数 関連団体の業務とNHKの関係 N H Kと関連団体との取引 N H K子会社の取締役等に対する報酬、退職金の支給基準と公表の方針 関連団体の懲戒処分に関する公表基準 関連団体の事業計画、事業報告、財務諸表・監査報告書

なお、上表の文書以外にも、自主的な取り組みとして、ウェブサイト等を通じ事業に関する各種の文書・情報を提供している。

N H K 情報公開・個人情報保護審議委員会委員

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

◎ 委 員 長

○ 委員長代行

◎ 藤 原 静 雄 (中央大学法科大学院教授)

○ 櫻 井 龍 子 (元労働省局長、元最高裁判事)

園 マ リ (公認会計士、元証券取引等監視委員会委員)

大 橋 洋 一 (学習院大学法科大学院教授、九州大学名誉教授)

藤 村 厚 夫 (スマートニュースフェロー、
インターネットメディア協会理事)

情 報 開 示 の 状 況 （ 令 和 3 年 度 ）

1 「情報開示の求め」の当年度受付件数とその内容

9 2 件	(内訳)	経営一般	5 4 件
		放送	1 1 件
		営業	1 2 件
		技術	0 件
		広報・事業	0 件
		総務・経理	1 5 件

2 「情報開示の求め」についての当年度判断結果

(1) 前年度からの継続検討・判断延長分（1 1 件）

判断結果	件数	備考
開 示	8	うち、一部開示 5 件
不開示	3	
対象外	0	

(2) 当年度受付分（9 2 件）

判断結果	件数	備考
開 示	5 1	うち、一部開示 2 3 件
不開示	2 6	
対象外	8	
計	8 5	

継続検討中 7 件

3 「再検討の求め」についてのNHK情報公開・個人情報保護審議委員会の審議結果

(1) 前年度からの継続審議（0 件）、諮問準備分（3 2 件）

(2) 当年度受付分（1 0 件）、取り下げ 6 件

(3) 審議結果

審議結果	件数
当初判断どおり一部開示・不開示が妥当	2 5
一部開示の範囲を広げるか、開示が妥当	1
不開示ではなく一部開示・開示が妥当	0
計	2 6

継続審議中 2 件、諮問準備中 8 件

(資料 2 6)

業務に関して寄せられた意見の件数

(単位 千件)

内容 年度	経営関係	放送関係	受信料関係	技術関係	その他	合計
2	3	930	1,724	55	400	3,112
3	2	988	1,656	46	413	3,105

(参考) 受付方法別内訳 (3年度)

(単位 千件)

区分	電 話	投 書	来 局	ファックス	インターネット	その他	合 計
件 数	2,554	92	27	9	393	30	3,105
比率(%)	82.3	3.0	0.9	0.3	12.7	1.0	100.0

(資料 27)

放送局（地上放送）の概要

(令和4年3月31日現在)

		テレビジョン			ラ ジ オ			
		総合	教育	計	第1	第2	FM	計
地域	本 部 ・ 関東甲信越	341	330	671	26	16	74	116
	近 畿	201	188	389	14	7	59	80
	東海・北陸	197	195	392	35	19	55	109
	中 国	320	320	640	43	22	82	147
	九 州	485	484	969	59	26	80	165
	東 北	308	307	615	47	25	73	145
	北 海 道	160	159	319	24	18	57	99
	四 国	202	202	404	32	13	52	97
合 計		2,214	2,185	4,399	280	146	532	958
親 局		44	1	45	34	1	47	82
中継局	基幹放送用周波数 使用計画に記載の 局(※)	218	254	472	38	57	—	95
	基幹放送用周波数 使用計画に記載の ない局	1,952	1,930	3,882	208	88	485	781
合 計		2,214	2,185	4,399	280	146	532	958

※ 基幹放送用周波数使用計画に記載の基準

テレビジョン	空中線電力	3Wを超えるもの
ラジオ第1放送、第2放送	"	1kW以上のもの

(資料 28)

放送局（地上放送）運用局数の推移

年度末 系統		平成 29	30	令和 元	2	3
テレビジョン	総 合	2,215	2,215	2,214	2,214	2,214
	教 育	2,186	2,186	2,185	2,185	2,185
	合 計	4,401	4,401	4,399	4,399	4,399
ラジオ	第 1 送 放	256	265	271	275	280
	第 2 送 放	146	146	146	146	146
	F M 放 送	532	532	532	532	532
	合 計	934	943	949	953	958

放 送 技 術 審 議 会 委 員

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

◎ 委 員 長

○ 副 委 員 長

- 相 澤 清 晴 (東京大学大学院情報理工学系研究科教授)
- ◎ 安 藤 真 (東京工業大学名誉教授)
- 内 田 麻理香 (サイエンスコミュニケーター、東京大学特任准教授)
- 大 槻 知 明 (慶應義塾大学理工学部教授)
- 河 合 俊 明 (TBS テレビ取締役副社長)
- 川 上 景 一 (電子情報技術産業協会業務執行理事・常務理事)
- 川 添 雄 彦 (日本電信電話常務執行役員研究企画部門長)
- 児 玉 俊 介 (電波産業会専務理事)
- 佐 藤 いまり (国立情報学研究所教授)
- 塩 入 諭 (東北大学電気通信研究所所長)
- 田 原 康 生 (総務省国際戦略局長)
- 塚 本 幹 夫 (ワイズ・メディア取締役メディアストラテジスト)
- 柳 孝 (文部科学省文部科学審議官)
- 山 本 多絵子 (富士通執行役員常務)
- 吉 村 和 幸 (KDDI 取締役執行役員常務技術統括本部長)

放送技術研究委員会委員

(令和4年3月31日現在)

◎ 委員長

稲見昌彦	(東京大学先端科学技術研究センター教授)
門脇直人	(情報通信研究機構理事)
金丸正剛	(産業技術総合研究所上級執行役員)
小池康博	(慶應義塾大学教授)
小林哲則	(早稲田大学理工学術院教授)
近藤玲子	(総務省情報流通行政局放送技術課長)
柴田康弘	(日本テレビ放送網取締役執行役員)
寒川哲臣	(NTT先端技術総合研究所所長)
◎ 高田潤一	(東京工業大学環境・社会理工学院教授)
中村元	(KDDI 総合研究所代表取締役所長)
前進	(テレビ東京取締役)
松田一朗	(東京理科大学理工学部教授)
的場修	(神戸大学大学院先端融合研究環教授)
三好正人	(金沢大学理工研究域教授)
村田正幸	(大阪大学大学院教授)

経営委員会委員の経歴

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

委員長 森 下 俊 三 昭和 20 年 4 月 8 日生	平成 14 年 6 月 東日本電信電話代表取締役副社長 平成 16 年 3 月 西日本電信電話代表取締役社長 平成 23 年 4 月 関西情報センター会長 平成 24 年 6 月 阪神高速道路取締役会長 平成 26 年 4 月 同志社大学大学院ビジネス研究科客員教授 平成 27 年 3 月 経営委員会委員 平成 30 年 3 月 経営委員会委員長職務代行者 令和 元年 12 月 経営委員会委員長
委員 村 田 晃 嗣 昭和 39 年 7 月 13 日生 〔委員長職務代行者〕	平成 12 年 10 月 同志社大学法学部助教授 平成 17 年 4 月 同志社大学法学部教授 平成 23 年 4 月 同志社大学法学部長、法学研究科長 平成 25 年 4 月 同志社大学学長 平成 30 年 3 月 経営委員会委員 令和 元年 12 月 経営委員会委員長職務代行者
委員 明 石 伸 子 昭和 31 年 4 月 24 日生	平成 8 年 11 月 ブライトン代表取締役 平成 15 年 3 月 NPO 法人日本マナー・プロトコール協会 理事兼事務局長 平成 24 年 12 月 NPO 法人日本マナー・プロトコール協会 理事長 令和 元年 5 月 吉野家ホールディングス社外取締役 令和 元年 6 月 経営委員会委員
委員 井 伊 雅 子 昭和 38 年 2 月 8 日生	平成 2 年 7 月 世界銀行調査局研究員 平成 7 年 4 月 横浜国立大学経済学部助教授 平成 16 年 4 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 平成 17 年 4 月 一橋大学国際・公共政策大学院教授 平成 27 年 3 月 経営委員会委員
委員 磯 山 誠 二 昭和 26 年 6 月 22 日生	平成 16 年 10 月 西日本シティ銀行取締役 平成 23 年 6 月 西日本シティ銀行代表取締役専務執行役員 平成 25 年 6 月 西日本シティ銀行代表取締役副頭取 平成 27 年 9 月 福岡商工会議所会頭 平成 30 年 6 月 西日本シティ銀行顧問 九州リースサービス代表取締役会長 令和 元年 6 月 九州リースサービス代表取締役社長 令和 元年 12 月 経営委員会委員
委員 尾 崎 裕 昭和 25 年 3 月 11 日生	平成 20 年 4 月 大阪瓦斯代表取締役社長 平成 25 年 6 月 日本ガス協会会長 平成 27 年 4 月 大阪瓦斯代表取締役会長 平成 27 年 12 月 大阪商工会議所会頭 令和 元年 6 月 塩野義製薬社外取締役 令和 3 年 1 月 大阪瓦斯取締役相談役 令和 3 年 3 月 経営委員会委員

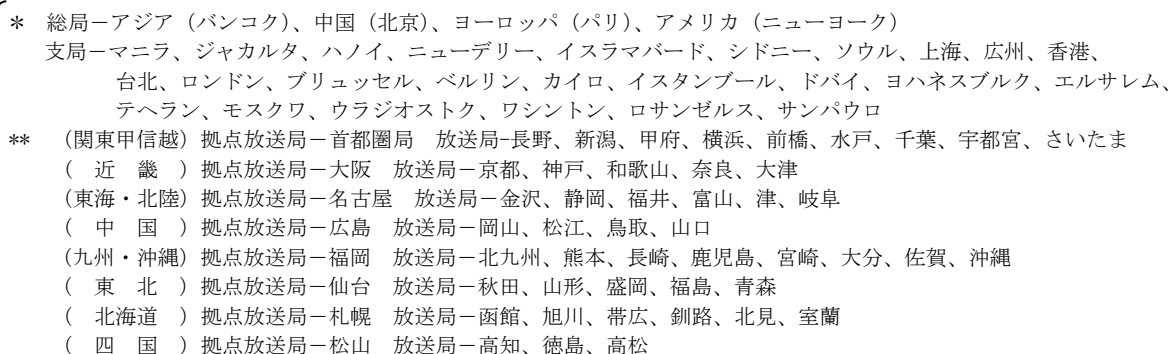
委員 堰 八 義 博 昭和 30 年 5 月 26 日生	平成 13 年 6 月 北海道銀行取締役執行役員 平成 14 年 6 月 北海道銀行代表取締役執行役員 平成 15 年 6 月 北海道銀行代表取締役頭取 平成 27 年 6 月 北海道銀行代表取締役会長 平成 28 年 6 月 経営委員会委員
委員 高 橋 正 美 昭和 31 年 7 月 5 日生	平成 23 年 6 月 損害保険ジャパン取締役常務執行役員 平成 26 年 4 月 損害保険ジャパン取締役専務執行役員 平成 26 年 9 月 損害保険ジャパン日本興亜 取締役専務執行役員 平成 27 年 4 月 損害保険ジャパン日本興亜 代表取締役専務執行役員 平成 28 年 4 月 損害保険ジャパン日本興亜 代表取締役副社長執行役員 平成 29 年 2 月 経営委員会委員（常勤）
委員 長谷川 三千子 昭和 21 年 3 月 24 日生	昭和 55 年 4 月 埼玉大学教養学部助教授 昭和 62 年 4 月 埼玉大学教養学部教授 平成 23 年 3 月 埼玉大学名誉教授 平成 25 年 12 月 経営委員会委員
委員 不 破 泰 昭和 33 年 7 月 21 日生	平成 4 年 10 月 信州大学工学部助教授 平成 15 年 4 月 信州大学大学院工学系研究科教授 平成 22 年 4 月 信州大学総合情報センター長 令和 2 年 4 月 信州大学学術研究院(工学系)教授 令和 3 年 3 月 経営委員会委員
委員 水 尾 衣 里 昭和 34 年 9 月 9 日生	平成 6 年 4 月 名古屋女子文化短期大学助教授 平成 15 年 4 月 名城大学人間学部助教授 平成 19 年 4 月 名城大学人間学部准教授 平成 21 年 4 月 名城大学人間学部教授 令和 元年 12 月 経営委員会委員
委員 渡 邊 博 美 昭和 21 年 12 月 2 日生	平成 4 年 5 月 福島ヤクルト販売取締役 平成 8 年 5 月 福島ヤクルト販売常務取締役 平成 12 年 3 月 福島ヤクルト販売代表取締役社長 平成 26 年 5 月 福島ヤクルト販売代表取締役会長 平成 28 年 6 月 経営委員会委員

会 長、副 会 長、理 事 の 経 歴

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

会 長 前 田 晃 伸 (昭和 2 0 年 1 月 2 日生)	昭和 4 3 年 4 月 平成 1 5 年 1 月 平成 1 7 年 4 月 平成 1 9 年 5 月 平成 2 1 年 4 月 平成 2 2 年 6 月 平成 2 3 年 2 月 平成 2 3 年 7 月 令和 2 年 1 月	株式会社富士銀行入行 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役社長 社団法人全国銀行協会会長 社団法人日本経済団体連合会副会長 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役会長 特別顧問 国家公安委員会委員 株式会社みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 日本放送協会会長
副 会 長 正 籬 聡 (昭和 3 5 年 1 2 月 2 9 日生)	昭和 5 8 年 4 月 平成 2 7 年 5 月 平成 2 8 年 4 月 平成 2 9 年 4 月 平成 3 1 年 4 月 令和 2 年 2 月	日本放送協会入局 大阪放送局長 報道局長 広報局長 理事 副会長
専務理事 松 坂 千 尋 (昭和 3 2 年 9 月 1 9 日生)	昭和 5 8 年 4 月 平成 2 9 年 4 月 平成 3 0 年 4 月 令和 2 年 4 月	日本放送協会入局 経営企画局長 理事 専務理事
専務理事 板 野 裕 爾 (昭和 2 8 年 8 月 1 1 日生)	昭和 5 2 年 4 月 平成 1 8 年 6 月 平成 2 4 年 4 月 平成 2 6 年 4 月 平成 2 8 年 6 月 平成 3 1 年 4 月	日本放送協会入局 福島放送局長 理事 専務理事 株式会社NHKエンタープライズ代表取締役社長 日本放送協会専務理事
専務理事 角 英 夫 (昭和 3 5 年 1 0 月 1 6 日生)	昭和 5 8 年 4 月 平成 3 1 年 4 月 令和 2 年 4 月 令和 3 年 4 月	日本放送協会入局 広報局長 理事 専務理事
理 事 若 泉 久 朗 (昭和 3 6 年 2 月 1 8 日生)	昭和 5 9 年 4 月 平成 2 9 年 4 月 令和 2 年 4 月	日本放送協会入局 札幌放送局長 理事
理 事 松 崎 和 義 (昭和 3 5 年 7 月 6 日生)	昭和 5 8 年 4 月 平成 3 0 年 6 月 令和 2 年 4 月	日本放送協会入局 営業局長 理事
理 事 小 池 英 夫 (昭和 3 6 年 2 月 2 日生)	昭和 6 0 年 4 月 平成 2 9 年 4 月 令和 2 年 4 月	日本放送協会入局 報道局長 理事
理 事 田 中 宏 曉 (昭和 3 6 年 1 1 月 1 5 日生)	昭和 6 1 年 4 月 平成 3 0 年 4 月 令和 2 年 4 月	日本放送協会入局 経営企画局長 理事
理 事 林 理 恵 (昭和 3 8 年 6 月 8 日生)	昭和 6 1 年 4 月 令和 元年 6 月 令和 2 年 4 月	日本放送協会入局 国際放送局長 理事

理事・技師長 児 玉 圭 司 (昭和 3 7 年 7 月 2 9 日生)	昭和 6 2 年 4 月 令和 元年 6 月 令和 3 年 4 月	日本放送協会入局 技術局長 理事・技師長
理 事 伊 藤 浩 (昭和 3 7 年 2 月 1 4 日生)	昭和 6 0 年 4 月 令和 2 年 1 0 月 令和 3 年 4 月	日本放送協会入局 経営企画局長 理事



放 送 局 等 所 在 地

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

〔本 部〕

放送センター	150-8001 東京都渋谷区神南 2-2-1	(03)3465-1111
放送文化研究所	105-6216 東京都港区愛宕 2-5-1 愛宕MORIタワー 16F	(03)3465-1111
放送技術研究所	157-8510 東京都世田谷区砧 1-10-11	(03)3465-1111

〔関東甲信越地方〕

長野放送局	380-8502 長野市稲葉 2-10-2	(026)291-5200
新潟放送局	951-8508 新潟市中央区川岸町 1-4-9	(025)230-1616
甲府放送局	400-8552 甲府市丸の内 1-1-20	(055)255-2111
横浜放送局	231-8324 横浜市中区山下町 2-8-1	(045)212-2822
前橋放送局	371-8555 前橋市元総社町 1-8-9	(027)251-1711
水戸放送局	310-8567 水戸市大町 3-4-4	(029)232-9885
千葉放送局	260-8610 千葉市中央区千葉港 5-1	(043)203-1001
宇都宮放送局	320-8502 宇都宮市中央 3-1-2	(028)634-9155
さいたま放送局	330-9310 さいたま市浦和区常盤 6-1-21	(048)833-2041

〔近畿地方〕

大阪拠点放送局	540-8501 大阪市中央区大手前 4-1-20	(06)6941-0431
京都放送局	604-8515 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 5-7-6	(075)251-1111
神戸放送局	650-8515 神戸市中央区中山手通 2-2-4-7	(078)252-5000
和歌山放送局	640-8556 和歌山市吹上 2-3-4-7	(073)424-8111
奈良放送局	630-8540 奈良市三条大路 1-1-20	(0742)30-0300
大津放送局	520-0044 大津市京町 3-4-2-2	(077)522-5101

〔東海・北陸地方〕

名古屋拠点放送局	461-8725 名古屋市中区東桜 1-1-3-3	(052)952-7000
金沢放送局	920-8644 金沢市広岡 3-2-10	(076)264-7001
静岡放送局	422-8787 静岡市駿河区八幡 1-6-1	(054)654-4000
福井放送局	910-8680 福井市宝永 3-3-5	(0776)28-8850
富山放送局	930-8502 富山市新総曲輪 3-1	(076)444-6600
津放送局	514-8531 津市丸之内養正町 4-8	(059)229-3000
岐阜放送局	500-8554 岐阜市京町 2-3	(058)264-4611

〔中国地方〕

広島拠点放送局	730-8672 広島市中区大手町 2-1-1-10	(082)504-5111
岡山放送局	700-8621 岡山市北区駅元町 1-5-1	(086)214-4700

松江放送局	690-8601 松江市灘町 1 - 2 1	(0852) 32-0700
鳥取放送局	680-8701 鳥取市寺町 1 0 0	(0857) 29-9200
山口放送局	753-8660 山口市巾園町 2 - 1	(083) 921-3737

〔九州・沖縄地方〕

福岡拠点放送局	810-8577 福岡市中央区六本松 1 - 1 - 1 0	(092) 724-2800
北九州放送局	803-8555 北九州市小倉北区室町 1 - 1 - 1 - 2 0	(093) 591-5002
熊本放送局	860-8602 熊本市中央区花畑町 5 - 1	(096) 326-8203
長崎放送局	850-8603 長崎市西坂町 1 - 1	(095) 821-1115
鹿児島放送局	892-8603 鹿児島市本港新町 4 - 6	(099) 805-7000
宮崎放送局	880-8633 宮崎市江平西 2 - 2 - 1 5	(0985) 32-8111
大分放送局	870-8660 大分市高砂町 2 - 3 6	(097) 533-2800
佐賀放送局	840-8601 佐賀市城内 2 - 1 5 - 8	(0952) 28-5000
沖縄放送局	900-8535 那覇市おもろまち 2 - 6 - 2 1	(098) 865-2222

〔東北地方〕

仙台拠点放送局	980-8435 仙台市青葉区本町 2 - 2 0 - 1	(022) 211-1001
秋田放送局	010-8501 秋田市東通仲町 4 - 2	(018) 825-8111
山形放送局	990-8575 山形市桜町 2 - 5 0	(023) 625-9511
盛岡放送局	020-8555 盛岡市上田 4 - 1 - 3	(019) 626-8811
福島放送局	960-8588 福島市早稲町 1 - 2	(024) 526-4333
青森放送局	030-8633 青森市松原 2 - 1 - 1	(017) 774-5111

〔北海道地方〕

札幌拠点放送局	060-8703 札幌市中央区北 1 条西 9 - 1 - 5	(011) 232-4001
函館放送局	040-8680 函館市千歳町 1 3 - 1	(0138) 27-0111
旭川放送局	070-8680 旭川市 6 条通 6 - 2 7	(0166) 24-7000
帯広放送局	080-0015 帯広市西 5 条南 7 - 2 - 2	(0155) 23-3111
釧路放送局	085-8660 釧路市幣舞町 3 - 8	(0154) 41-9191
北見放送局	090-0035 北見市北斗町 2 - 3 - 2 4	(0157) 23-4181
室蘭放送局	051-0012 室蘭市山手町 1 - 3 - 5 0	(0143) 22-7271

〔四国地方〕

松山拠点放送局	790-8501 松山市堀之内 5	(089) 921-1111
高知放送局	780-8512 高知市本町 3 - 3 - 1 2	(088) 823-2300
徳島放送局	770-8544 徳島市寺島本町東 1 - 2 8	(088) 626-5970
高松放送局	760-8686 高松市錦町 1 - 1 2 - 7	(087) 825-0151

(資料 3 5)

要 員 数 の 推 移

年度 区分	平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
効率化	人 △ 202	人 △143	人 △95	人 △156	人 △130
要員措置	232	158	110	166	130
差引増減	30	15	15	10	0

年度末人員	10, 135	10, 150	10, 165	10, 175	10, 175
-------	---------	---------	---------	---------	---------

内 部 統 制 関 係 議 決

(令和 2 年 1 月 1 日改正)

放送法第 29 条第 1 項第 1 号ロ及び放送法施行規則第 17 条に規定する事項の経営委員会議決

一 監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項

- 1 監査委員会の職務執行を補佐する機能として、監査委員会事務局を置く。
- 2 この組織は、監査委員会の指揮命令に従い、自ら、あるいは関連部署と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行う。
- 3 この組織には、監査委員会の職務執行を補佐するのに必要な専門的知識及び能力を有する職員が適切な員数で配置される。
- 4 監査委員会は、必要な専門的知識を有する外部の専門家を活用することができる。

二 前号の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項

会長は、監査委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、監査委員会の事前同意を得る。

三 監査委員会の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局の所属職員は、監査委員会又は監査委員より指揮命令された業務に関して会長、副会長及び理事の指揮命令を受けない。

四 次に掲げる体制その他の監査委員会への報告に関する体制

1 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制

- (1) 会長、副会長及び理事は、協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査委員に報告する。
- (2) 会長は、職員が協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、確実かつ速やかに監査委員に報告するための体制を整備する。
- (3) 会長、副会長及び理事は、監査委員会規程に基づき、監査委員会に報告を行う。
- (4) 会長は、監査委員が理事会等重要な会議に常時出席する機会を確保する。

2 協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）又はこれらに準ずる者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

会長は、協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）又はこれらに準ずる者及び使用人（これらの者から、当該事実について報告を受けた者を含む）が、協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、確実かつ速やかに当該事実を監査委員に報告する体制を整備する。

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会長は、監査委員会又は監査委員に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための協会及び子会社における体制を整備し、協会及び子会社の役職員に対し周知徹底する。

六 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

会長は、監査委員がその職務の執行について生じる費用又は債務の負担を、放送法第43条第2項に基づき、協会に請求したときは、当該請求に係る費用又は債務の負担が監査委員の職務の執行に必要でないことを協会が証明した場合を除き、これに応じる。

七 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 会長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。
- 2 内部監査組織の長は、期初に内部監査の方針、計画について監査委員会と事前協議を行い、内部監査結果を監査委員会に都度報告する。
- 3 監査委員会の選定する監査委員は、会計監査計画、会計監査の状況、会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- 4 監査委員会は、監査委員会が必要があると議決した場合には、内部監査組織に指揮命令できるものとする。

放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決

(1) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- 1 会長・副会長及び理事の職務の適切な執行を確保するため、これらの役員の職務専念義務、忠実義務その他の服務に関する準則を定める。
- 2 「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」を定め、継続的な研修などを通じて、会長、副会長及び理事並びに職員に遵守させる。
- 3 コンプライアンスの最高責任者C C O（Chief Compliance Officer）を会長とする。
- 4 会長は、コンプライアンスの維持運営及び推進に関する方針や重要事項を審議する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、これを統括するとともに、コンプライアンスに関する業務を専門的に遂行するリスク管理組織を設置する。
- 5 経営委員会は、定期的に会長から職務の執行の状況の報告を受ける。
- 6 監査委員会は、定期的に会長、副会長及び理事へのヒアリングを行うとともに、内部監査組織から監査結果の報告、上記(1)4の組織からリスクマネジメントの活動状況の報告を受ける。
- 7 監査委員は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、放送法に基づき、会長、副会長及び理事から、直ちに、当該事実の報告を受ける。
- 8 会長は、内部通報制度を整備し、内部通報の内容について、監査委員会に報告する。

(2) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会長は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、保存及び管理に関する規程を整備し、適切に保存及び管理を行う。

以下の文書については、永久保存とする。

- ① 会長による決裁
- ② 会長の職務執行を補佐する理事会の議事録及び資料、その他会長、副会長及び理事で構成する会議体の資料

(3) 協会の損失の危険の管理に関する体制（リスクマネジメント体制）

- 1 リスクマネジメントの最高責任者ＣＲＯ（Chief Risk Officer）を会長とする。
- 2 会長は、リスクマネジメントに関する方針や重要事項を審議する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、これを統括するとともに、リスクマネジメントに関する業務を専門的に遂行するリスク管理組織を設置する。
- 3 会長の下、上記(3) 2の組織は、リスク要因の継続的把握とリスクの予防、並びにリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 経営委員会は、放送法第29条第1項第1号の規定により、協会の経営に関する基本方針、収支予算、事業計画及び資金計画、中期経営計画等を決定する。
- 2 会長は、副会長及び理事の職務分掌を定め、各理事が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を理事に委譲する。
- 3 各理事は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて協会全体としての経営目標の達成に努める。
- 4 各理事は、各部門、各職員の具体的目標、役割を設定する。
- 5 会長は、業務の遂行状況を確認するほか、目標の達成度評価を行い、結果を経営委員会に報告する。

(5) 協会の職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 職員の職務の適切な執行を確保するため、これらの職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、それを遵守させる。
- 2 「ＮＨＫ倫理・行動憲章」「行動指針」を定め、継続的な研修などを通じて、会長、副会長及び理事並びに職員に遵守させる。
- 3 コンプライアンスの最高責任者ＣＣＯ（Chief Compliance Officer）を会長とする。
- 4 会長は、コンプライアンスに関する業務を専門的に遂行するリスク管理組織を設置する。
- 5 会長は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

(6) 協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制

- 1 会長は、協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するため、子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等（「取締役等」）及び使用人の職務の執行に係る事項の協会への報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制を整備する。
- 2 前記1に定める体制整備は、体制の構築、実施及び運用を意味し、また、以下の事項を含むものとする。
 - ① 会長は、子会社の管理にあたり、協会の経営に関する基本方針に基づく方針を子会社

に対し周知徹底し、また、子会社の経営に関し、各子会社の代表者と十分な意見・情報の交換及び協議を行う。

- ② 会長は、子会社の管理にあたり、子会社の損失の危険の管理に関する体制並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について、協会における体制と同水準の体制を整備させる。
 - ③ 会長は、子会社の管理にあたり、後記関連団体運営基準において定めるところに従い、子会社に、前記 1 に定める体制の運用状況について報告させ、その概要を把握するように努め、また、必要に応じ、子会社に対し適時適切に改善を指導する。
 - ④ 協会の内部監査組織は、子会社の管理に必要なときは子会社の財務・業務の状況を調査することとし、これに関する規程を整備する。
 - ⑤ 会長は、子会社全般に関する事項を所掌する組織を設置し、子会社の業務の適正を確保するために必要な管理を行う。
 - ⑥ 会長は、各子会社の事業を所管する協会の部門を指定し、子会社の業務の適正を確保するために必要な管理を行う。
 - ⑦ 会長は、協会の職員を子会社（公益法人を除く）の非常勤取締役へ就任させる。
 - ⑧ 会長は、協会の職員を子会社（公益法人を除く）の非常勤監査役へ就任させ、また、子会社のうち会長が後記関連団体運営基準において定める子会社については、所要の知見を有する者をその常勤監査役へ就任させる。
 - ⑨ 会長は、監査委員会が選定する監査委員に対して、定期的に子会社の管理の状況等を報告する。なお、会長は、監査委員会が選定する監査委員に対する当該報告をもって、前記(1) 5 に定める経営委員会に対して職務の状況を報告する義務を免れるものではない。
 - ⑩ 会長、副会長及び理事は、子会社の業務に関し、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、放送法に基づき、直ちに当該事実を監査委員会が選定する監査委員に報告する。
 - ⑪ 会長は、子会社の取締役等及び使用人が利用できる内部通報制度を整備し、内部通報の内容について、監査委員会に報告する。
 - ⑫ 会長は、協会から放送法第 22 条の規定による出資を受けた子会社の業務範囲については、放送法施行令第 2 条に定める範囲の事業を営むことを原則とし、具体的には、放送法施行令第 2 条に定める事業に加え、放送法に基づき協会が行うことのできる業務（放送を除く。）又はこれらを行うために保有する設備若しくは優れた技術を活用して行う事業であって特に社会的に意義のあるものと定め、子会社の定款を適切に規定し、これを遵守するよう指導する。
 - ⑬ 会長は、協会から子会社への業務委託については、放送法第 23 条の規定に基づく「業務委託基準」を遵守することとし、「業務委託基準」の適用範囲外の業務委託についても、同様の基準を定めた上で、それを適切に運用する。
 - ⑭ 会長は、子会社の配当については、各子会社の財務状況、事業計画、株主構成等を勘案したうえで、実施、規模等を決することと、その子会社の維持・発展に必要な内部留保を除いた利益剰余金については配当することを定め、株主としての権利を行使して、適切に運用する。
 - ⑮ 会長は、子会社の組織、業務、財務に関する基礎的な情報に関する広く一般に向けた情報提供について、後記関連団体運営基準に定める。
- 3 会長は、前記 1 及び 2 を内容とする子会社の運営に関する共通の基準（「関連団体運営基準」）を策定し、その確実な運用を図る。なお、同運営基準には、協会と子会社との取

引の適正性の評価及び公表について定めを置く。

- 4 会長は、各子会社による関連団体運営基準の遵守その他子会社との基本的関係等を定めた契約（「基本契約」）を各子会社との間で締結する。
- 5 監査委員会は、子会社の事業運営に関する、会長、副会長及び理事の職務執行の監査に際して、会長、副会長及び理事並びに子会社の取締役等及び使用人が、放送法、放送法施行令、放送法施行規則、定款、本議決などの関係法令等に沿うとともに、総務省の「子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて適正に行われているかとの観点も含め、適正に監査を実施する。また、放送法が定める監査委員会又は監査委員による経営委員会に対する報告には、協会による子会社の管理の状況が含まれるものとする。
- 6 経営委員会は、子会社の事業運営に関する、会長、副会長及び理事の職務執行の監督に際して、会長、副会長及び理事並びに子会社の取締役等及び使用人が、放送法、放送法施行令、放送法施行規則、定款、本議決などの関係法令等に沿うとともに、総務省の「子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて適正に行われているかとの観点も含め、適正に監督を実施する。

(7) 経営委員会の事務局に関する体制

- 1 経営委員会の職務執行を補佐する機能として、経営委員会事務局を置く。
- 2 この組織は、経営委員会の指揮命令に従い、自ら、あるいは関連部署と連携して、経営委員会の権限行使に資する情報の収集、調査、分析、経営委員会への報告を行う。
- 3 会長は、経営委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、経営委員会の事前同意を得る。

放送法第29条第1項第1号オに規定する事項の経営委員会議決

- 1 本議決は、「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)の「協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制」に類するものとして、関連会社及び関連公益法人等についても同様の事項を定めるものである。
- 2 「関連会社」とは、放送法施行規則第30条第1項第11号イに規定する関連会社をいう。「関連公益法人等」とは、放送法施行規則第30条第1項第11号ロに規定する関連公益法人等をいう。

3 関連会社の業務範囲

- ① 協会から放送法第22条の規定による出資を受けた関連会社のうち、協会又は子会社の議決権保有割合が3分の1を超える関連会社の場合の業務範囲については、「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)2⑩を準用する。
- ② 協会から放送法第22条の規定による出資を受けた関連会社のうち、協会又は子会社の議決権保有割合が3分の1以下ではあるが、協会が人事、資金、技術、取引等を通じてその業務の方針に重要な影響を与えることができる場合の業務範囲については、上記①に準じ、協会の使命に照らして適正な範囲の事業を営むものとする。

4 関連会社及び関連公益法人等への業務委託

「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)2⑬を準用する。

5 関連会社及び関連公益法人等の組織、業務、財務に関する基礎的な情報の提供

「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)2⑬を準用する。

6 関連団体運営基準の策定並びに関連会社及び関連公益法人等との基本契約の締結

- ① 「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)3に規定する「関連団体運営基準」には、本議決の2、3、4、5の内容を含めることとし、子会社だけでなく、関連会社及び関連公益法人等の運営に関する共通の基準を兼ねる。
- ② 会長は、関連会社及び関連公益法人等との基本契約の締結については、「関連団体運営基準」に定める。

7 その他

関連会社及び関連公益法人等の運営に関しては、「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)2⑤、⑥、⑪を準用する。

(資料 3 7)

資産、負債及び純資産（資本）の推移

(協会全体)

(単位 百万円)

区 分 \ 年度末		平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
資 産 の 部	流 動 資 産	(33.1) 376,007	(34.5) 411,391	(34.7) 422,444	(39.0) 495,098	(41.1) 522,560
	固 定 資 産	(51.9) 590,265	(51.2) 611,948	(51.4) 625,046	(47.6) 603,699	(45.6) 580,167
	特 定 資 産	(15.0) 170,756	(14.3) 170,729	(13.9) 169,409	(13.4) 169,319	(13.3) 169,319
	資 産 合 計	(100.0) 1,137,030	(100.0) 1,194,069	(100.0) 1,216,899	(100.0) 1,268,116	(100.0) 1,272,047
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流 動 負 債	(21.7) 247,073	(22.2) 264,599	(20.6) 250,119	(21.6) 273,517	(19.2) 243,395
	固 定 負 債	(13.3) 150,805	(13.6) 162,835	(14.6) 177,748	(14.1) 178,755	(13.4) 170,707
	負 債 合 計	(35.0) 397,878	(35.8) 427,435	(35.2) 427,868	(35.7) 452,273	(32.6) 414,102
	承 継 資 本	(0.0) 163	(0.0) 163	(0.0) 163	(0.0) 163	(0.0) 163
	固定資産充当資本	(41.3) 469,725	(40.4) 482,583	(40.9) 498,116	(39.3) 498,206	(38.7) 492,379
	剰 余 金	(23.7) 269,262	(23.8) 283,886	(23.9) 290,751	(25.0) 317,473	(28.7) 365,402
	純 資 産 合 計	(65.0) 739,151	(64.2) 766,634	(64.8) 789,031	(64.3) 815,843	(67.4) 857,944
	負債及び純資産合計	(100.0) 1,137,030	(100.0) 1,194,069	(100.0) 1,216,899	(100.0) 1,268,116	(100.0) 1,272,047

(注) () 内は、構成比率 (%) を示す。

(一般勘定)

(単位 百万円)

年度末 区 分		平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
資 産 の 部	流 動 資 産	(33.5) 382,772	(34.8) 417,865	(35.0) 428,545	(39.3) 499,504	(41.2) 524,864
	固 定 資 産	(51.6) 590,265	(51.0) 611,948	(51.1) 625,046	(47.4) 603,699	(45.5) 580,167
	特 定 資 産	(14.9) 170,756	(14.2) 170,729	(13.9) 169,409	(13.3) 169,319	(13.3) 169,319
	資 産 合 計	(100.0) 1,143,795	(100.0) 1,200,543	(100.0) 1,223,001	(100.0) 1,272,523	(100.0) 1,274,350
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流 動 負 債	(21.5) 246,470	(22.0) 264,080	(20.4) 249,504	(21.5) 272,862	(19.0) 242,703
	固 定 負 債	(13.2) 150,805	(13.6) 162,780	(14.5) 177,748	(14.0) 178,755	(13.4) 170,707
	負 債 合 計	(34.7) 397,276	(35.6) 426,860	(34.9) 427,253	(35.5) 451,617	(32.4) 413,410
	承 継 資 本	(0.0) 163	(0.0) 163	(0.0) 163	(0.0) 163	(0.0) 163
	固定資産充当資本	(41.1) 469,725	(40.2) 482,583	(40.7) 498,116	(39.2) 498,206	(38.7) 492,379
	剰 余 金	(24.2) 276,630	(24.2) 290,935	(24.4) 297,467	(25.3) 322,535	(28.9) 368,397
	純 資 産 合 計	(65.3) 746,518	(64.4) 773,682	(65.1) 795,747	(64.5) 820,905	(67.6) 860,939
	負債及び純資産合計	(100.0) 1,143,795	(100.0) 1,200,543	(100.0) 1,223,001	(100.0) 1,272,523	(100.0) 1,274,350

(注) () 内は、構成比率 (%) を示す。

(有料インターネット活用業務勘定)

(単位 百万円)

年度末 区 分		平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
資産の部	流 動 資 産	(100.0) 272	(100.0) 319	(100.0) 367	(100.0) 542	(100.0) 630
	固 定 資 産	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —
	資 産 合 計	(100.0) 272	(100.0) 319	(100.0) 367	(100.0) 542	(100.0) 630
負債及び純資産の部	流 動 負 債	(2,805.2) 7,639	(2,288.6) 7,312	(1,927.1) 7,083	(1,032.7) 5,605	(574.8) 3,626
	固 定 負 債	(—) —	(17.4) 55	(—) —	(—) —	(—) —
	負 債 合 計	(2,805.2) 7,639	(2,306.0) 7,367	(1,927.1) 7,083	(1,032.7) 5,605	(574.8) 3,626
	欠 損 金	(△2,705.2) △ 7,367	(△2,206.0) △ 7,048	(△1,827.1) △ 6,715	(△932.7) △ 5,062	(△474.8) △ 2,995
	純 資 産 合 計	(△2,705.2) △ 7,367	(△2,206.0) △ 7,048	(△1,827.1) △ 6,715	(△932.7) △ 5,062	(△474.8) △ 2,995
	負債及び純資産合計	(100.0) 272	(100.0) 319	(100.0) 367	(100.0) 542	(100.0) 630

(注) () 内は、構成比率 (%) を示す。

(受託業務等勘定)

(単位 百万円)

年度末 区 分		平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
資産の部	流 動 資 産	101	196	74	52	32
	資 産 合 計	101	196	74	52	32
負債及び純資産の部	流 動 負 債	101	196	74	52	32
	負 債 合 計	101	196	74	52	32
	純 資 産 合 計	—	—	—	—	—
	負債及び純資産合計	101	196	74	52	32

(協会全体)

◇ 構成比率

(%)

区 分 \ 年度末	平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
固定資産 (対 資 産 合 計)	51.9	51.2	51.4	47.6	45.6
負 債 (対負債・純資産合計)	35.0	35.8	35.2	35.7	32.6
自己資本 (対負債・純資産合計)	65.0	64.2	64.8	64.3	67.4

◇ 財務比率

(%)

区 分 \ 年度末	平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
固 定 比 率 $\left[\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{自 己 資 本}} \right]$	79.9	79.8	79.2	74.0	67.6
流 動 比 率 $\left[\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{流 動 負 債}} \right]$	152.2	155.5	168.9	181.0	214.7

◇ 回転率、減価償却率

区 分 \ 年 度	平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
総資本回転率 $\left[\frac{\text{経常事業収入}}{\text{自己資本}+\text{負債}} \right]$	回／年 0.65	0.63	0.61	0.57	0.55
自己資本回転率 $\left[\frac{\text{経常事業収入}}{\text{自 己 資 本}} \right]$	回／年 0.99	0.98	0.95	0.89	0.84
減価償却率 $\left[\frac{\text{減 価 償 却 費}}{\text{償却資産額}+\text{減価償却費}} \right]$	% 15.8	16.8	17.2	17.9	18.3

(注) 自己資本及び負債の算出にあたっては、前期末・当期末の平均値を用いた。

(参考) 外部資金残高の推移

(単位 百万円)

区 分 \ 年度末	平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
総 額	—	—	—	—	—
放 送 債 券	—	—	—	—	—
長 期 借 入 金	—	—	—	—	—

(資料 38)

損 益 の 推 移

(協会全体)

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度		平成 29	30	令和 元	2	3
経 常 事 業 収 支	経 常 事 業 収 入	717,732	737,282	737,264	713,782	704,857
	受 信 料	703,416	723,578	723,171	700,575	689,675
	交 付 金 収 入	3,765	3,562	3,720	3,620	3,860
	放送番組等有料配信収入	2,084	2,265	2,480	3,894	4,611
	副 次 収 入	7,020	6,395	6,044	4,753	5,675
	受 託 業 務 等 収 入	1,444	1,480	1,847	939	1,033
	経 常 事 業 支 出	709,459	717,200	727,915	693,990	666,460
	国 内 放 送 費	328,549	342,865	349,590	311,117	296,720
	国 際 放 送 費	24,271	25,112	24,579	19,215	20,530
	国内放送番組等配信費	—	—	—	8,871	9,798
	国際放送番組等配信費	—	—	—	2,009	2,096
	放送番組等有料配信費	1,801	1,736	1,895	2,019	2,312
	受 託 業 務 等 費	114	85	370	36	121
	契 約 収 納 費	62,212	64,474	62,773	57,500	48,609
	受 信 対 策 費	887	944	884	722	662
	広 報 費	5,701	5,955	6,137	5,870	5,579
	調 査 研 究 費	9,425	8,399	8,414	7,492	7,215
	給 与	110,428	111,594	111,495	109,520	111,494
	退職手当・厚生費	65,370	48,812	49,650	53,718	51,743
	共 通 管 理 費	14,353	15,161	16,450	18,441	16,264
	減 価 償 却 費	74,234	80,733	84,094	86,464	83,808
	未収受信料欠損償却費	12,109	11,324	11,578	10,988	9,502
	経 常 事 業 収 支 差 金	8,272	20,082	9,348	19,792	38,396
経 常 事 業 外 収 支	経 常 事 業 外 収 入	14,403	9,386	13,085	6,386	5,603
	財 務 収 入	7,735	4,028	5,870	2,208	2,129
	雑 収 入	6,667	5,357	7,215	4,177	3,473
	経 常 事 業 外 支 出	0	26	—	3	49
	財 務 費	0	26	—	3	49
	経 常 事 業 外 収 支 差 金	14,402	9,359	13,085	6,383	5,554
経 常 収 支 差 金		22,674	29,442	22,434	26,176	43,950
特 収 別 支	特 別 収 入	2,331	205	2,419	6,878	4,663
	特 別 支 出	2,050	2,165	2,455	6,243	6,513
当 期 事 業 収 支 差 金		22,956	27,482	22,397	26,811	42,101
当 期 事 業 収 支 差 金		22,956	27,482	22,397	26,811	42,101
資 本 支 出 充 当		—	4,060	—	—	—
建 設 積 立 金 繰 入 れ		—	—	—	—	—
事 業 収 支 剰 余 金		22,956	23,422	22,397	26,811	42,101

(一般勘定)

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度		平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 収 入	(2.0) 715,653	(2.7) 734,971	(△ 0.1) 734,491	(△ 3.3) 709,910	(△ 1.4) 700,183
	受 信 料	(2.1) 703,416	(2.9) 723,578	(△ 0.1) 723,171	(△ 3.1) 700,575	(△ 1.6) 689,675
	交 付 金 収 入	3,765	3,562	3,720	3,620	3,860
	副 次 収 入	8,471	7,830	7,599	5,714	6,646
	経 常 事 業 支 出	(2.7) 707,344	(1.1) 715,208	(1.4) 725,475	(△ 4.6) 691,757	(△ 4.0) 663,843
	国 内 放 送 費	328,549	342,865	349,590	311,117	296,720
	国 際 放 送 費	24,271	25,112	24,579	19,215	20,530
	国内放送番組等配信費	—	—	—	8,871	9,798
	国際放送番組等配信費	—	—	—	2,009	2,096
	契 約 収 納 費	62,212	64,474	62,773	57,500	48,609
	受 信 対 策 費	887	944	884	722	662
	広 報 費	5,679	5,934	6,116	5,847	5,550
	調 査 研 究 費	9,425	8,399	8,414	7,492	7,215
	給 与	110,342	111,507	111,408	109,436	111,409
	退 職 手 当 ・ 厚 生 費	65,323	48,779	49,616	53,680	51,707
事 業 収 支	共 通 管 理 費	14,325	15,132	16,417	18,410	16,232
	減 価 償 却 費	74,217	80,733	84,094	86,464	83,808
	未収受信料欠損償却費	12,109	11,324	11,578	10,988	9,502
	経 常 事 業 収 支 差 金	8,309	19,763	9,016	18,152	36,339
	経 常 事 業 外 収 入	14,403	9,386	13,085	6,373	5,593
	財 務 収 入	7,735	4,028	5,870	2,208	2,129
	雑 収 入	6,667	5,357	7,215	4,164	3,463
	経 常 事 業 外 支 出	0	26	—	3	49
	財 務 費	0	26	—	3	49
	経 常 事 業 外 収 支 差 金	14,402	9,359	13,085	6,370	5,544
	経 常 収 支 差 金	22,712	29,123	22,101	24,523	41,883
	特 別 収 入	2,331	205	2,419	6,878	4,663
	特 別 支 出	2,050	2,165	2,455	6,243	6,513
	当 期 事 業 収 支 差 金	22,993	27,163	22,065	25,158	40,034
	当 期 事 業 収 支 差 金	22,993	27,163	22,065	25,158	40,034
	資 本 支 出 充 当	—	4,060	—	—	—
	建 設 積 立 金 繰 入 れ	—	—	—	—	—
	事 業 収 支 剩 余 金	22,993	23,103	22,065	25,158	40,034

(注) () 内は、対前年度増加率 (%) を示す。

(有料インターネット活用業務勘定)

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度		平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
経 常 事 業 収 支	経 常 事 業 収 入	2,084	2,265	2,480	3,894	4,611
	放送番組等有料配信収入	2,084	2,265	2,480	3,894	4,611
	経 常 事 業 支 出	2,121	1,946	2,148	2,254	2,554
	放送番組等有料配信費	1,921	1,774	1,971	2,076	2,370
	広 報 費	21	21	20	23	29
	給 与	86	86	86	84	85
	退職手当・厚生費	46	33	34	37	35
	共通管理費	29	30	35	31	33
	減価償却費	16	—	—	—	—
	経 常 事 業 収 支 差 金	△ 37	318	332	1,640	2,057
経 常 事 業 外 収 支	経 常 事 業 外 収 入	0	0	0	12	10
	雑 収 入	0	0	0	12	10
	経 常 事 業 外 収 支 差 金	0	0	0	12	10
経 常 収 支 差 金		△ 37	318	332	1,653	2,067
当 期 事 業 収 支 差 金		△ 37	318	332	1,653	2,067
当 期 事 業 収 支 差 金		△ 37	318	332	1,653	2,067
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ		—	—	—	—	—
繰 越 欠 損 金		△ 37	318	332	1,653	2,067

(受託業務等勘定)

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度		平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
経 常 事 業 収 支	経 常 事 業 収 入	1,444	1,480	1,847	939	1,033
	受 託 業 務 等 収 入	1,444	1,480	1,847	939	1,033
	経 常 事 業 支 出	1,217	1,243	1,527	783	869
	受 託 業 務 等 費	1,217	1,243	1,527	783	869
	経 常 事 業 収 支 差 金	227	237	320	156	163
当 期 事 業 収 支 差 金		227	237	320	156	163
当 期 事 業 収 支 差 金		227	237	320	156	163
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ		227	237	320	156	163
事 業 収 支 剰 余 金		—	—	—	—	—

(資料 39)

キャッシュ・フロー

(協会全体)

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 29	30	令和 元	2	3
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	107,555	121,689	112,667	142,905	98,772
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 89,452	△126,622	△145,683	△150,138	△ 97,178
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 998	△ 902	△ 962	△ 939	△ 1,277
IV 現金及び現金同等物の増減額	17,105	△ 5,835	△ 33,979	△ 8,171	316
V 現金及び現金同等物の期首残高	42,877	59,983	54,147	20,168	11,997
VI 現金及び現金同等物の期末残高	59,983	54,147	20,168	11,997	12,314

(資料 40)

収 入 支 出 決 算 表

(一般勘定)

(事業収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算残額
	当 初 額	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額		合 計		
		第 4 条 第 1 項 流 用	第 6 条 予 備 費			
事 業 収 入	690,003	—	—	690,003	700,937	△ 10,933
受 信 料	671,401	—	—	671,401	680,173	△ 8,771
交 付 金 収 入	3,850	—	—	3,850	3,860	△ 9
副 次 収 入	6,204	—	—	6,204	6,646	△ 442
財 務 収 入	1,222	—	—	1,222	2,129	△ 907
雑 収 入	2,250	—	—	2,250	3,463	△ 1,213
特 別 収 入	5,075	—	—	5,075	4,663	411
事 業 支 出	713,013	—	—	713,013	660,903	52,110
国 内 放 送 費	330,905	—	—	330,905	296,720	34,184
国 際 放 送 費	22,841	—	—	22,841	20,530	2,310
国内放送番組等配信費	10,633	—	—	10,633	9,798	834
国際放送番組等配信費	2,384	—	—	2,384	2,096	288
契 約 収 納 費	55,964	—	—	55,964	48,609	7,355
受 信 対 策 費	868	—	—	868	662	206
広 報 費	6,471	—	—	6,471	5,550	921
調 査 研 究 費	8,061	—	—	8,061	7,215	846
給 与	113,447	—	—	113,447	111,409	2,038
退職手当・厚生費	53,839	—	—	53,839	51,707	2,131
共 通 管 理 費	18,831	△ 1,750	—	17,081	16,232	849
減 価 償 却 費	85,000	△ 1,190	—	83,810	83,808	1
財 務 費	3	50	—	53	49	4
特 別 支 出	1,761	2,890	1,865	6,516	6,513	3
予 備 費	2,000	—	△ 1,865	134	—	134
事業収支差金	△ 23,009	—	—	△ 23,009	40,034	△ 63,043

(注) 1 事業収支差金40,034百万円は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越す。
 なお、翌年度以降の財政安定のための繰越金は、3年度末223,170百万円となった。

2 本表における受信料は、損益計算書における受信料から未収受信料欠損償却費を控除した金額である。

(資本収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			決 算 額	繰 越 額	予 算 残 額
	当 初 額	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額	合 計			
		第 5 条 第 2 項 繰 越				
資 本 収 入	111,899	5,269	117,169	89,755	5,651	21,762
前期繰越金受入れ	23,009	—	23,009	—	—	23,009
減価償却資金受入れ	85,000	—	85,000	83,808	—	1,191
資 産 受 入 れ	3,890	5,269	9,159	5,947	5,651	△ 2,439
資 本 支 出	88,890	5,269	94,159	65,663	5,651	22,844
建 設 費	86,090	5,269	91,359	65,663	5,651	20,044
出 資	2,800	—	2,800	—	—	2,800
資 本 収 支 差 金	23,009	—	23,009	24,092	—	△ 1,082

(注) 資本収支差金24,092百万円は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越す。

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予算残額
	当 初 額	予算総則に 基づく増減額	合 計		
		第 7 条 増収振当			
事 業 収 入	3,630	346	3,976	4,622	△ 645
放送番組等有料配信収入	3,630	346	3,976	4,611	△ 635
雑 収 入	—	—	—	10	△ 10
事 業 支 出	2,214	346	2,561	2,554	6
放送番組等有料配信費	2,034	337	2,371	2,370	0
広 報 費	21	9	30	29	0
給 与	88	—	88	85	2
退職手当・厚生費	37	—	37	35	2
共 通 管 理 費	33	0	34	33	0
事業収支差金	1,415	—	1,415	2,067	△ 651

(注) 事業収支差金2,067百万円を含む3年度末の繰越不足△2,995百万円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんしている。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予算残額
	当 初 額	予算総則に 基づく増減額	合 計		
		第 7 条 増収振当			
事 業 収 入	1,016	17	1,033	1,033	△ 0
受託業務等収入	1,016	17	1,033	1,033	△ 0
事 業 支 出	852	17	870	869	0
受 託 業 務 等 費	852	17	870	869	0
事業収支差金	163	－	163	163	△ 0

(注) 事業収支差金163百万円は、一般勘定へ繰り入れている。

(資料４１)

衛星放送に係る収入と経費の推移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
衛星放送に係る収入 (A)	189,592	197,372	198,725	191,894	188,952
衛 星 付 加 受 信 料	189,551	197,327	198,682	191,859	188,912
副 次 収 入	40	44	43	34	39
衛星放送の実施に要する経費 (B)	164,461	190,619	209,435	182,890	171,149
事 業 運 営 費	156,712	176,493	188,863	165,902	155,846
減 価 償 却 費	7,748	14,126	20,571	16,987	15,302
差 額 (A－B)	25,130	6,752	△10,709	9,004	17,802

(注) 一般勘定の事業収支のうち衛星放送に係る収入と経費を計上。

(資料４２)

受信料、収納率等の推移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
受 信 料	703,416	723,578	723,171	700,575	689,675
当 年 度 収 納 額	686,365	706,405	706,238	686,977	676,320
当 年 度 末 収 納 率	97.58%	97.63%	97.66%	98.06%	98.06%
欠 損 引 当 金 計 上 額	12,679	12,879	12,820	11,159	10,730
翌 年 度 収 納 額	5,927	5,536	4,284	3,666	—
確 定 収 納 率	98.42%	98.39%	98.25%	98.58%	—

(注) 欠損引当金計上額は税込額で表示。

(資料４３)

交 付 金 収 入 の 推 移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
総 額	3,765	3,562	3,720	3,620	3,860
ラジオ国際放送関係 *1	962	962	973	970	970
テレビジョン国際放送関係 *1	2,581	2,581	2,620	2,623	2,623
選 挙 放 送 関 係 *2	221	18	126	26	266

* 1 総務大臣が放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請したことによる費用の国庫負担分（放送法第65条、第67条）。

* 2 衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙に関する政見・経歴放送に要した費用の国庫又は当該都道府県負担分（公職選挙法第150条、第151条、第263条、第264条）。

(参考) 国際放送実施経費の推移

ラジオ (単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
経 費 総 額 (A)	6,385	6,049	6,079	5,453	5,365
交 付 金 (B)	962	962	973	970	970
協 会 負 担 額	5,422	5,087	5,105	4,483	4,395

交 付 金 の 比 率 $\left[\frac{B}{A}\right]$	15.1%	15.9%	16.0%	17.8%	18.1%
--	-------	-------	-------	-------	-------

テレビジョン (単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
経 費 総 額 (A)	22,876	23,699	23,471	19,074	20,301
交 付 金 (B)	2,581	2,581	2,620	2,623	2,623
協 会 負 担 額	20,294	21,117	20,850	16,450	17,677

交 付 金 の 比 率 $\left[\frac{B}{A}\right]$	11.3%	10.9%	11.2%	13.8%	12.9%
--	-------	-------	-------	-------	-------

(資料 4 4)

副 次 収 入 の 推 移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
総 額	8,471	7,830	7,599	5,714	6,646
うち、子会社等からの副次収入	5,962	5,837	5,779	4,174	4,503
一 般 業 務 収 入	7,020	6,395	6,044	4,753	5,675
放送番組の多角的活用	4,951	4,357	4,172	2,991	3,884
放送番組テキストの出版	994	969	912	879	933
技術協力・特許実施許諾	515	500	403	351	324
施設利用料	546	551	543	519	523
番組コンクール賞金等	13	15	11	11	9
放送番組等有料配信収入	121	39	78	58	59
受託業務等収入	1,329	1,395	1,477	903	911
事業収入に占める割合	1.18%	1.07%	1.03%	0.80%	0.95%

(資料 4 5)

業 務 別 事 業 経 費 の 推 移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 2 9	3 0	令和 元	2	3
事 業 支 出	(100.0) 697,285	(100.0) 706,075	(100.0) 716,352	(100.0) 687,015	(100.0) 660,903
業務別経費	(99.7) 695,234	(99.7) 703,883	(99.7) 713,897	(99.1) 680,769	(99.0) 654,341
国内放送	(76.5) 533,530	(77.0) 543,485	(77.2) 552,644	(74.8) 513,751	(75.1) 496,452
国際放送	(4.2) 29,261	(4.2) 29,748	(4.1) 29,550	(3.6) 24,528	(3.9) 25,667
国内放送 番組等配信	—	—	—	(1.8) 12,398	(2.0) 13,426
国際放送 番組等配信	—	—	—	(0.3) 2,362	(0.4) 2,408
契約収納	(10.9) 76,291	(11.0) 77,394	(10.6) 75,999	(10.3) 71,013	(9.4) 62,265
受信対策	(0.5) 3,332	(0.4) 3,175	(0.4) 3,053	(0.4) 2,896	(0.4) 2,801
広 報	(1.0) 6,920	(1.0) 7,126	(1.0) 7,431	(1.1) 7,232	(1.1) 6,965
調査研究	(2.8) 19,157	(2.4) 16,878	(2.4) 16,793	(2.3) 15,970	(2.4) 15,596
管 理	(3.8) 26,740	(3.7) 26,075	(4.0) 28,423	(4.5) 30,616	(4.3) 28,758
財 務 費 等	(0.3) 2,051	(0.3) 2,191	(0.3) 2,455	(0.9) 6,246	(1.0) 6,562

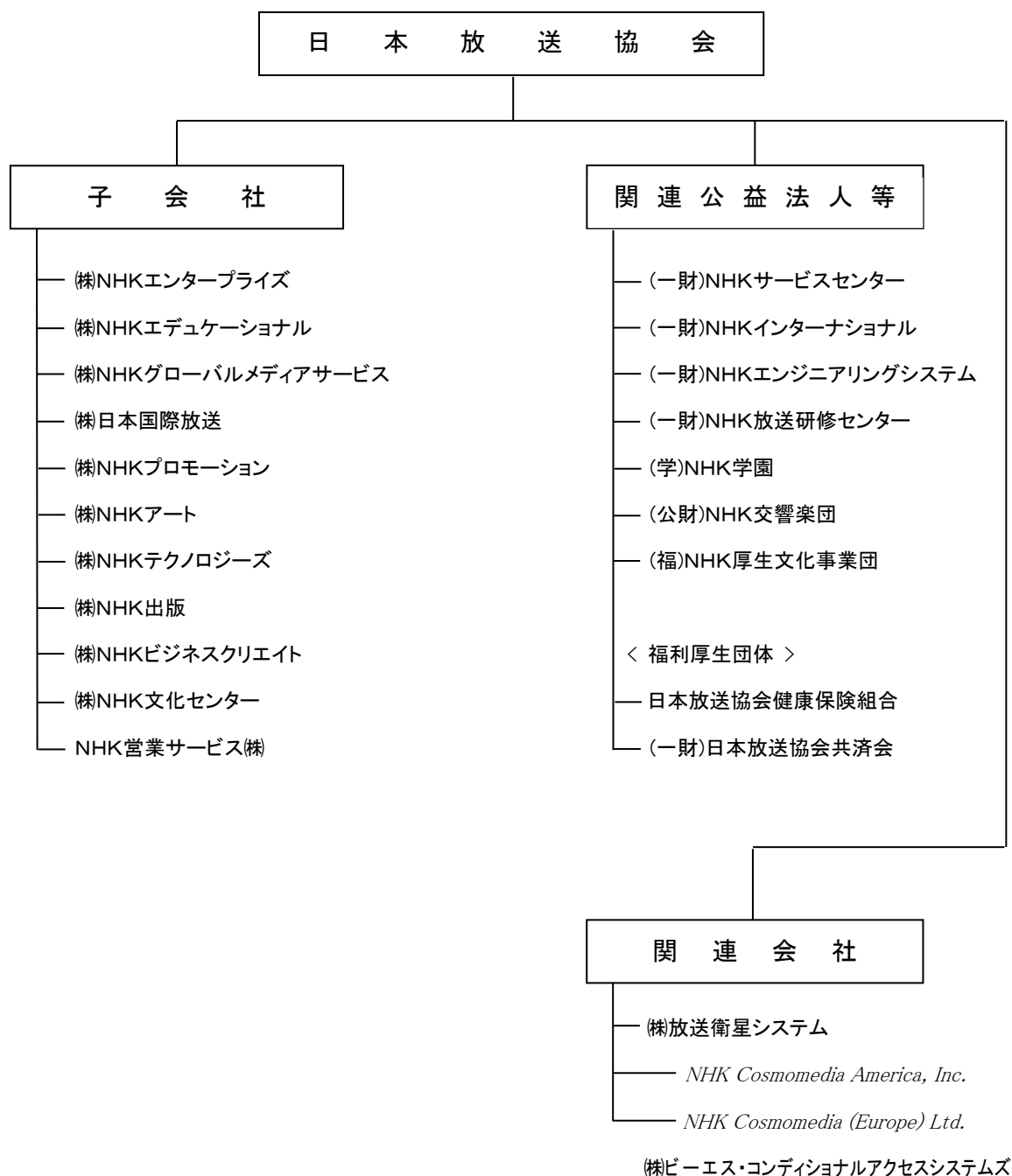
(注) 1 事業支出のうち、給与及び退職手当・厚生費については各業務別の要員数に応じて、減価償却費については資産の運用形態に応じて、各業務へ配分。

2 () 内は、構成比率 (%) を示す。

(資料 4 6)

子 会 社 等 系 統 図

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)



(注) 1 (一財)は一般財団法人、(学)は学校法人、(福)は社会福祉法人、(公財)は公益財団法人
2 斜字体で表記している会社は、協会の直接出資のない会社

子 会 社 等 の 概 要

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

<子会社>

会 社 名 所 在 地 設 立 年 月 代 表 者 ホ ー ム ペ ー ジ	事業内容	資 本 金 協会出資額 (比率%) (*1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (*2)	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の 副次収入額 (*4)
NHKエンタープライズ 東京都渋谷区神山町4-14 平成元年6月 社長 松本 浩司 https://www.nhk-ep.co.jp/	○協会の委託による放送番組の制作、 購入、販売 ○協会の委託によるテレビジョン国際放 送業務 ○協会の委託によるケーブルテレビ事 業者への放送番組の提供 ○各種映像ソフトの制作、販売 ○各種催物の企画、実施 等	万円 160,850 120,458 (82.7) [100.0]	百万円 62,026 1,512 18,066 979 810	人 18(11) 8(2) 7(6) 697 152	百万円 50,672 (48,219)	百万円 1,534 (1,299)
NHKエデュケーショナル 東京都渋谷区宇田川町7-13 平成元年5月 社長 田波 宏視 https://www.nhk-ed.co.jp/	○協会の委託による教育・教養番組の 制作、購入 ○放送大学学園番組の制作 ○主として教育に関する映像ソフトの制 作、販売 ○主として教育に関する催物の企画、 実施 等	10,000 6,700 (67.0) [99.0]	21,371 226 6,351 163 109	9(5) 4(1) 4(3) 283 60	17,981 (19,174)	517 (445)
NHKグローバルメディア サービス 東京都渋谷区神山町9-2 昭和63年2月 社長 根本 拓也 https://www.nhk-g.co.jp/	○協会の委託によるニュース、スポーツ 番組の制作、購入 ○協会の委託による回線コーディネー ション業務 ○協会の委託による字幕番組の制作 等	43,500 24,950 (73.7) [98.7]	26,859 1,454 9,401 1,021 752	12(7) 7(2) 4(4) 442 182	25,187 (21,115)	43 (48)
日本国際放送 東京都渋谷区神南1-19-4 平成20年4月 社長 高尾 潤 https://www.jibtv.com/	○協会の委託による外国人向けテレビ ジョン国際放送番組の制作、送出、 受信環境整備 ○外国人向け独自番組の制作、放送、 販売 等	39,000 20,000 (51.3) [64.1]	7,699 106 2,181 74 38	15(5) 4(1) 6(3) 91 15	6,047 (5,782)	762 (721)
NHKプロモーション 東京都渋谷区神山町5-5 昭和52年10月 社長 大美 慶昌 https://www.nhk-p.co.jp/	○協会の放送番組に関連した催物の 企画、実施 ○各種催物の企画、実施 等	10,000 5,700 (60.6) [100.0]	4,872 △125 1,189 — —	10(5) 4(1) 3(3) 58 7	1,645 (1,166)	12 (0)

*1 比率は議決権保有割合。[]内は子会社保有分を含めた議決権保有割合。

*2 百万円未満切捨て。売上高・事業収入の※は消費税込み。令和4年6月28日現在の見込みを含む。

剰余金等は利益処分前の額で、利益準備金を含み、資本準備金、評価差額金を含まない。

配当総額と協会の受取配当額は令和3年度決算に基づく4年度配当の予定額。

*3 ()内は常勤役員数の再掲。役員兼任数は協会職員(関連公益法人等は協会役職員)による兼任数。

*4 百万円未満切捨て。消費税抜き。()内は令和2年度の額。

会 社 名 所 在 地 設 立 年 月 代 表 者 ホ ー ム ペ ー ジ	事 業 内 容	資 本 金 協会出資額 (比率%) (※1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (※2)	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (※3)	協会支払額 (※4)	協会の 副次収入額 (※4)
NHKアート 東京都渋谷区富ヶ谷1-14-7 昭和36年7月 社長 小野木 昌史 https://www.nhk-art.co.jp/	○協会の委託による放送番組の制作に係る美術業務 ○コンピューターグラフィックソフトの企画、制作 ○展示装飾等の一般美術業務 等	万円 20,000 12,670 (66.1) [97.3]	百万円 14,779 454 5,157 316 208	人 10(5) 4 (0) 5 (5) 264 10	百万円 10,515 (10,139)	百万円 0 (一)
NHKテクノロジーズ 東京都渋谷区神山町4-14 昭和44年7月 社長 野口 周一 https://www.nhk-tech.co.jp/	○協会の委託による放送番組等の制作、放送、配信に係る技術業務 ○放送設備その他無線設備、共同受信施設等の建設及び保全 ○放送及び無線関係機器、番組制作設備等の設計、製作、施工 ○協会の業務に係わるコンピューターシステムの運用管理、情報処理 ○コンピューター及び情報通信、情報セキュリティに係わるシステム・ソフトウェアの開発、サービスの提供、コンサルティング 等	68,000 41,798 (70.9) [95.5]	53,533 606 24,802 422 299	19(12) 5(1) 8(7) 2,078 463	38,589 (44,338)	56 (60)
NHK出版 東京都渋谷区宇田川町41-1 昭和6年4月 社長 土井 成紀 https://www.nhk-book.co.jp/	○協会の放送番組に係るテキストの発行 ○協会の放送番組に関連する図書、雑誌の出版 ○各種書籍、ビデオ、CD-ROM等の発行 ○音楽著作権の管理 等	6,480 3,300 (67.3) [91.0]	13,697 505 17,521 5 3	10 (6) 3(0) 4(4) 225 12	46 (51)	1,115 (1,075)
NHKビジネスクリエイト 東京都渋谷区神南1-13-8 昭和56年2月 社長 石原 勉 https://www.nhk-bc.co.jp/	○協会の建物、設備等の総合管理業務 ○協会子会社等入居ビルの所有、管理、運営 ○協会及び子会社等所有の車両の運行管理 ○放送に関する情報処理 ○経理、人事、給与、福利厚生に関する事務 等	20,500 5,000 (14.3) [75.9]	10,297 △65 10,148 — —	11 (7) 4 (1) 6 (5) 525 75	6,100 (6,747)	7 (7)
NHK文化センター 東京都渋谷区神山町4-14 昭和53年12月 社長 田中 剛志 https://www.nhk-cul.co.jp/	○教養、趣味、実用、健康等の各種講座の運営を通じた協会の放送番組の利用促進 ○各種講演会等の企画、実施 等	10,000 2,000 (10.0) [88.5]	3,772 91 628 — —	7(3) 3 (1) 3 (2) 101 2	25 (94)	22 (25)
NHK営業サービス 東京都渋谷区富ヶ谷1-17-10 平成2年1月 社長 山田 哲生 https://www.nhk-nbs.co.jp/	○協会の委託による受信料関係の事務、情報処理、受信相談の受付 等	10,000 12,000 (85.1) [99.0]	10,801 275 3,351 — —	10 (7) 4(1) 5 (5) 751 110	10,187 (10,332)	— (一)

< 関連会社 >

会 社 名 所 在 地 設 立 年 月 代 表 者 ホ ー ム ペ ー ジ	事 業 内 容	資 本 金 協会出資額 (比率%) (※1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (※2)	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (※3)	協会支払額 (※4)	協会の 副次収入額 (※4)
放送衛星システム 東京都渋谷区富ヶ谷1-16-4 平成5年4月 社長 井上 樹彦 https://www.b-sat.co.jp/	○放送衛星の調達 ○放送衛星の中継器の譲渡、リース ○放送衛星の管制 ○基幹放送局提供事業 等	万円 1,500,000 749,970 (49.998) [49.998]	百万円 11,985 708 18,478 150 74	人 16(5) 4(0) 2(2) 81 18	百万円 1,610 (1,637)	百万円 285 (284)

NHK Cosmomedia America 100 Broadway, 15 th floor, NY 10005 U.S.A. 1990年12月 社長 千本 信昭	○北米地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業 ○アメリカ地域における協会関連番組の制作とその支援業務 ○協会関連番組の制作等に関するリサーチ・コーディネーション業務 等	万\$ 1,612 — (—) [39.9]	万\$ 2,607 204 976 80 —	人 10 (4) 2 (2) 3(1) 34 0	— (—)	— (—)
NHK Cosmomedia (Europe) 24 Lombard Street, London, EC3V 9AJ, U.K 1989年11月 社長 渡辺 常唱	○欧州地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業 ○欧州地域における協会関連番組の制作とその支援業務 ○協会関連番組の制作等に関するリサーチ・コーディネーション業務 等	万£ 698 — (—) [38.8]	万£ 850 △13 △107 — —	7 (4) 1(1) 5(2) 31 0	— (—)	— (—)

ビーエス・コンディショナル アクセスシステムズ 東京都渋谷区渋谷1-1-8 平成12年2月 社長 近藤 宏 https://www.b-cas.co.jp/	○BSデジタル放送の有料放送・自動表示メッセージ及びデジタル放送の番組の著作権保護等に使用する限定受信方式(B-CAS方式)の統括的な運用・管理 等	万円 150,000 27,630 (21.0) [21.0]	百万円 2,878 285 2,873 — —	人 11 (4) 1(0) 1(1) 15 3	百万円 236 (302)	— (—)
--	--	---	--	--	-------------------------	--------------

<関連公益法人等>

会 社 名 所 在 地 設 立 年 月 代 表 者 ホ ー ム ペ ー ジ	事業内容	基本財産	事業収入 (※2)	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (※3)	協会支払額 (※4)	協会の 副次収入額 (※4)
NHKサービスセンター 東京都世田谷区用賀4-10-1 昭和26年2月 理事長 黄木 紀之 https://www.nhk-sc.or.jp/	○協会の委託による番組情報誌の発行 及び番組公開、展示、広報業務 等	万円 —	百万円 6,827	人 9 (3) 1(0) 3(3) 207 76	百万円 5,020 (5,383)	百万円 17 (77)
NHKインターナショナル 東京都渋谷区神山町9-6 昭和55年7月 理事長 黄木 紀之 https://www.nhkint.or.jp/	○協会の委託による外国の放送事業者 等への放送番組の提供 ○協会の放送番組を中心とした国際番 組ライブラリー事業の運営 等	10,000	1,001	7(2) 1(0) 3(2) 42 9	772 (809)	28 (23)
NHKエンジニアリング システム 東京都世田谷区砧1-10-11 昭和56年12月 理事長 黄木 紀之 https://www.nes.or.jp/	○協会の委託による協会の研究開発に 基づく技術移転、特許の周知、斡旋 ○音響、映像、無線等に関する調査研究 並びに機器の試験、評価 等	3,000	1,421	12(2) 1 (0) 3 (2) 85 50	1,143 (1,154)	30 (32)
NHK放送研修センター 東京都世田谷区砧1-10-11 昭和60年8月 理事長 黄木 紀之 https://www.nhk-cti.jp/	○協会の委託による協会職員に対する 研修 ○放送事業者の従業員等に対する研修 等	10,000	※1,263	7 (2) 1(0) 3(2) 68 38	967 (1,011)	58 (58)
NHK学園 東京都国立市富士見台 2-36-2 昭和37年10月 理事長 篠原 朋子 https://www.n-gaku.jp/	○協会の放送を利用する通信制高等学 校の運営 ○生涯学習通信講座の実施 等	375,223	※3,129	8(4) 2(0) 4(4) 118 9	500 (350)	6 (6)
NHK交響楽団 東京都港区高輪2-16-49 昭和17年4月 理事長 今村 啓一 https://www.nhkso.or.jp/	○協会の放送での利用を目的とする演奏 の実施 ○公開演奏会の実施 等	3,000	2,770	12 (3) 2 (1) 2 (2) 133 2	1,710 (1,710)	4 (5)
NHK厚生文化事業団 東京都渋谷区神南1-4-1 昭和35年8月 理事長 鈴木 賢一 https://www.npwo.or.jp/	○障害者、高齢者福祉事業への助成 ○協会の社会福祉番組の普及、周知及 び制作協力 等	10,000	※261	12(2) 3 (0) 3 (2) 13 5	151 (151)	0 (2)
日本放送協会共済会 東京都渋谷区神山町7-10 昭和30年2月 理事長 谷弘 聡史 http://www.disclo-koeki.org/02b/00523/	○協会役職員への福利厚生事業 等	274,270	2,184 <一般会計> 1,497 <特別会計①> 848 <特別会計②>	15(5) 9 (0) 4 (4) 97 14	— <一般会計> 549 <特別会計①> 398 <特別会計②>	— (—)

このほか、健康保険法に基づく日本放送協会健康保険組合(昭和18年4月設立、理事長 山内 昌彦)がある。

(資料４８)

子会社、関連会社からの出資先（議決権保有割合３％以上）

(令和４年３月３１日現在)

＜子会社の出資＞

会社名	事業内容	議決権保有割合 (%)
(株)アイテックリース	放送用設備等の賃貸等	14.9
(株)ネオテック	番組制作技術業務等	14.7
(株)エクサート松崎	放送、舞台の照明、音声業務等	14.7
(株)アート・クリエイティブ・パートナーズ	美術装置のデザイン、製作、操作等	14.3
(株)STart	大道具、展示装飾用装置製作、飾付け等	14.1
(株)サンセイ	清掃、警備等	14.0
Nippon Production Service (タイ国)	番組の制作、コーディネート等	13.6
Mercuries General Media INC. (台湾)	台湾における衛星放送の配信業務等	13.0
(株)電波タイムス社	電波タイムズの発行等	13.0
(株)千代田ビデオ	スタジオ、附属設備の賃貸等	12.5
(株)ウイル	アンテナ設備等の設計・施工	12.1
東新紙業(株)	用紙の販売等	11.1
(株)日本プレスセンター	プレスセンタービルの賃貸等	8.8
オールニッポンヘリコプター(株)	ヘリコプターの運行等	8.0
江刺開発振興(株)	「えさし藤原の郷」の管理等	7.0
(株)アストロメディア広島	大型映像システムの操作等	7.0

このほか、議決権保有割合３％未満の出資先が２０社ある。

＜関連会社の出資＞

なし

(注) 資料４６に掲載している会社を除く。

(資料 4 9)

子 会 社 等 以 外 へ の 出 資

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

団体名	協会との関係	設立年月	資本金	発行済株数	持株数 (比率*)
福岡タワー(株)	電波塔の管理運用等を実施	昭和62年10月	30 億円	60,000	3,200 (5.3%)
(株)国際電気通信基礎技術研究所	協会と共同して放送を含む電気通信に係る基盤的技術の調査研究開発を実施	昭和61年 3月	1 億円	440,704	1,878 (0.9%)
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	海外において通信・放送・郵便事業を行う事業者等に対し、資金の供給、専門家の派遣その他の支援を実施	平成27年11月	662 億 7,700 万円	1,325,540	4,000 (0.3%)
J O C D N(株)	番組を配信する放送事業者に対し、国内向け動画配信プラットフォームサービスを提供	平成28年12月	9,900 万円	16,898	1,988 (11.8%)

* 比率は議決権保有割合

日本放送協会 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

(令和3年9月15日改訂)

NHKは特措法上の指定公共機関としての責務を果たすため、会長を本部長とする対策本部を設置して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と事業の継続に取り組んでいます。今後も放送事業者として視聴者・国民のみなさまに真に役立つサービスを提供していくため『公共メディア・NHKの行動指針』(2020年3月24日公表)に基づいて、「ニュース取材、番組制作業務」「イベント・来館者対応業務」「受信料の契約・収納業務」の3点に整理した以下のガイドラインをもとに取り組みを継続していきます。

なお、政府により緊急事態宣言が発出されるなど感染拡大の懸念が高まる状況下においては、政府や自治体の対策を踏まえ、業務体制の縮小や一部業務の制限などの措置を行い、感染防止対策をさらに強化することとします。

◆ニュース取材・番組制作業務

- 部局や職種の垣根を超えたシフトを検討し、持続可能な業務体制を構築する。また、これまで培った作り方改革や業務の効率化を踏まえて、在宅勤務・リモートワークを一層進める。
- スタジオ内では、「3密」の状態を避けるため、アナウンサーや出演者、スタッフ間の距離を確保するほか、アクリル板を設置するなどして感染対策を徹底する。また、状況に応じてリモートでの出演も活用する。
- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の放送局では、政府・自治体の対策などを踏まえ、全ての制作過程で必要最小限の人数でかかる時間も抑制して対応し、3密防止や消毒、換気などの感染対策を徹底する。また、外部の出演者にお越しいただくことや外出を伴う取材・ロケ・中継・収録は出演者や取材対象など関係者の意向を十分確認するなどして、適切に対応する。
- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域を出発地、目的地とする出張については、必要性を慎重に検討し、リモートで代替することも含めて判断する。
- 取材・制作については、感染状況や政府・自治体の対策などを踏まえて適切に対応していく。

◆イベント・来館者対応業務

- 公開番組・イベントの開催可否については、政府や自治体の方針等をふまえた上で、

個々のイベントの特性（観覧型か参加型かなど）をはじめ個別の条件に応じて検討していく。

○イベントや放送局の窓口業務に際しては感染防止を最優先し、十分な感染対策を講じることを前提に、地域ごとの感染状況などをふまえて柔軟かつ慎重に検討していく。

- ・対面に対応するスペースにはビニールカーテンやアクリル板等を設置する。
- ・設備の消毒（手を触れる箇所）、換気、手指の消毒設備の設置などの対策を徹底する。
- ・来場者および参加者には、マスクの着用、「3密」を避けるための協力をお願いするほか、感染が疑われる症状がある場合、来場の自粛を促す。
- ・来場者の体温のチェック、開場待ち列の間隔確保、客席配置の工夫などを実施する。また、来場者の連絡先および着席位置の把握に努める。

◆受信料の契約・収納業務

○営業活動は、感染状況や政府・自治体の対策などを踏まえてその内容を検討していく。

○訪問活動は、マスクの着用、携帯用消毒液による手指の消毒、手洗いなど感染防止の取り組みを徹底したうえで、受信契約のご案内などを行う。対面でご案内を行う場合は、十分な身体的距離を取り、短時間での応対に努める。

○ホームページのNHKオンライン「受信料の窓口」からは、受信契約に関するほとんどの手続きが24時間可能であるため、そちらをご利用いただくようご案内する。

◆感染拡大防止に向けた共通の取り組み

○職員、スタッフなどは出局前に検温を行い、発熱や体調に異常がある場合は出局しないことを徹底する。外部の出演者、取材対象者などについても、体調不良の場合は取材や出演は見合わせることを徹底する。

○放送番組の作り方改革や業務効率化のノウハウをいかし、在宅勤務やリモートワークをさらに進め出勤率を抑える。特に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の放送局では、部局ごとに職場への出勤率の目標を明確に定め、出勤を抑制する。

○身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行、こまめな換気といった感染防止の基本を実践するとともに、業務実施場所の分散化、会議・打合せのリモート化などを推進し職場において「密」となる機会を回避して、たとえ、感染者が発生した場合でも、濃厚接触者を最小限にするための対策を徹底する。

以 上

NHK受信料制度等検討委員会構成員

(令和4年3月31日現在)

◎ 座 長

○ 座長代行

<委員>

◎ 安 藤 英 義 (一橋大学名誉教授・専修大学名誉教授)

鈴 木 秀 美 (慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授)

○ 山 内 弘 隆 (一橋大学名誉教授)

山野目 章 夫 (早稲田大学大学院法務研究科教授)

山 本 隆 司 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

<オブザーバー>

平 松 剛 実 (弁護士)

【次世代NHKに関する専門小委員会(第2次)】(令和3年10月11日～)

(委員長) 曾我部 真 裕 (京都大学大学院法学研究科教授)

大 澤 彩 (法政大学法学部法律学科教授)

巽 智 彦 (東京大学法学部・大学院法学政治学研究科准教授)

船 木 夏 子 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)

松 下 東 子 (野村総合研究所プリンシパル)

(資料 5 2)

個人情報の開示等の状況（令和 3 年度）

1 「個人情報の開示等の求め」の受付件数とその内容

2 6 件

(内訳)	開示の求め	2 4 件
	消去の求め	2 件

2 「個人情報の開示等の求め」に対する判断結果

判断結果	件数
開示	8
一部開示	4
不開示	1 2
消去不実施	2
適用外	0

3 「再検討の求め」の受付件数

0 件